



第3期斜里町子ども・子育て支援事業計画（案）

[令和7年度～令和11年度]

令和7年 月

斜里町



【目 次】

<u>第 1 章 計画の策定にあたって</u>	P1
1 計画策定の趣旨	
2 計画の位置づけ	
3 計画の対象	
4 計画の策定体制	
5 計画策定への住民意見の反映	
6 計画の推進	
7 計画の期間と進行管理	
8 子ども・子育て支援をめぐる国の動向	
<u>第 2 章 斜里町の子ども・子育てを取り巻く状況</u>	P9
1 斜里町の子どもを取り巻く状況	
2 町の子ども・子育て支援の状況	
<u>第 3 章 計画の基本的な考え方</u>	P29
1 基本理念	
2 計画の推進にあたっての基本的視点	
3 施策の体系	
<u>第 4 章 基本目標毎の施策の取り組み</u>	P35
基本目標 1 乳幼児期の教育・保育環境の充実	
基本目標 2 子育て支援の充実	
基本目標 3 子どもの育ちの支援の充実	
基本目標 4 一人ひとりが輝ける学校教育の推進	
基本目標 5 つながり学びあう社会教育の推進	
<u>第 5 章 教育・保育施設等の量の見込みと確保方策</u>	P55
1 子ども・子育て支援事業計画の「量の見込み」と「確保方策」	
2 需要量の算出方法	
3 教育・保育提供区域の設定	
4 教育・保育施設の需要量及び確保の方策	
5 地域子ども・子育て支援事業の需要量及び確保の方策	
6 法改正にともなう新規事業について	
7 その他事項	
<u>資料編</u>	P69
○斜里町子ども・子育て会議、斜里町子ども・子育て支援庁内検討会議	
○令和 5 年度「斜里町子ども・子育て支援に関するニーズ調査」結果（概要）	

第 1 章

計画の策定にあたって

- 1 計画策定の趣旨 (P2)
- 2 計画の位置づけ (P2)
- 3 計画の対象 (P3)
- 4 計画の策定体制 (P3)
- 5 計画策定への住民意見の反映 (P4)
- 6 計画の推進 (P4)
- 7 計画の期間と進行管理 (P5)
- 8 子ども・子育て支援をめぐる国の動向 (P6)

1. 計画策定の趣旨

今日の子ども・子育てを取り巻く環境の変化は大きく、抜本的な制度改革が求められており、平成 27 年 4 月から「子ども・子育て支援新制度」に移行することになりました。

市町村子ども・子育て支援事業計画は、5 年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需要計画として全市町村で策定が義務づけられており、本町においては令和 2 年度から令和 6 年度までを計画期間として「第 2 期斜里町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、各種取り組みを進めてきました。

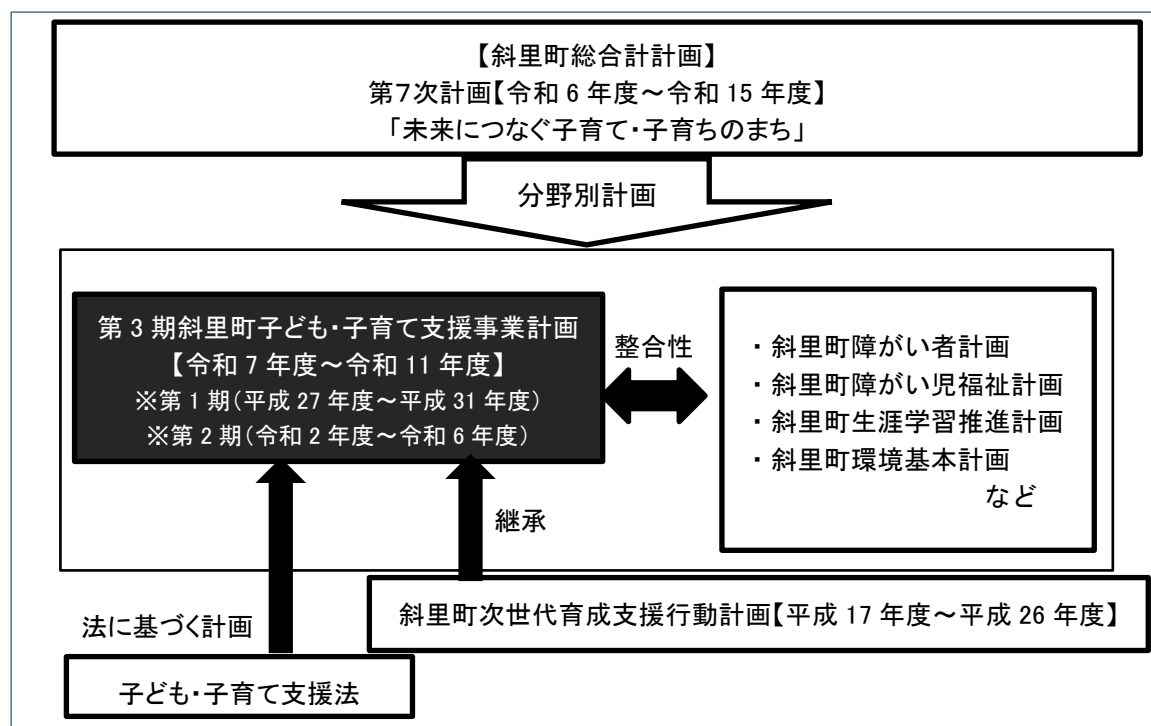
「第 2 期斜里町子ども・子育て支援事業計画」は令和 6 年度に終期を迎えることから、国の動向等を踏まえながら、未来を担う、町の宝である子ども達の育ちをまちぐるみで応援し推進するために「第 3 期斜里町子ども・子育て支援事業計画（以下「第 3 期計画」とします）」を策定します。

2. 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条に基づき、国が定める基本指針に即して教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保等について定めることとし、合わせて次世代育成支援対策推進法に基づく「斜里町次世代育成支援行動計画」の内容について一体的に策定するものです。

策定にあたっては町の総合計画を上位計画とし、「自分らしく健やかに暮らしつづけられるまち」を基本目標とする施策「未来につなぐ子育て・子育てのまち」を推進するための分野別計画として定め、町の他の分野別計画である障がい者計画、障がい児福祉計画、生涯学習推進計画などの関連する計画との整合性を持ちながら、本町における子ども・子育て支援を総合的に推進していく計画と位置づけます。

[計画の位置づけ（イメージ）]



3. 計画の対象

本計画は、18歳未満のすべての子どもとその家族を対象としていますが、次代の親づくりという視点から一部の施策については、今後親となる若い世代も対象とし、「持続可能な斜里町の構築」を目指します。

4. 計画の策定体制

(1) 「斜里町子ども・子育て会議」の設置

本計画への子育て当事者等の意見を反映するとともに、子ども・子育て支援施策を子どもおよび子育て家庭の実情を踏まえて実施するため、子育て当事者、公募による町民、識見を有する者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者等で構成する「斜里町子ども・子育て会議」を設置し、計画の内容について審議しました。

(2) 「斜里町子ども・子育て支援庁内検討会議」の設置

本町における子ども・子育て支援に関し、計画策定の作業を円滑に進めるため、職員で構成する「斜里町子ども・子育て支援庁内検討会議」を設置し、計画策定に関して具体的な検討を行いました。

[参照：資料編 72 ページ]

5. 計画策定への住民意見の反映

(1) ニーズ調査の実施

本計画策定の基礎資料とするため「子育て支援に関するアンケート調査」を実施し、子育て支援に関するサービスの利用状況や今後の利用希望等の把握を行いました。

※参照：資料編 74 ページ

調 査 概 要	
調査対象	就学前児童のいる世帯：305 件 小学生・義務教育学校前期課程児童のいる世帯：387 件
調査方法	[町立保育園・保育所利用児童のいる世帯] 利用保育園・保育所で調査票を配布 利用保育園・保育所で回収またはW e b 上で回答 [小学生・義務教育学校前期課程児童のいる世帯] 学校で調査票を配布 学校、あらかじめ周知した施設等で回収またはW e b 上で回答 [上記以外の世帯] 郵送により配布 郵送、あらかじめ周知した施設等で回収またはW e b 上で回答
調査期間	令和 6 年 2 月 23 日（金）～ 令和 6 年 3 月 8 日（金）（15 日間）
回収件数 ・回収率	就学前児童のいる世帯： 有効回収数 187 件・有効回収率 61.3% 小学生・義務教育学校前期課程児童のいる世帯： 有効回収数 189 件・回収率 48.8%

(2) 意見募集（パブリックコメント）の実施

意見公募（パブリックコメント）（令和 7 年 3 月）後、作成予定

6. 計画の推進

本計画では、幼児期の教育・保育、地域の子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保の内容およびその時期などを定めます。計画の推進にあたっては、保育・教育事業に対するニーズに応じていくため、町内関係機関と連携して横断的な施策に取り組むとともに、計画の策定に関わった「斜里町子ども・子育て会議」において、計画策定後も継続して施策の実施状況や評価について審議を行い、計画の進行管理や新たな課題への対応、改善につなげていきます。

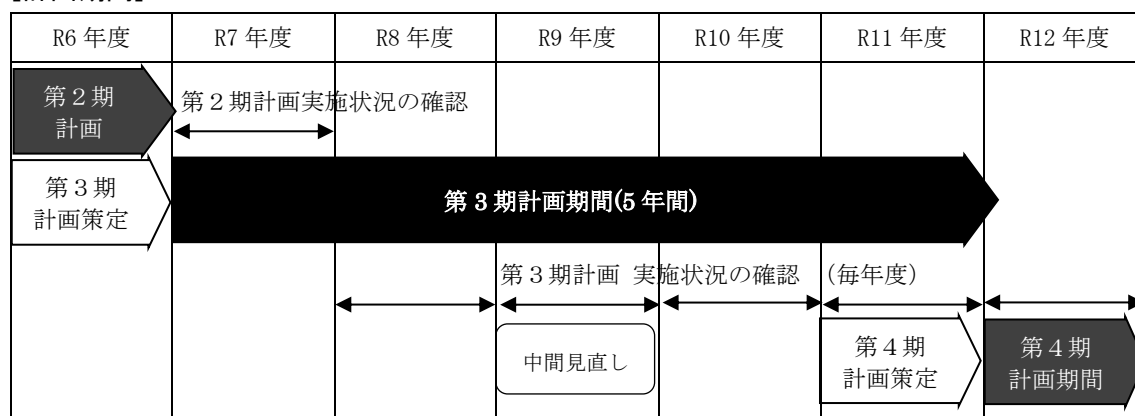
7. 計画の期間と進行管理

本計画は、令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間とします。

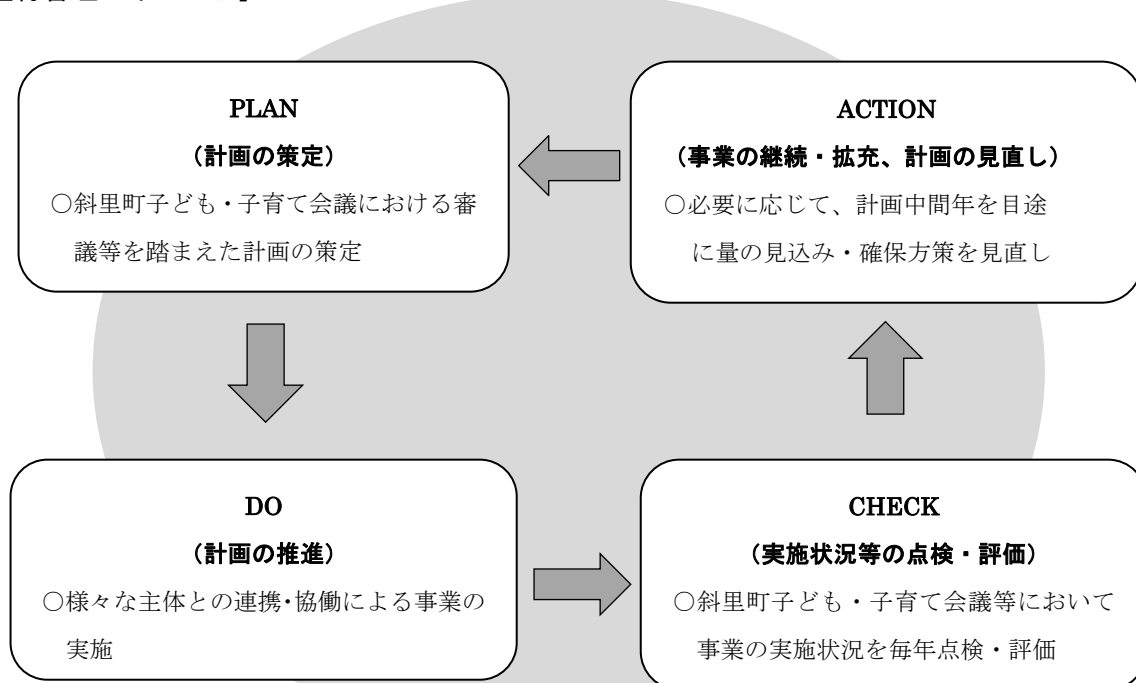
なお、計画を実効性のあるものとして推進するため、PDCAサイクルにより、継続的改善を図りながら、子ども・子育て支援施策を推進していきます。

施策の実施にあたっては、柔軟で総合的な取り組みが必要であることから、毎年実施状況の確認を行い検証した結果に基づき、必要と考えられる場合には、計画期間の中間年を目安として計画の見直しを行います。

〔計画期間〕



〔進行管理のイメージ〕



8. 子ども・子育て支援をめぐる国の動向

こどもに関する取り組みや政策を社会の真ん中に据えて、強力に進めていくため、令和5年4月に「こども家庭庁」が発足しました。こども家庭庁は、省庁の縦割りを排し、こどもに関する福祉行政を一元的に担うこととなっています。

同じく令和5年4月から、こどもを権利の主体として位置づけ、その権利を保障する総合的な法律として「こども基本法」が施行されました。

また、「こども基本法」に基づき、これまで別々につくられてきた「少子化社会対策大綱」「子供・若者育成支援推進大綱」「子供の貧困対策に関する大綱」が束ねられ、「こども大綱」に一元化されることになりました。

こども基本法の概要（地方公共団体関係部分）
・ 定義（第2条関連） この法律において「こども」とは、心身の発達の過程にある者をいう。 ・ 地方公共団体の責務（第5条関連） 地方公共団体は、基本理念にのっとり、こども政策に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内におけるこどもの状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。 ・ 都道府県こども計画等（第10条関連） 都道府県は、こども大綱を勘案して、当該都道府県におけるこども施策についての計画（以下この条において「都道府県こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。 市町村は、こども大綱（都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画）を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画（以下この条において「市町村こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。 ・ こども等の意見の反映（第11条関連） 国及び地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

さらに、令和5年6月13日に閣議決定された「こども未来戦略方針」では、「少子化は、我が国が直面する最大の危機」であり、「2030年を節目とし、次元の異なる少子化対策を推進することとしています。子ども・子育て政策の課題の一つに、子育てしづらい社会環境や子育てと両立しにくい職場環境をあげ、今後集中的に取り組む「加速化プラン」として、男性育休の取得推進、育児期を通じた柔軟な働き方の推進、多様な働き方と子育ての両立支援を通じ、共働き・共育てを定着させていくとしています。

令和6年度から保育所における満3歳以上の児童に係る保育士・保育従事者の配置基準（最低基準）の見直し、令和6年6月には「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」が公布され、こども未来戦略（令和5年12月22日閣議決定）の「加速化プラン」に盛り込まれた少子化対策を進めていくこととし、令和6年10月より児童手当制度が抜本的に拡充されています。

また、国は令和 6 年 12 月には、地域のニーズに対応した質の高い保育の確保・充実を目指すとした「保育政策の新たな方向性」をとりまとめるなど、強力に子ども・子育て政策を推進していくこととしています。



第2章

斜里町の子ども・子育てを 取り巻く状況

- 1 斜里町の子どもを取り巻く状況 (P10)
- 2 町の子ども・子育て支援の状況 (P17)

1. 斜里町の子どもを取り巻く状況

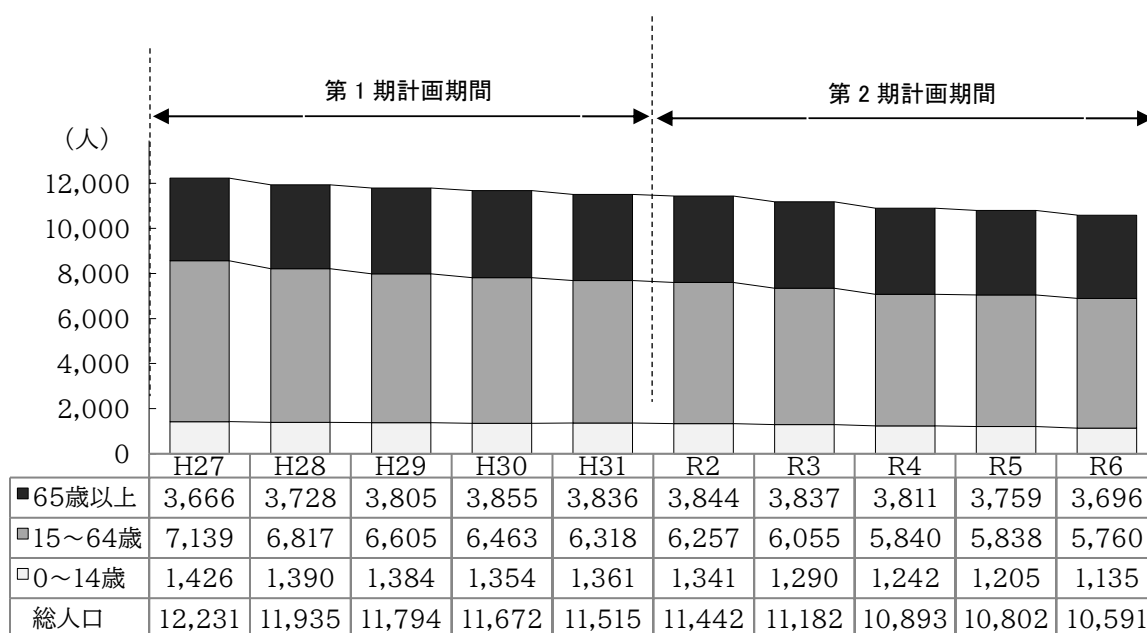
斜里町の子どもを取り巻く現状について、関連するデータから概観します。

(1) 総人口の推移等

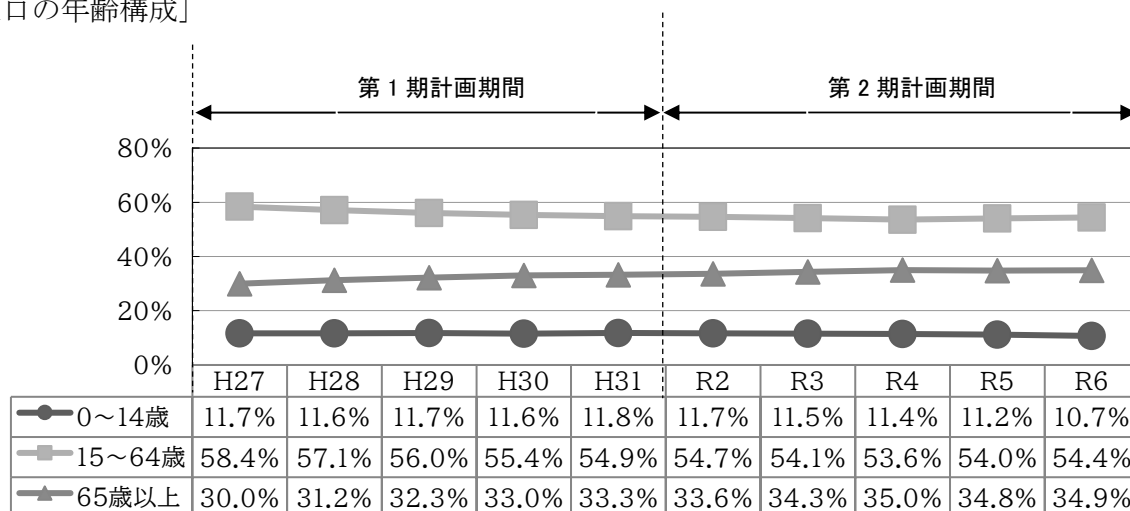
本町の総人口は、令和6年3月末時点で10,591人となっており、第2期計画開始年である令和2年から最終年までに851人減少しています。

年齢構成割合は、65歳以上の老年人口が横ばい傾向である一方、15～64歳の生産年齢人口及び14歳以下の年少人口については減少傾向となっています。

[総人口の推移]



[人口の年齢構成]



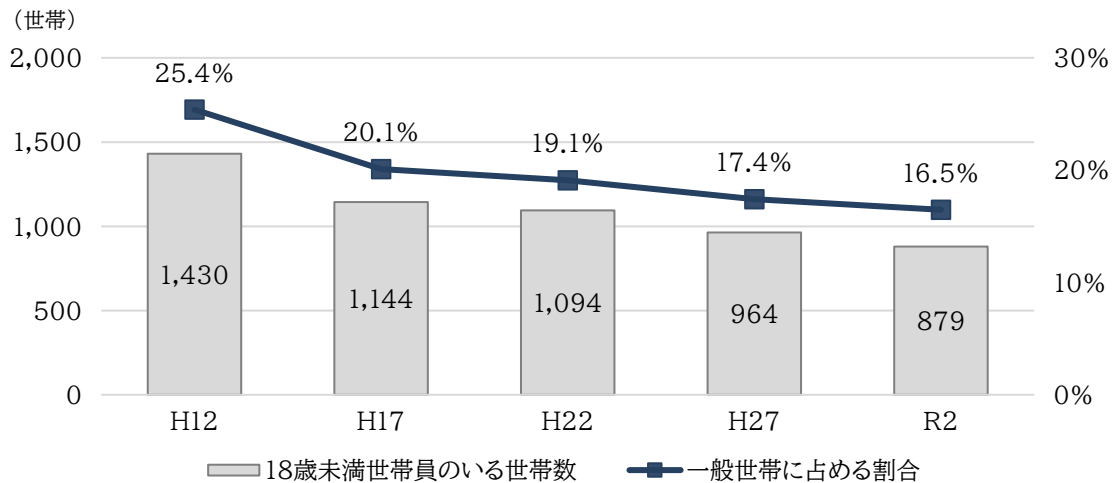
※H27は国勢調査、H28年～R6年は住民基本台帳（3月31日現在）による

(2) 世帯の状況

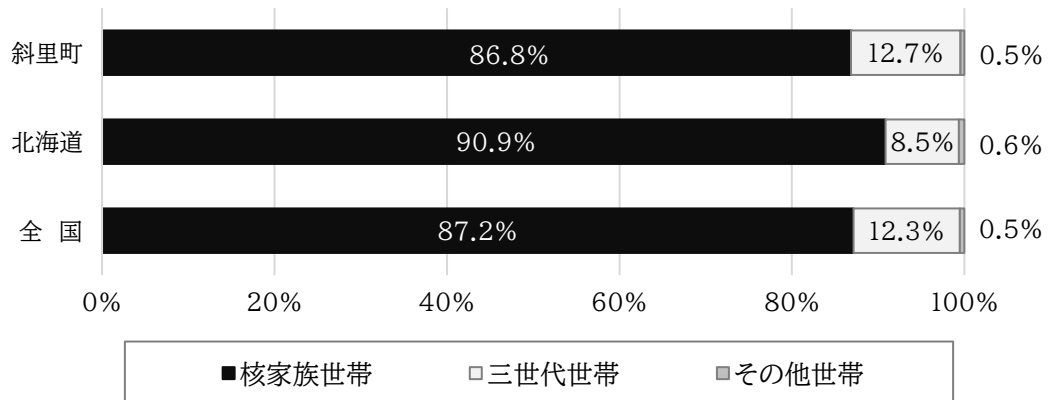
本町の18歳未満世帯員のいる世帯数は、年々減少しており、令和2年時点で879世帯、一般世帯に占める割合は16.5%となっています。

また、本町の18歳未満世帯員のいる世帯の構成比は、核家族世帯が86.8%、三世代世帯が12.7%となっており、全国及び北海道と比べると三世代世帯割合が高い傾向にあります。

[18歳未満世帯員のいる世帯の推移]



[18歳未満世帯員のいる世帯の構成比（令和2年）]

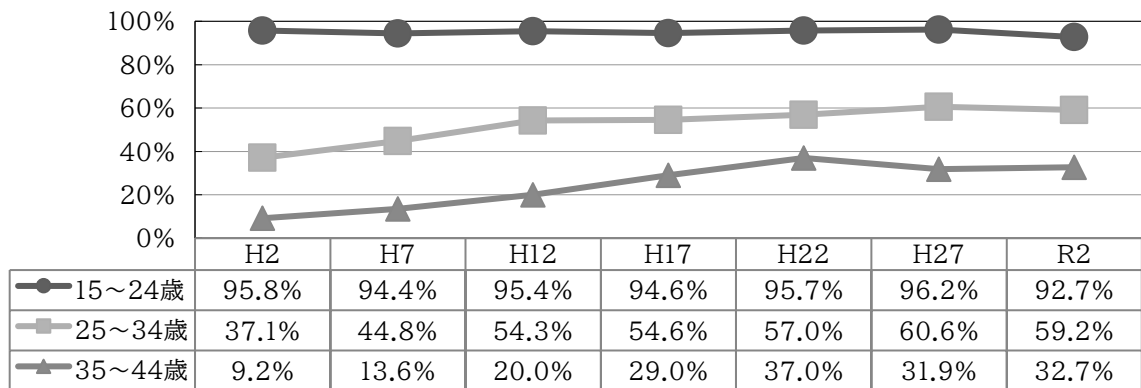


※国勢調査による

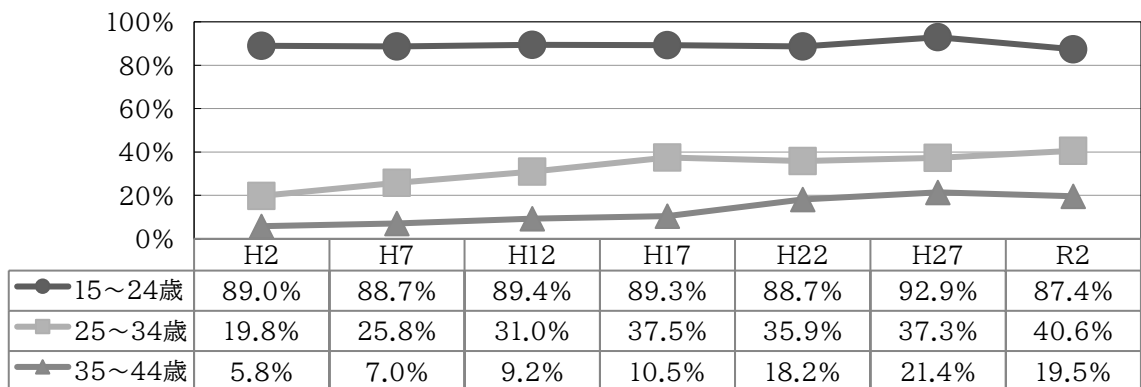
(3) 未婚率の推移

本町の未婚率は、平成 17 年から平成 22 年の間に上昇し、その後は年によって増減していますが、令和 2 年時点で 35～44 歳における男性の 32.7%、女性の 19.5%が未婚となっております。非婚化の傾向が見られるといえます。

[男性]



[女性]

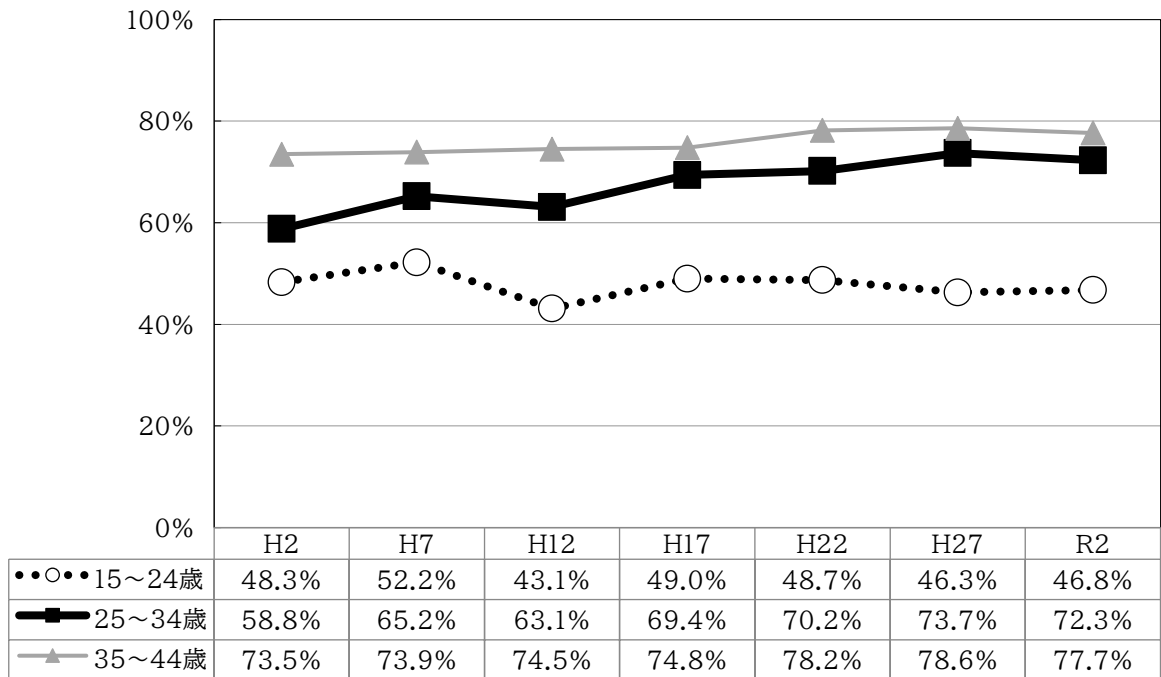


※国勢調査による

(4) 女性就業率

本町の女性就業率は15～24歳の層では概ね50%以下で推移していますが、25～34歳及び35～44歳の層では概ね上昇傾向にあります。平成2年と令和2年を比較すると、25～34歳の層では13.5ポイント増、35～44歳の層では4.2ポイント増となっており、子育て世代においても働く女性が増えていることが想定されます。

[女性の就業率]

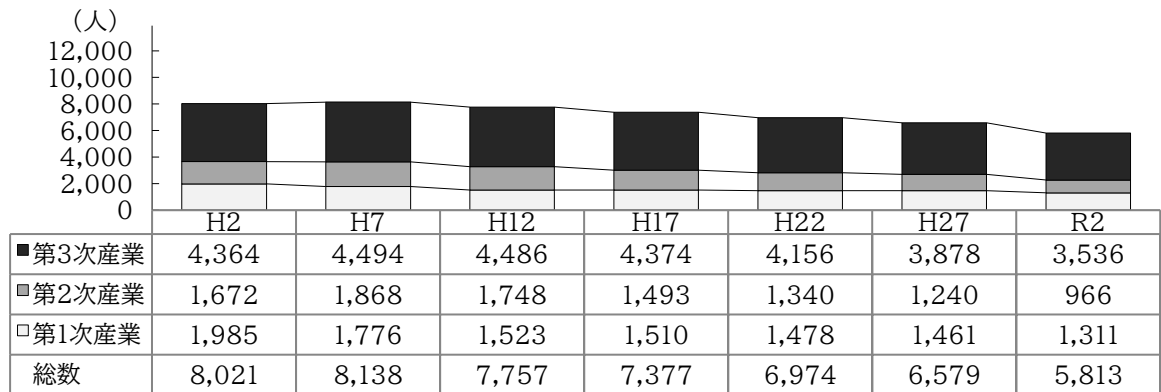


※国勢調査による

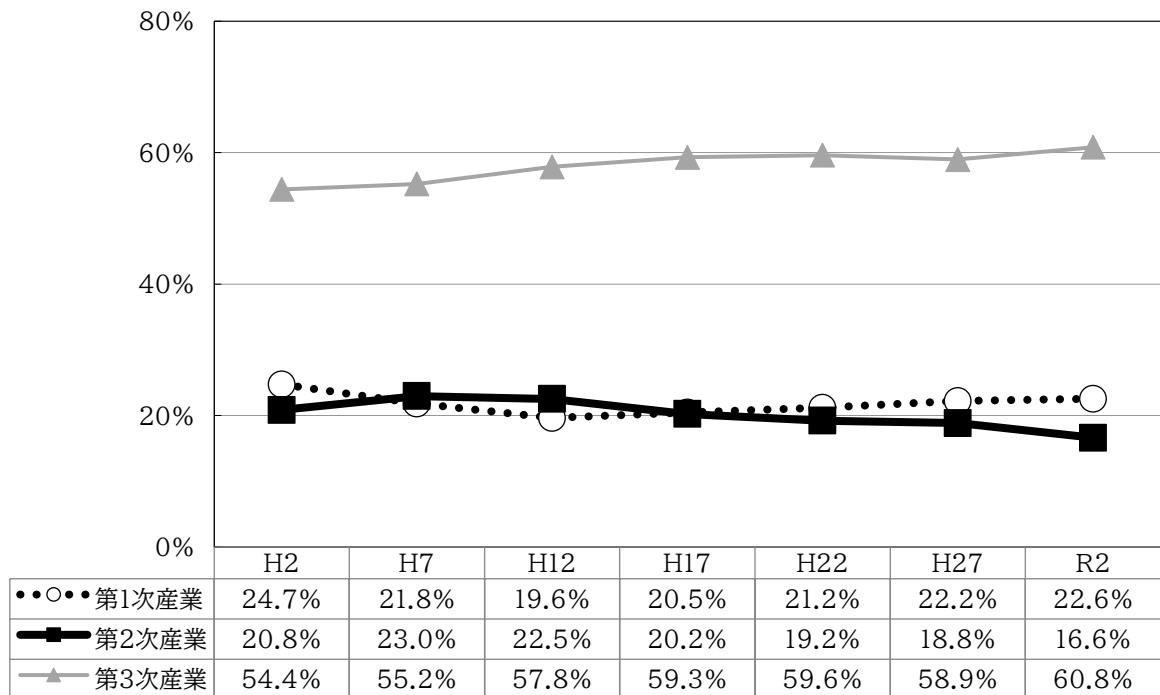
(5) 産業分野別人口割合の推移 (15 歳以上)

15 歳から 64 歳までの人口の減少に伴い就業人口についても減少傾向が続いています。その中で人口割合の傾向には大きな変化は見られませんが、第 1 次産業、第 2 次産業は微減、第 3 次産業は微増の状況あります。

[産業別人口]



[産業別人口割合]



※斜里町分野別統計書による

(6) 児童人口

令和 6 年実績では、就学前児童は 375 人、小学生児童は 486 人となっています。なお、平成 31 年～令和 6 年実績では、就学前児童は 129 人減、小学生児童は 96 人減となっています。

令和 2 年～令和 6 年の男女別 1 歳ごとの人口をもとに令和 7 年～令和 11 年の児童人口を推計しました。第 3 期計画の最終年度である令和 11 年には、就学前児童は 250 人、小学生児童は 369 人となることが見込まれています。

近年の出生数の減により児童人口全体の減少が一層進むことが予想されます。

[児童人口の推移 (0～11 歳児)]

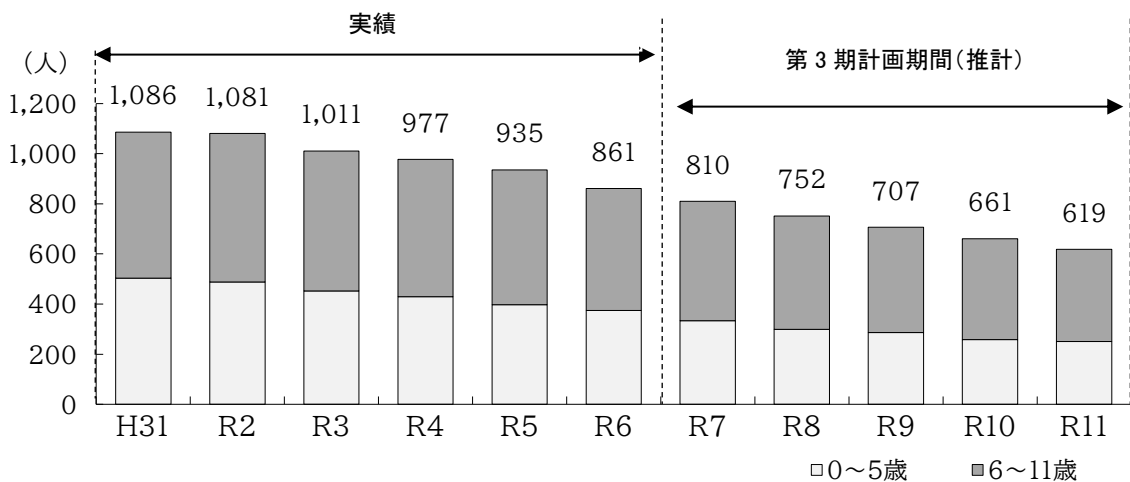
(人)

区分	年齢	実績(3 月 31 日現在)						推計				
		H31	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
就学前人口 (0～5 歳児)	0 歳児	89	75	52	71	48	46	44	42	42	40	40
	1 歳児	70	91	74	55	73	49	47	45	43	43	41
	2 歳児	80	67	89	73	57	69	49	46	44	42	42
	3 歳児	86	82	67	85	73	54	67	47	45	43	41
	4 歳児	83	92	82	63	83	73	53	66	46	44	42
	5 歳児	96	81	88	83	63	84	73	53	66	46	44
	小計	504	488	452	430	397	375	333	299	286	258	250
小学生人口 (6～11 歳)	6 歳児	97	97	82	85	80	63	82	72	53	65	44
	7 歳児	110	95	97	82	85	79	63	81	72	53	65
	8 歳児	93	112	93	95	84	83	79	63	81	72	53
	9 歳児	93	93	109	90	93	84	81	77	62	79	70
	10 歳児	106	91	88	108	89	91	83	79	75	61	77
	11 歳児	83	105	90	87	107	86	89	81	78	73	60
	小計	582	593	559	547	538	486	477	453	421	403	369
合計		1,086	1,081	1,011	977	935	861	810	752	707	661	619

※R6 年までは住民基本台帳 (3 月 31 日現在) による

※ R7 は第 2 期計画期間

※R7 年以降はコーホート変化率法による将来推計



(7) 出生数及び合計特殊出生率の推移

本町の出生数は、多少の増減はありますが、長期的に減少傾向が進んでおり、令和5年は想定を上回る減少となっています。

合計特殊出生率については、概ね国・北海道を上回っていますが、年によって増減がみられ、実際の出生数の伸びに反映される状況にはありません。

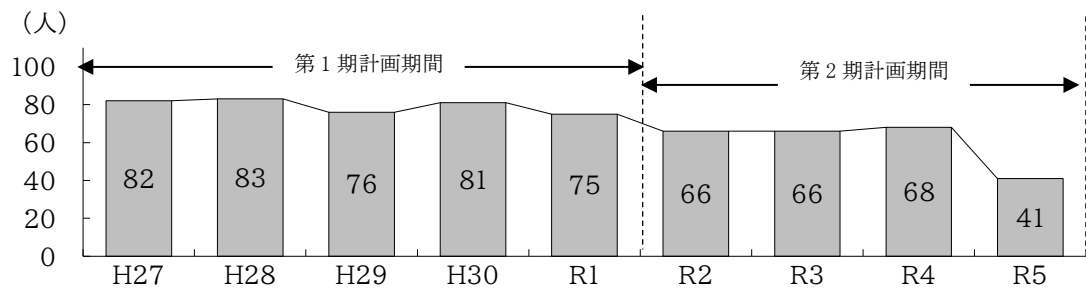
[合計特殊出生率・斜里町の出生数]

区分		H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
斜里町	出生数 (人)	82	83	76	81	75	66	66	68	41
	合計 特殊 出生率	1.53	1.63	1.56	1.57	1.46	1.17	1.62	1.30	1.23
北海道		1.31	1.29	1.29	1.27	1.24	1.21	1.20	1.12	1.06
全国		1.45	1.44	1.43	1.42	1.36	1.17	1.30	1.26	1.20

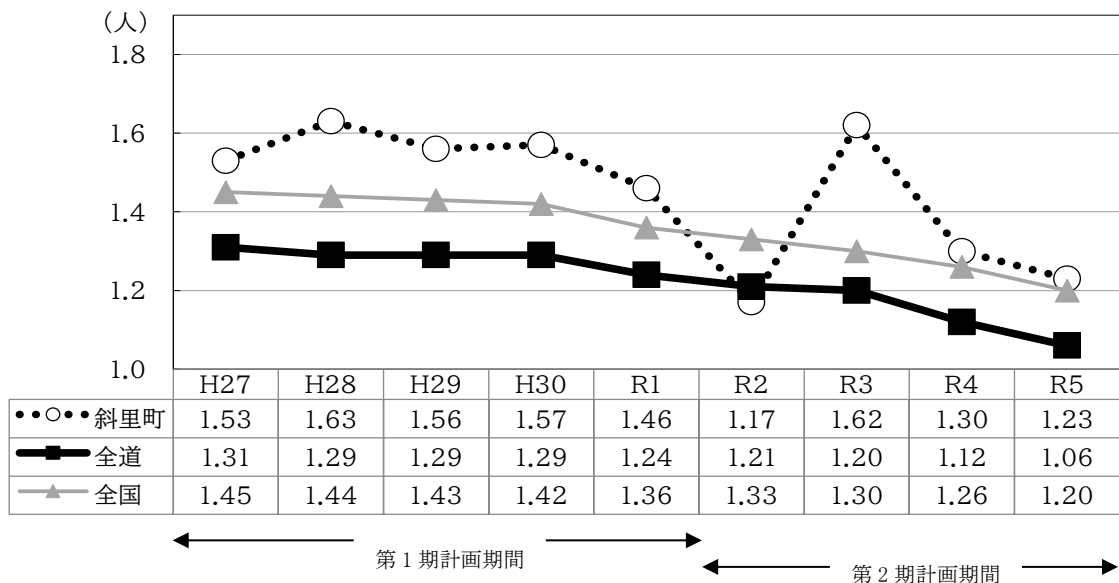
※斜里町分野別統計書

※出生数は、各年1月1日～12月31日までの人口動態による

[斜里町の出生数の推移]



[合計特殊出生率の推移]



2. 町の子ども・子育て支援の状況

第2期計画期間における町の子ども・子育て支援の状況について、幼児期の教育・保育施設の開設、利用のあり方やその他の取り組みの状況について検証します。

(1) 幼児期の教育・保育施設の開設状況等

[施設設置状況] (R6.4.1 現在)

本町には町立の認可保育所が2か所と認可外保育所が2か所あり、子ども・子育て支援新制度がスタートした平成27年度から町立の認可保育所2園が新制度へ移行しました。また、平成28年度には、町内の私立幼稚園1園が幼保連携型認定こども園に移行しています。第2期計画期間中、3歳未満児を中心に待機児童が生じる傾向があり、保育士の確保が課題となっています。

施設区分	認可・町立	認可外・町立	認可・私立
	常設保育園	へき地保育所	認定こども園 (幼保連携型)
設置数	2園	2所	1園
施設名	双葉保育園 はまなす保育園	ウトロへき地保育所 中斜里へき地保育所	認定こども園 斜里大谷幼稚園

[第2期計画期間における教育・保育施設の特記事項]

施設名	特記事項
朱円へき地保育所 以久科へき地保育所	令和3年度末をもって閉所 (地域内の児童数の減少を理由に地域と協議の上、閉所した)

[町内保育園・保育所・幼稚園・認定こども園の利用定員及び利用児童数（各年度４月現在）]

町立の認可外保育所であるへき地保育所は、第２期計画期間中に２か所（朱円へき地保育所・以久科へき地保育所）が閉所となり、他の施設での受け入れで対応しています。

(人)

施設名	定員	利用児童数								
		H12	H17	H22	H27	R2	R3	R4	R5	R6
双葉保育園	110	180	81	88	98	81	81	75	77	76
はまなす保育園	90		84	85	80	90	87	82	78	87
ウトロへき地保育所	80	165	29	37	44	31	36	40	33	27
中斜里へき地保育所	60		46	46	54	28	26	31	21	15
朱円へき地保育所	30		19	13	19	6	8			
以久科へき地保育所	50		16	15	16	6	0			
峰浜へき地保育所	20		11	5						
三井へき地保育所	30		8	10						
大栄へき地保育所	30		8	10						
越川へき地保育所	20									
大谷幼稚園	95	63	46	61	51					
認定こども園 大谷幼稚園	95					76	68	70	67	68
合 計		408	348	370	362	318	306	298	276	273

※斜里町分野別統計書による

※平成12年度は事業所ごとの利用人数は不明

(２) 幼児教育・保育施設の利用状況

[就学前児童数の推移(各年度４月現在)]

就学前児童の数は減少傾向にあり、第２期計画開始年である令和２年から最終年までに113人減となっています。

(人)

区分	R2	R3	R4	R5	R6
就学前児童数	488	452	430	397	375

※住民基本台帳による

[幼児教育・保育施設等利用児童数・割合（各年度4月現在）]

児童数の減少に伴い、全体の利用児童数は減少傾向にあります。しかし、第2期計画開始年である令和2年から最終年までの児童数は113人減となっていますが、保育園・保育所・認定こども園を利用する児童数は41人減にとどまっており、幼児期の教育・保育施設の需要が伸びていることがうかがわれます。

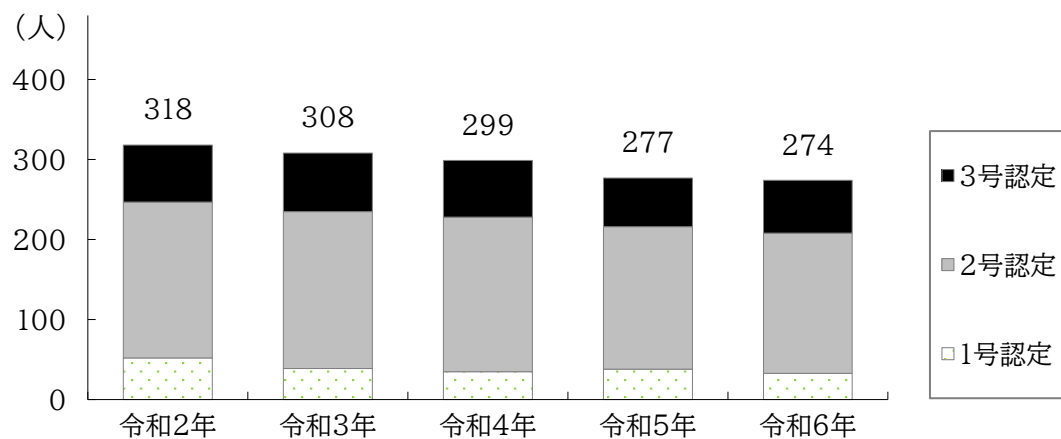
また、児童人口に対する利用割合については、年度によって差はあるものの、3～5歳児は1号認定割合が減少、2号認定割合が増加傾向にあります。0～2歳児の3号認定割合は増加傾向にあり、年度途中の入所もあり、3歳未満児のニーズが高くなりつつあります。

(人)

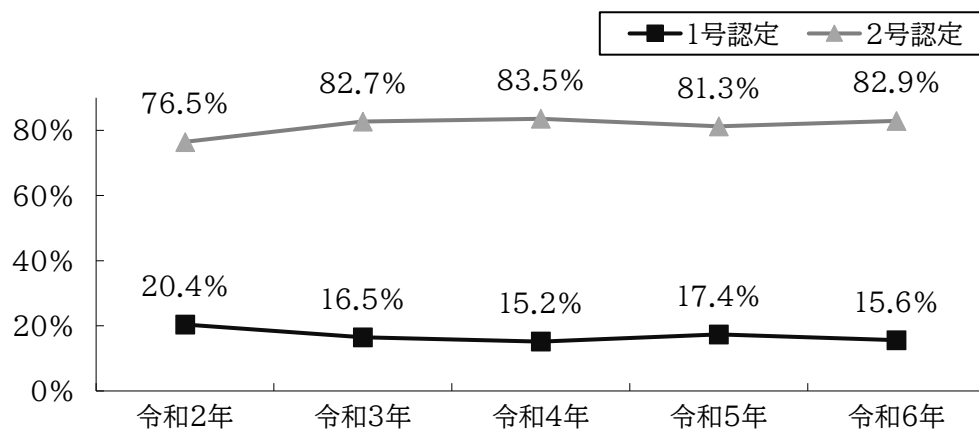
区分	年齢	R2	R3	R4	R5	R6
1号認定	3～5歳児	52	39	35	38	33
2号認定	3～5歳児	195	196	193	178	175
3号認定	0歳児	7	4	6	2	0
	1歳児	32	19	19	24	19
	2歳児	32	50	46	35	47
	小計	71	73	71	61	66
合計		318	308	299	277	277

※町外施設利用者も含む

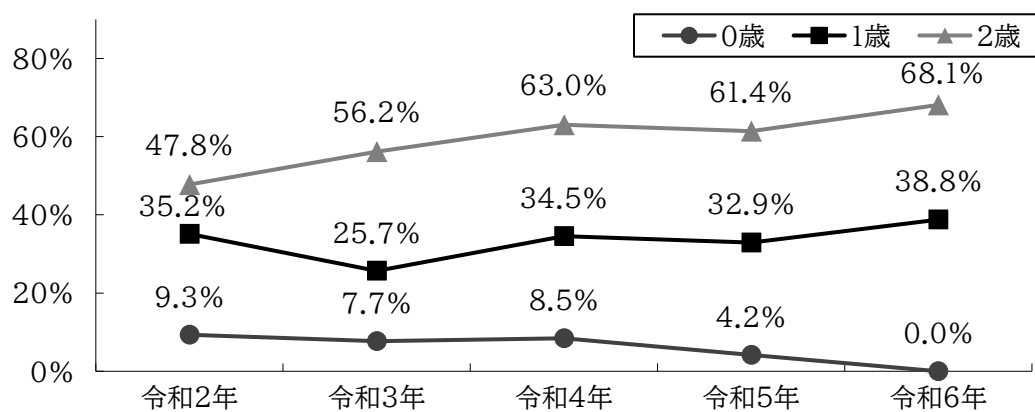
[幼児教育・保育施設等利用児童数]



[1・2号認定割合(3～5歳児)]



[3号認定割合(0～2歳児)]



(3) 待機児童の状況

未満児保育の需要の伸びにより 0 歳児から 2 歳児の待機児童が生じています。

1 歳から 2 歳児の年度当初の待機児童については、できるだけ年度内での受け入れ確保に努めるようにしていますが、年度途中からの希望も多く、また、0 歳児については町内での受け入れ人数が限られていることから年によっては年度を通じて待機が生じた状況がありました。

(人)

年齢区分	R2		R3		R4		R5		R6
	4 月	3 月	4 月	3 月	4 月	3 月	4 月	3 月	4 月
0 歳児	0 (1)	0 (1)	1 (2)	0 (2)	0 (4)	4 (12)	0 (0)	0 (1)	0 (0)
1～2 歳児	0 (5)	1 (4)	7 (2)	8 (2)	5 (6)	5 (5)	7 (0)	5 (6)	0 (0)
3～5 歳児	0	0 (0)	0	0 (0)	0	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
合計	0 (6)	1 (5)	8 (4)	8 (4)	5 (10)	9 (17)	7 (7)	5 (7)	0 (0)

※ () は潜待機児童数

(4) 地域子ども・子育て支援事業の状況

「地域子ども・子育て支援事業」とは、地域のニーズに応じながら子育て家庭を対象に町が実施する事業で下記の事業があり、斜里町での取り組み状況は次ページのとおりです。

[国の地域子ども・子育て支援事業の概要]

事業名	事業概要
①利用者支援事業	子育て中の親子や妊婦及びその配偶者が身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報収集と提供を行い、必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業
②延長保育事業	保育所において、保護者の就労形態の多様化に伴う保育需要に対応するため、通常の保育時間を超えて保育を実施する事業
③放課後児童健全育成事業	保護者が労働等により昼間家庭にいない児童（小学校 6 年生まで）に対し、授業終了後に適切な遊びや生活の場を提供してその健全な育成を図る事業
④子育て短期支援事業	児童の保護者が疾病等の社会的な事由により家庭における養育が一時的に困難になった場合、または母子が夫の暴力等により緊急一時的に保護を必要とする場合等に、児童福祉施設で養育・保護する事業
⑤乳児家庭全戸訪問事業	生後 4 か月までの乳児のいる家庭を訪問して、子育てに関する情報の提供や乳児と保護者の心身の状況や養育環境の把握を行うほか、養育についての相談に応じ助言等の支援を行う事業
⑥養育支援訪問事業	子育てに対する不安や孤立感を抱える家庭や、様々な原因で養育支援が必要となっている家庭を訪問し、個々の家庭の抱える養育上の諸問題の解決や軽減を図る事業
⑦子育て支援センター事業（地域子育て支援拠点事業）	子育て家庭の支援活動の企画、調整、実施を担当する専任職員を配置し地域の子育て家庭に対する育児支援を行う。また、子育てに関する情報を収集・発信したり、子育てに不安を感じたり悩みを持つ親の相談に応じる事業
⑧一時保育事業（一時預かり事業）	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を、主として昼間に、保育所等で一時的に預かりが必要な保護を行う事業
⑨妊婦健康診査事業	赤ちゃんが順調に育っているか、母体に負担がかかっているか等を確認するため、公費負担により医療機関において定期的な健診を行う事業
⑩実費徴収に係る補足給付を行う事業	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業
⑪病児保育事業	保育所等に通う児童を対象に、児童が発熱等の急病の場合、病院・保育所等に付設された専用スペースで看護師等が保育する事業
⑫ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）	育児の援助を受けたい人（依頼会員*1）と援助を行いたい人（提供会員*2）が、会員同士で育児を助け合う地域の子育て支援事業。活動内容は、保育施設の保育開始時間前や終了時間後の子どもの預かり、保育施設までの送迎、子どもが軽度の病気の場合の臨時的な預かり等がある 斜里町では*1 を「おねがい会員」、*2 を「あずかり会員」といいます。
⑬多様な主体の参入を促進する事業	特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究やその他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業

[斜里町における地域子ども・子育て支援事業の取組状況]

※以下「年」「H〇〇」及び「R〇〇」は「年度」を表す。

事業区分	R 元実施状況	R6 実施状況
(1)利用者支援事業	相談業務等については子育て支援センターで対応	・R4 から子育て世代包括支援センターを開設
(2)延長保育事業 ※実績：資料 A	○常設・へき地保育所 左記を継続して実施 ○大谷幼稚園 H28 に認定こども園へ移行し、2号・3号認定子どもへの延長保育を実施	・左記を継続して実施
(3)放課後児童健全育成事業（仲よしクラブ） ※実績：資料 B	・町内 3 か所で開設 [対象] 1～6 年生に拡大	・左記を継続して実施
(4)子育て短期支援事業	実施していない	・実施していない
(5)乳児家庭全戸訪問事業 ※実績：資料 C	生後 4 か月までの乳幼児のいる家庭を保健師が個別訪問を行った	・左記を継続して実施
(6)養育支援訪問事業 ※実績：資料 D	支援が必要な家庭へ保健師が個別訪問を行い育児のフォローを行った	・左記を継続して実施
(7)子育て支援センター事業（地域子育て支援拠点事業） ※実績：資料 E	子育て支援センターを拠点に、主に就学前児童と保護者を対象に育児相談や保護者同士の交流事業などを行った	・左記を継続して実施
(8)一時保育事業（一時預かり事業） ※実績：資料 F	○常設保育園 ・左記を継続して実施 ○大谷幼稚園 ・H28 から認定子ども園へ移行し、主に 1 号認定子どもを対象に実施 ・在園児以外の預かりも実施	・左記を継続して実施
(9)妊婦健康診査事業 ※実績：資料 G	妊婦の健康管理の向上を図るため妊婦健診受診の費用負担軽減を図った	・左記を継続して実施
(10)実費徴収に係る補足給付を行う事業	実施していない	実施していない
(11)ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）・病児保育事業 ※実績：資料 I	・ファミリー・サポート・センター事業は H30 から社会福祉協議会に委託し開設 ・病児保育は実施していない	・R5 年 10 月から町直営事業へ変更 ・病児保育は実施していない
(12)多様な主体の参入を促進する事業	実施していない	実施していない

資料A 延長保育事業の量の見込みと実績

(人)

区分	R2	R3	R4	R5	R6
第2期見込み	67	61	57	54	53
第2期実績	43	39	41	28	

※各年3.1時点

資料B 放課後児童健全育成事業の量の見込みと実績

(人)

区分	R2	R3	R4	R5	R6
第2期見込み	257	250	241	231	215
1年生	64	55	61	54	46
2年生	65	63	54	61	54
3年生	58	56	54	47	51
4年生	39	48	40	40	34
5年生	16	16	18	16	16
6年生	15	12	14	13	14
第2期実績	235	196	206	199	194
1年生	64	51	52	51	41
2年生	58	53	48	49	48
3年生	61	35	44	40	43
4年生	33	43	25	29	29
5年生	6	13	29	13	24
6年生	13	1	8	17	9

資料C 乳児家庭全戸訪問事業の量の見込みと実績

(件)

区分	R2	R3	R4	R5
第2期見込み	75	73	70	69
第2期実績	57	66	57	42

資料D 養育支援訪問事業の量の見込みと実績

(件)

区分	R2	R3	R4	R5
第2期見込み	28	28	28	28
第2期実績	13	18	10	13

資料E 子育て支援センター事業（地域子育て支援拠点事業）の量の見込みと実績

(延人回)

区分	R2	R3	R4	R5
第2期見込み	3,710	3,710	3,485	3,395
第2期実績	3,437	2,507	2,551	3,041

資料F 一時保育事業（一時預かり事業）の量の見込みと実績

(延人回)

区分	R2	R3	R4	R5
第2期見込み	1,720	1,720	1,720	1,220
第2期実績	707	984	843	817
〔認定こども園〕 在園する1号認定による利用	466	537	729	680
〔認定こども園〕 在園児以外利用	178	438	59	68
〔常設保育園〕 在園児以外利用	63	9	55	69

※中間見直し

※常設保育園について、保育士を十分に確保できなかったため、見込み量に対し実績が下回っている。

資料G 妊婦健康診査事業の量の見込みと実績

(件)

区分	R2	R3	R4	R5
第2期見込み	975	949	910	897
第2期実績	717	837	620	567

資料H ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）の量の見込みと実績
(件)

区分	R2	R3	R4	R5
第2期見込み	15	15	15	15
第2期実績	19	118	45	10

※町外も含む

○会員数（年度末登録人数）

区分	R2	R3	R4	R5
会員数	33	35	43	47
おねがい会員	18	21	28	32
あずかり会員	15	14	15	13
両方会員	0	0	0	2

(5) その他の子育て関連事業

地域で子ども・子育てを支える取り組みの一つとして、子育て家庭以外の町の子育てマンパワーの力も借りながら、多くの人で子どもたちの成長を見守り、子育て・子育てを応援できるような取り組みに努めました。

① 斜里町児童館「あそぼっくる」

児童館は児童福祉法 40 条に規定されている「18 歳未満のすべての子ども」という幅広い利用者を対象としている施設です。地域の子ども達の健やかな成長のために果たす機能を改めて次のとおり定め、子育て・子育てを支え、多様な人がつながる町の交流拠点としての役割を担うことを目指しています。

[児童館の機能]

○斜里町児童館の設置及び管理に関する条例（平成 30 年条例第 11 号）

- ・遊び及び生活を通して児童の発達を増進を図ること。
- ・児童の遊びの拠点と居場所となり、児童の安定した日常の生活を支援すること。
- ・子育て家庭に対する相談・援助及び交流の場の提供などにより子育て支援事業を推進すること。
- ・地域における児童の健全育成のための環境づくりを推進すること。
- ・児童及び児童の家庭が抱える可能性のある問題の発生の予防・早期発見に努め、適切に関連機関と連携し対応すること。

[児童館利用者数]

令和 2～4 年度は、感染症予防対策のため利用自粛期間も長く、事業が制限されましたが、令和 5 年度からは、従来の活動を再開しています。

また、中学生利用者が増加傾向にあり、町外利用者も増加しています。

(人)

区分	R1	R2	R3	R4	R5
就学前	2,609	1,710	1,071	1,834	1,377
小学生	6,480	4,264	2,988	3,859	6,104
中学生	563	145	96	132	433
高校生	36	19	33	24	37
一般	2,665	1,687	1,028	1,677	1,489
合計	12,353	7,825	5,216	7,526	9,440

②親子のひろば「わくわく」と「ウトロ子どもセンター事業」

○親子のひろば「わくわく」

ウトロ地域の子育て中の親子が遊び、交流できる場所を拡大することとし、平成 29 年度から就学前児童とその保護者を対象に「親子のひろば『わくわく』」事業を実施しています。

○「ウトロ子どもセンター事業」

平成 31 年から「わくわく」も含めた 18 歳未満の全ての子どもを対象とした子どもたちの居場所づくり事業として『ウトロ子どもセンター事業』を実施しています。平成 30 年度末、漁村センターの施設改修に合わせ子ども達の居場所となる専用スペースを整備しました。

職員不足により万全な運営体制がとれないことから、一部利用日等を変更し実施しています。

[ウトロ子どもセンター事業利用者数]

令和 2～4 年度は、感染症予防対策のため利用自粛期間も長く、事業が制限されましたが、徐々に利用者数が増加傾向にあります。

(人)

区分	R1	R2	R3	R4	R5
就学前	1,963	790	610	212	520
1～6 年生	784	794	803	735	1,466
7～9 年生	65	56	38	12	10
高校生	0	0	3	2	4
一般	2,083	615	537	168	383
合計	4,895 (2,044)	2,255	1,991	1,130(38)	2,383

※ () 内はうちわくわく事業利用者数も含む



第3章

計画の基本的な考え方

- 1 基本理念 (P30)
- 2 計画の推進にあたっての基本的視点 (P31)
- 3 施策の体系 (P32)

1. 基本理念

第3期斜里町子ども・子育て支援事業計画基本理念を次のとおり掲げます。

〔基本理念〕

すべてのこどもに生きる力を 大自然と共に こどもの未来をみんなで応援

「第2期斜里町子ども・子育て支援事業計画」では、計画の基本理念を「子どもの笑顔と輝く未来は地域の宝 子育て家庭をまん中に、寄り添い支え合い 夢と希望を育むまち しやり」とし、5つの基本的視点「子どもが大切にされる視点」「子どもが未来の社会を担うという視点」「子どもの健やかな成長を支援する視点」「地域社会が子育てを支援する視点」「サービスの利用者主体の視点」を柱として、総合的な子育て支援を推進してきました。

また、まちづくりの基本となる第7次斜里町総合計画では、「みんなで一緒にとりくむ、持続可能なまちづくり」を基本テーマとし、今後10年を見通したとき、「持続可能」な町として次世代・未来へとつながるよう取り組んでいくこととしています。

世界自然遺産「知床」を有する斜里町には、豊かな自然環境の中で育まれている無限の可能性を秘めた子どもたちがいます。子どもたちが心身ともに健やかに生まれ、育てられ、学び、生きる力を蓄え、未来に羽ばたけるように「子どもの最善の利益」を守り実現することは大人たち、まちの願いであり、使命といえます。

平成27年4月から始まった子ども・子育て支援新制度は、子育てについての第一義的な責任が親にあることを前提にしつつ、子ども・子育てを取り巻く環境の変化に伴う家族や地域の子育て力の低下等をふまえ、子育てに関する新たな支え合いの仕組みを構築することを目的としており、本町では、「第1期計画」及び「第2期計画」を通じて、子育ては第一義的には父母など保護者が責任を持つという基本認識に立ちながら、社会の宝である一人ひとりの子どもの育ちを保護者とともに地域で支えていくまちづくりを目指してきました。

第3期計画では、これまで進めてきた計画の考え方を継承するとともに、斜里町総合計画の連携施策である「未来につなぐ子育て・子育てのまち」に向け、子どもと子育て家庭、さらには世代を超えてみんなが子どもや子育てを大切にし、その未来に向け支え合うことのできるまちづくりを目指し、子ども・子育て施策を推進します。

2. 計画の推進にあたっての基本的視点

本計画の基本理念の実現に向けて、次のような視点を踏まえて計画を策定します。

子どもの
幸せを実現
する視点

すべての子どもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」を目指し、子どもの人権が尊重され、健やかに成長し、子どもの最善の利益が実現されるよう施策を推進します。

子どもの
健やかな成長を
支援する視点

すべての子どもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人として等しく健やかに成長することができるよう、心身の状況、障がい、疾病、虐待、貧困など社会的な支援の必要性が高い子どもや家庭を含め、妊娠・出産期から切れ目のない支援施策を推進します。

子どもが
未来の社会を
担うという視点

未来の社会を担う子ども達が豊かな人間性を持ち、主体的に学び・考え・行動できる力を育むとともに、次世代に向け子どもを生み育てることの意義や喜びが理解される施策を推進します。

子ども・
子育ての当事者に
寄り添う視点

子どもの発達や特性に応じた適切な支援ができるよう、子どもや子育て当事者に寄り添いながら、総合的な施策を推進します。

地域社会が
子ども・子育てを
支える視点

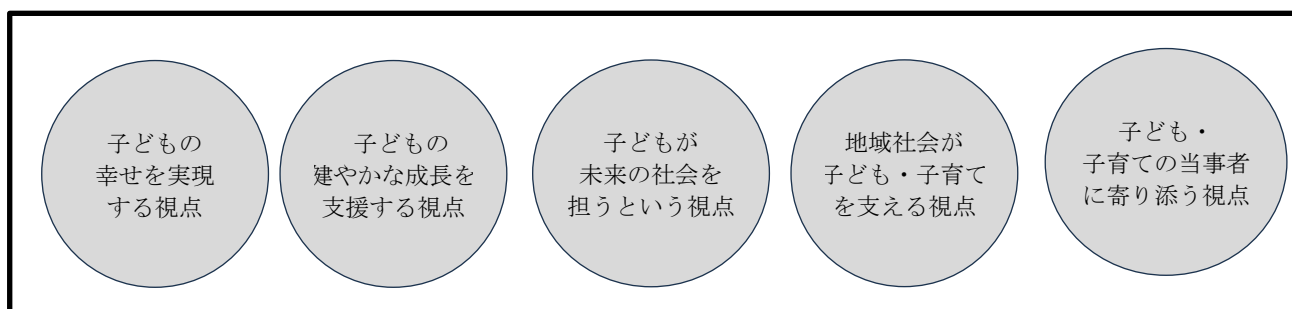
すべての子ども・子育て家庭が、安心して地域で過ごすことができるよう、地域のあらゆる団体や機関、職場などが子育て支援の重要性に対する関心や理解を深める施策や地域住民との交流を図る施策を推進します。

3. 施策の体系

本計画は、斜里町総合計画における「自分らしく健やかに暮らしつづけられるまち」を目標とする「未来につなぐ子育て・子育てのまち（子育て・子育て）」の分野別計画です。また、同計画における「生涯を通じて自分らしく学びつづけられる」を目標とする「一人ひとりが輝ける学校教育の推進（学校教育）」、「つながり学びあう社会教育の推進（社会教育）」に関連する取り組みも一部含まれるため、施策の体系は次ページのとおりとします。

【施策体系】

「すべてのこどもに生きる力を 大自然と共に こどもの未来をみんなで応援」



基本理念	分野 (総合計画)	基本目標	単位施策	主な取り組み
(第七次総合計画 連携施策) <u>育む力・生きる力を支え育てる地域づくり</u>	自分らしく健やかに暮らし続けられるまち	乳幼児期の教育・ 保育環境の充実	幼児教育・保育の受け皿の確保	☐ 待機児童対策 ☐ へき地保育所適正配置 ☐ 延長保育事業 ☐ 未満児保育の充実
			保育サービスの充実	☐ 一時預かり事業 ☐ 園庭開放事業 ☐ 保育園の子育て相談機能の充実 ☐ 食育の推進 ☐ 保育の質の向上に関する取り組みの推進
			幼保小連携の推進	☐ 保育所参観の実施
		子育て支援の充実	子育て家庭の交流事業の充実	☐ 出産お祝い事業の実施 ☐ 子育て支援センター事業の充実
			子育て支援施策の総合的な推進	☐ 利用者への支援体制の充実 ☐ 妊娠・出産・育児に関する家庭支援 ☐ 母子の疾病予防・健康増進事業の推進 ☐ 経済的支援の充実 ☐ ひとり親家庭への支援 ☐ 児童虐待防止対策の推進
			療育事業の充実	☐ 療育事業の充実 ☐ 障がい児保育の充実 ☐ 特別支援教育の充実 ☐ 関係機関と保護者の連携推進
	生涯を通じて自分らしく 学びつづけられるまち	子どもの育ちの 支援の充実	子どもの居場所づくりの推進	☐ 子どもの居場所づくり ☐ 子ども・子育て家庭に配慮した環境づくり
			子どもの参画機会の確保	☐ 子どもの地域活動への主体的な関わりの支援
			地域の子育てボランティア活動の推進	☐ 自治会、団体等との協働及び連携 ☐ 子育て経験者や一般町民の協力による世代間交流の推進 ☐ 町民の子育てボランティアの取り組みの推進 ☐ ファミリー・サポート・センター事業の推進
		一人ひとりが輝ける 学校教育の推進 (抜粋)	子どもの悩みや不安に寄り添う体制づくり	☐ 子どもからの相談体制の充実
			豊かな心と健やかな身体の育成	☐ 健康教育の推進と学校教育との連携 ☐ 未来の親の育成 ☐ 文化、芸術活動の推進 ☐ 環境学習の推進
		つながり学びあう 社会教育の推進 (抜粋)	社会教育機関における学習活動の充実	☐ ゆめホール事業 ☐ 博物館事業 ☐ 図書館事業 ☐ スポーツ振興事業



第4章

基本目標毎の施策の取り組み

- | | |
|---|------------------------|
| 1 | 乳幼児期の教育・保育環境の充実 (P36) |
| 2 | 子育て支援の充実 (P38) |
| 3 | 子どもの育ちの支援の充実 (P47) |
| 4 | 一人ひとりが輝ける学校教育の推進 (P51) |
| 5 | つながり学びあう社会教育の推進 (P53) |

基本目標 1. 乳幼児期の教育・保育環境の充実

具体的な施策	関連する担当課
(1) 幼児教育・保育の受け皿の確保	児童育成課
(2) 保育サービスの充実	児童育成課
(3) 幼保小連携の推進	児童育成課・学校教育課

(1) 幼児教育・保育の受け皿の確保		
事業概要	就学前子どもの人数は減少しているものの、幼児教育・保育施設のニーズは増えています。未満児保育の受け皿の確保、その他、保護者の様々な就労形態に対応できる保育サービスの提供に努めます。	
通番	推進項目・第2期計画での取組状況	第3期計画の方向性
1-1-1	☐ 待機児童対策 ・ 保育士不足により、3歳未満児での待機児童が生じる年がありました。就業支援補助金や資格取得支援補助金等の事業周知を図り、新規保育士の任用に努めました。	現状維持 第5章参照
1-1-2	☐ へき地保育所適正配置 ・ ウトロ・中斜里保育所を開設しました。	現状維持 第5章参照
1-2-3	☐ 延長保育事業 ・ 常設保育園2園及びウトロ・中斜里へき地保育所で延長保育を実施しました。	現状維持 第5章参照
1-2-4	☐ 未満児保育の充実 ・ 常設保育園は0歳児から、へき地保育所は2歳児からの保育を実施しました。また、認定こども園で0歳児からの保育を実施しました。	現状維持

(2) 保育サービスの充実		
事業概要	保育所の園庭開放事業などの子育て世帯への支援や、保護者の様々な就労形態に対応できるよう、一時預かり事業の充実に努めます。子ども達が年齢に応じた質の高い教育・保育を受け、成長できるように職員確保も含め、教育・保育の質の向上を進めます。	
通番	推進項目・第2期計画での取組状況	第3期計画の方向性
1-2-1	☐ 一時預かり事業 ・補助保育士を配置して対応していますが、保育士数が不足する中、十分な受け入れができない状況にあります。また、待機児童保護者への負担軽減策として一時保育利用料助成事業実施要綱を制定し、運用を図りました。	現状維持 第5章参照
1-2-2	☐ 園庭開放事業 ・子どもの遊び場の提供として、常設保育園とウトロ保育所の園庭を開放しました。周知は子育て支援センター広報を通じて実施しました。	現状維持
1-2-3	☐ 保育園の子育て相談機能の充実 ・利用保護者以外からの相談は無く、業務的にも園からも積極的な働きかけは難しい現状にあります。	現状維持
1-2-4	☐ 食育の推進 ・給食だよりの配布のほか、栄養士による4～5歳児への食育講座・指導を実施しました。また、保育の中で、作物の成長観察や収穫、調理体験などを通じて、食に関心を持たせる取り組みを行いました。 ・新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和2～4年度は常設保育園における給食試食会の中止など、活動ができない状況でしたが、令和5年度から再開しています。	現状維持
1-2-5	☐ 保育の質の向上に関する取り組みの推進 ・オンライン研修、対面研修へ参加し、保育士の質の向上に努めました。	現状維持

(3) 幼保小連携の推進		
事業概要	幼児教育、保育施設と学校との連携により、成長段階にあわせた円滑で一貫した学びのための取り組みを進めます。	
通番	推進項目・第2期計画での取組状況	第3期計画の方向性
幼保小の連携	☐ 保育所参観の実施 ・保育所が行っている保育のねらいや内容について、学校教職員と共有するため、保育所参観を実施しました。(令和6年：双葉保育園・朝日小学校、ウトロへき地保育所・知床ウトロ学校)	拡充

基本目標 2. 子育て支援の充実

具体的な施策	関連する担当課
(1) 子育て家庭の交流事業の充実	児童育成課
(2) 子育て支援施策の総合的な推進	健康子育て課・児童育成課・学校教育課・地域福祉課・住民生活課・環境課・財政課
(3) 療育事業の充実	健康子育て課・児童育成課・子ども通園センター

(1) 子育て家庭の交流事業の充実		
事業概要	孤独な子育てを無くし、子育て家庭が気軽に訪れ、相談や情報交換、交流ができる場所や機会の提供に努めます。 また、子育てを楽しいと感じられる取り組みや専門性を持つ関係機関と連携しながらの講座の実施など子育て期の学びを充実させます。	
通番	推進項目・第2期計画での取組状況	第3期計画の方向性
2-1-1	☐ 出産お祝い事業の実施 ・「町の木」であるミズナラ製のスプーンに出生した子どもの名前を刻印してプレゼントをする「みずなら・森のスプーン事業」を実施しました。 ・「子育て備品貸与事業」では、ベビーカーやベビーバスを希望者に無償貸与しました。	現状維持
2-1-2	☐ 子育て支援センター事業の充実 ・親子の交流事業や居場所づくり、子育てに関する講演会・講座等を開催し、楽しく子育てができる環境づくりやサポートを行いました。 *遊びの広場の開設 *センター開放 *子育て相談 *どんぐり会 *お誕生ころころ会 *ミニ講座、講座、その他行事等 ・ぽると 21 の歯科衛生士訪問による移動歯科相談を隔月で実施しました。 ・子育て LINE で行事配信を行いました。	現状維持 第5章参照

(2) 子育て施策支援の総合的な推進			
事業概要	子育て家庭の個別ニーズに応じて、教育・保育施設や子育て支援事業が確実に提供されるよう、相談や情報提供、連絡調整などの支援を行います。また、子育て世代包括支援センターを中心に、子育て支援関係機関や団体との連絡調整、連携、協働を推進し、相談や支援体制の充実を図ります。		
通番	推進項目・第2期計画での取組状況		第3期計画の方向性
2-2-1	利用者への支援体制の充実	☐ 子育て支援情報提供の充実 ・子育てガイドブック、町ホームページ等は、内容の変更があった場合は更新を行い、最新の情報となるよう努めています。また、令和4年度からLINEのセグメント配信を実施しました。	拡充 ・出産前から大人になるまでの長期的かつ幅広い内容の簡易パンフレット作成を検討。
2-2-2		☐ 子育て世代包括支援センターなどの子育てに係る切れ目の無い支援の実施 ・令和4年10月に子育て世代包括支援センターを開設しました。また、令和6年1月に子育て支援センターをぼると21内へ移設したことにより、利用者の拡大が図られるとともに、保健師、歯科衛生士等ぼると21の専門職との連携が進められました。	拡充 ・こども家庭センターへの移行を検討。 第5章参照
2-2-3		☐ 子育ての悩みや不安への支援 ・健診等の機会を通じ保健師等の専門職が相談に応じました。 ・ワンストップ窓口として、子育て世代包括支援センターを開設したことにより、乳幼児以外に学童に関する相談も増加している状況です。相談窓口としての機能は充実させつつ、不登校相談の対応など教育関連の問題の対処については関連機関と検討が必要となっています。	現状維持

通番	推進項目・第2期計画での取組状況	第3期計画の方向性
2-2-4	☐ 不妊治療費の助成 ・国の制度保険適用の有無にかかわらず全ての不妊治療が助成対象となるよう実施しました。	拡充 ・北海道不妊治療制度に準じ、先進医療費用を助成
2-2-5	☐ 安心出産エントリーシステム ・緊急時に速やかに出産予定医療機関へ搬送できるよう、斜里消防署へ妊婦情報の事前登録を行いました。	現状維持
2-2-6	☐ 妊婦健診料の助成 ・妊婦の経済的負担軽減を図るため妊婦健診料を助成しました。	拡充 第5章参照 ・妊婦RSウイルス予防接種費用の助成
2-2-7	☐ 妊産婦健診等交通費の助成 ・妊産婦が安心して出産できる環境づくりを推進するため、妊婦健診や出産、産後健診に要した交通費相当額の助成を行いました。	現状維持
2-2-8	☐ 母親・両親学級の充実 ・妊婦と夫を対象に出産や育児に関する教室を開催しました。 ☐ 出産・子育て応援交付金の助成 ・妊娠期と出産後の経済的支援を行いました。	拡充 ・成人歯科検診事業（妊婦とそのパートナーを対象に歯科検診やクリーニング等を助成） ・妊婦のための支援給付金として助成
2-2-9	☐ 産婦健康診査費用の助成 ・産後うつ予防や新生児への虐待予防等を図るために、産婦健康診査費用の助成を行いました。	現状維持
2-2-10	☐ 産後ケア費用の助成 ・産婦健康診査等で支援が必要とされた産婦へ専門職による産後ケアの費用の助成を行いました。	拡充 第5章参照 ・助成回数増（5回） ・委託利用先増
2-2-11	☐ 新生児等聴覚検査費用の助成 ・先天性の聴覚障害の早期発見・早期療育を図るため、検査に要する費用の助成を行いました。 ☐ 1ヶ月児健康診査の助成 ・出産後から就学時までの切れ目のない健康診査の実施体制を整備するため助成を行いました。	現状維持
2-2-12	☐ 乳児家庭全戸訪問事業 ・生後4か月までの乳児のいるすべての家庭訪問を実施しました。長期里帰り等で訪問できない場合は里帰り先に依頼、来所等で確認をし、年度内に実施できない場合は翌年度すぐに確認しました。	現状維持 第5章参照
2-2-13	☐ 養育支援訪問事業 ・養育支援が特に必要な家庭に対して訪問支援を行い、原則必要となる全対象者に対し実施しました。	現状維持 第5章参照

通番	推進項目・第2期計画での取組状況		第3期計画の方向性
2-2-14	母子の 疾病予 防・健 康増進 事業の 推進	☐ 乳幼児健康診査、相談の推進 ・乳児・4か月・9か月・1歳6ヶ月児・3歳児の健診、2歳児の健康相談を実施しました。	拡充 ・1か月健診費用の助成。
2-2-15		☐ 乳幼児歯科保健事業の推進 ・乳幼児へのフッ素塗布や保育所・幼稚園・小学校児童を対象としたフッ化物洗口を実施しました。 ・保育・幼稚園児から小学校児童までのフッ素塗布を実施しました。 ・保育・幼稚園児から小学生、中学生、高校生までの歯科健診教育を実施しました。	現状維持 現状維持 教育の拡大
2-2-16		☐ 予防接種事業の周知と勧奨 ・個別通知、広報等を通じて周知勧奨を行いました。	現状維持
2-2-17		☐ 乳幼児個別支援の充実 ・訪問、来所、また電話相談等により、育児不安や育児困難ケース等への個別支援を実施しました。	現状維持
2-2-18		☐ 乳幼児の事故防止に関する教育の充実 ・新生児訪問や乳幼児健診等においてパンフレットを用いて知識の普及に務めました。	現状維持
2-2-19		☐ 食育に関する知識の普及・アンケート調査の実施 ・離乳食前期・後期に分けそれぞれに応じた食のあり方について保護者へ離乳食教室等を通じて情報提供等を実施しました。 ・産前教室、むし歯予防教室、お誕生ころころ会で食や栄養に関する健康教育を実施しました。 ・乳児健診時に食に関するアンケート実施し、町の保健事業に活用しました。	現状維持

通番	推進項目・第2期計画での取組状況	第3期計画の方向性
2-2-20	☐ 乳幼児等医療費助成 ・北海道による助成基準に上乗せして実施しました。令和5年8月診療分から、対象を拡大し、高校生（18歳に達する日の属する年度の末日）までの自己負担3割となっている医療費全額を助成・所得要件を撤廃して実施しました。	現状維持
2-2-21	☐ 幼児教育・保育の無償化 ・国の制度に準じて、3歳以上児の保育料の無償化を行いました。	現状維持
2-2-22	☐ 給食副食費負担軽減の実施 ・3歳以上児の給食副食費について、町立保育園については町の料金を低く抑え、民間認定こども園については町立施設に準じ保護者負担の一部を助成しました。	現状維持
2-2-23	☐ 保育園等の給食費の無償化 ・斜里町独自事業として、令和6年9月より、子育て家庭の経済的負担を継続的に支援するため、給食費を無償化としました。	現状維持
2-2-24	☐ 児童手当支給事業 ・国の法律改正に伴い、令和6年10月分より①所得制限の撤廃 ②高校生年代までの支給期間の延長 ③多子加算について第3子以降3万円とし、支給内容を拡充しました。	現状維持
2-2-25	☐ 保育料等第3子以降無料化 ・3人以上の子どもを持つ保護者に対し、3人目以降の児童について保育料を免除としました。（所得制限あり） ・令和2年10月からの保育料の無償化拡大に伴い、別に費用負担をすることとなった給食費（主食・副食費）についても第3子無料化事業の対象としました。（所得制限あり） ※民間の認定こども園利用児童も対象	現状維持
2-2-26	☐ 多子世帯保育料軽減支援事業 ・北海道多子世帯保育料軽減支援事業の基準となる住民税額以下の世帯について2歳未満で第2子以降の子どもの保育料を無料としました。（負担割合 北海道：1/2 町：1/2）	現状維持
2-2-27	☐ 乳幼児家庭用ごみ袋配布事業 ・2歳に達するまでの乳幼児をもつ保護者に対し、子ども1人につき町指定ごみ袋を配布しました。	現状維持

通番	推進項目・第2期計画での取組状況		第3期計画の方向性
2-2-28	経済的支援の充実	☐ 町営住宅入居基準（月収基準）の緩和 ・入居選考基準で子育て世帯の基準を緩和しました。	現状維持
2-2-29		☐ 各種予防接種の助成 ・各種予防接種の公費負担を実施しました。	現状維持
2-2-30		☐ 住宅リフォームの補助事業 ・住宅の安全性、耐久性、省エネ化等のリフォームに対し町が実施する補助事業において、出産を予定している方や中学3年生までの子どもがいる世帯の場合、リフォーム費用に対する補助金を交付しました。	現状維持
2-2-31	ひとり親家庭への支援	☐ ひとり親家庭への相談・支援体制の充実 ・様々な相談の中でひとり親家庭からの相談にも対応し、手当支給申請等、必要な支援へつなげるなど対応しました。	現状維持
2-2-32		☐ 就労等の側面的支援 ・窓口にて求人情報を公開し、案内資料を設置するとともに、ハローワークや就職に有利な資格取得などの情報提供を行いました。 *ひとり親家庭の保育園優先入所 *北海道の事業である母子家庭等自立支援給付事業に関する情報提供	現状維持
2-2-33		☐ ひとり親家庭等の医療費助成 ・北海道による助成制度の上乗せとして、初診時一部負担金（医科 580 円、歯科 510 円）の助成ほか、3 歳以上の課税世帯未就学児に係る自己負担分（医療費の 1 割）の助成を実施しました。	現状維持
2-2-34		☐ 児童扶養手当の支給事業の周知 ・町ホームページ、広報誌等による周知のほか、対象者には個別通知を行いました。	現状維持

通番	推進項目・第2期計画での取組状況		第3期計画の方向性
2-2-35	児童虐待防止対策の推進	☐ 子育て支援機関の相談機能の充実と連携の強化 ・妊娠届出時から特定妊婦のスクリーニングを行い、産前教室や乳幼児健診で虐待予防を啓発しました。 ・必要時保健師で個別支援を行いました。 ・令和5年度より子育て世代包括支援センター、子ども家庭総合支援拠点を開設し、保護者や関係機関からの虐待通告対応等児童福祉部門の業務を実施しました。 ・令和6年1月より子育て支援センターをぼると21内へ移設しました。利用者の拡大が図られるとともに、保健師、歯科衛生士等ぼると21の専門職との連携が進められ、相談機能の充実が図られました。	現状維持 ・こども家庭センターへの移行を検討します。
2-2-36		☐ 健やか子育て支援事業（虐待予防ケアマネジメントシステム事業）の実施 ・産婦健診時、乳児全戸訪問の際に実施しました。	現状維持 ・こども家庭センターへの移行を検討します。
2-2-37		☐ 虐待に関する情報や対応方法の周知 ・虐待に関する相談先の紹介としてリーフレットを関係施設や町内店舗先への提供、広報掲載を行いました。 ・オレンジリボン虐待防止推進のため、新聞折込やパンフレット、ポスター掲示に取り組みました。 ・令和5年度に町内の保育園、幼稚園を対象に児童虐待対応研修を3クール実施しました。	現状維持 ・こども家庭センターへの移行を検討します。
2-2-38		☐ 要保護児童対策地域協議会の活動の充実 ・要保護児童対策地域協議会を通じ、保育所や学校などを含め、関係機関が虐待予防や対応について共通認識を持ちながら随時対応しました。 ・要保護児童対策地域協議会として、代表者会議、ケース検討会議を実施しました。	現状維持 ・こども家庭センターへの移行を検討します。

(3) 療育事業の充実			
事業概要	障がいの早期発見・早期療育を推進し、子育てにおける家族の精神的な不安や悩み等に対する相談などの支援を充実します。 配慮が必要な児童について、子育て支援調整会議等で適切に状況把握に努め、必要に応じて保育士の配置を行うなど体制を整え支援を実施します。また、関わりを持つ職員の学習機会を設け、子どもや保護者に寄り添った支援に努めます。		
通番	推進項目・第2期計画での取組状況		第3期計画の方向性
2-3-1	療育事業の充実	☐ 早期療育事業の推進 障がいの早期発見・早期療育を推進するため、以下の事業に取り組みました。 ・児童発達支援事業 ・相談支援事業 ・市町村子ども発達支援センター事業(早期療育事業) ・所属先訪問支援事業 ・療育訓練相談会の実施(北見赤十字病院、理学療法士)	現状維持
2-3-2		☐ 園児発達サポート事業の実施 ・子ども通園センター職員が保育園等の所属先に出向き、個別の長期的な関わりを可能とする園児発達サポート事業を実施しました。	現状維持
2-3-3	障がい児保育の充実	☐ 子育て支援調整会議を活用した連携の推進 ・子育て支援センターが中心となり子育て支援調整会議を開催し、配慮が必要な児童の把握と対応について関係機関で連携を図りました。 ・支援を必要とする子ども達への対応のため保育士を加配し対応しました。	現状維持
2-3-4		☐ 通園センター・児童相談所等の関係機関との連携による支援の充実 ・通園センター通所児について、児相巡回相談を実施しました。	現状維持
2-3-5		☐ 職員の研修参加機会の拡充 ・通園センター療育関係職員研修会へ参加 ・療育関係職員研修会の実施 ・各研修会への参加	現状維持

通番	推進項目・第2期計画での取組状況		第3期計画の方向性
2-3-6	特別支援教育の充実	☐ 子育て支援調整会議等関係機関との連携推進 ・新就学児童に関する情報収集を行いました。	現状維持
2-3-7		☐ 斜里町特別支援教育連携協議会の推進 ・特別支援連携協議会の会議及び講演会は実施には至りませんでした。	現状維持
2-3-8		☐ 保護者に寄り添う発達支援の推進 ・就学時健診時に、就学相談を実施しました。 ・スクール・ソーシャル・ワーカーによる相談を実施しました。 ・斜里小中学校心身障がい児育成会「翼の会」に活動助成金を交付しました。	現状維持
2-3-9		☐ 特別支援教育支援員の継続配置 ・すべての町立学校に「特別支援教育支援員」を配置しました。	現状維持
2-3-10	関係機関と保護者の連携推進	☐ 関係機関と連携した取り組みの推進 ・教育支援委員会、子育て支援調整会議、要保護児童対策地域協議会、担当者支援会議等を通じて、子ども通園センターと教育支援委員会との連携により、課題が生じた際に対応をしました。	現状維持
2-3-11		☐ 「子育てサポートファイルきずな」の周知・活用 ・子育てサポートファイル「きずな」の取り組みを継続しました。	現状維持

基本目標 3. 子どもの育ちの支援の充実

具体的な施策	関連する担当課
(1) 子どもの居場所づくりの推進	児童育成課・図書館・地域福祉課
(2) 子どもの参画機会の確保	ゆめホール・博物館・図書館・児童育成課
(3) 地域の子育てボランティア活動の推進	児童育成課・住民生活課

(1) 子どもの居場所づくりの推進			
事業概要	子ども達の「居場所」の確保は、保護者の就労割合の高まりに伴う社会的必要性により確保されてきた経緯がありますが、学校や家とは異なる場所・人間関係の中での遊びや経験、他との関わり合いというものが子ども達の成長の大きな糧になります。 子ども達が豊かな時間を過ごすことができる「居場所」づくりを進めます。		
推進項目	第2期計画での取組状況		第3期計画の方向性
3-1-1	子どもの居場所づくり	☐ 放課後健全育成事業（仲よしクラブ）の充実 ・町内3か所で事業を実施しました。また、職員の質の向上を図るため、放課後児童支援員研修へ参加しました。	現状維持 第5章参照
3-1-2		☐ 児童館活動の充実 ・新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和2～4年度は活動を縮小しましたが、令和5年度から再開しています。	現状維持
3-1-3		☐ 地域づくりに向けた支援 ・地域のコミュニティスペース「中斜里シャトラン」を運営し、夕方食堂や子ども向け企画を実施しました。 ・民間活力を活かした放課後デイサービス、地域活動支援センターと連携し、事業に取り組みました。	拡充 現状維持
3-1-4		☐ 「ウトロ子どもセンター事業」の推進 ・職員の確保が難しく、ウトロ親子のひろば「わくわく」は十分に職員を確保できず、フリー利用として対応しました。	拡充
3-1-5		☐ 図書館の乳幼児、児童、中高生コーナーの充実 ・「子ども司書講座」「子ども司書活動」各種講座等 ・図書館内でのお話会 ・小学生がわくわくする本のテーマ展示 ・中学生が親しみを持つ本のテーマ展示 ・小学生の放課後直接図書館利用の運用 ・子どもの図書館利用促進を目的とした講座やイベントの開催 ・中高生と図書館職員との交流掲示板を設置 ・中高生を対象に利用アンケートを実施 ・小中学生を対象とした放課後の自習室「図書館みらいキャンパス」の運営 ・中高生が道内外の大学生と交流し、将来への気づきの場とする「しゃりまなび場」の開催	拡充 ・子どもの未来を広げる場づくりの推進

推進項目	第2期計画での取組状況	第3期計画の方向性
3-1-6	☐ 歩道の段差解消など整備事業の継続実施 ・環状通の一部で舗装、縁石の修繕を行いました。	現状維持
3-1-7	☐ 施設等におけるバリアフリー化の推進 ・対象となる施設整備はありませんでした。	現状維持
3-1-8	☐ 公園の環境の整備 ・既存の小公園などについては、地域住民との協働による管理体制を継続して実施しました。 [整備箇所] *中斜里農村公園遊具 (R3) *文光なかよし公園、漁民団地広場遊具の改修 (R4) *文光なかよし公園遊具の改修 (R5)	現状維持
3-1-9	☐ 子育てに配慮した施設整備 ・対象となる施設整備はありませんでした。	現状維持
3-1-10	☐ 子どもの交通安全を確保するための活動の推進 ・こども園・保育園・保育所・小学校・義務教育学校児童を対象とする交通安全教室及び自転車安全運転講習会を実施しました。 ・「斜里町通学路交通安全プログラム」に基づき、各学校の通学路において関係機関と連携し、危険箇所への対応など、児童生徒の通学の安全を確保しました。	現状維持
3-1-11	☐ 子どもを犯罪から守るための活動の推進 ・新入学児童へ児童傘の贈呈、「子ども安全見守り運動」や青色回転灯による地域安全パトロールの実施により、地域で子ども達を見守る取り組みを行いました。	現状維持
3-1-12	☐ 子どもを取り巻く有害環境への対応の推進 ・青少健だより（夏・冬休み）を発行しました。 ・啓発事業として、「青少年の不登校・ひきこもり」を題材とした研修会を開催しました。	現状維持
3-1-13	☐ 仕事と家庭の両立や育児休業取得に係る情報提供等 ・商工会で、事業所からの相談を社労士へ繋ぐなど、適時対応を行いました。	現状維持

(2) 子どもの参画機会の確保		
事業概要	全ての子ども達が、将来にわたって幸福な生活を送ることができるよう、国の総合的な方針を示した「こども大綱」では、こども・若者の社会参画・意見反映が重視されています。本町では、地域活動への主体的な関わりの支援を行っていますが、より一層充実していく必要があります。	
通番	推進項目・第2期計画での取組状況	第3期計画の方向性
3-2-1	□子どもの地域活動への主体的な関わりの支援 ・ねふた学習や社会科見学で博物館を訪れる小学生や博物館キッズの参加者に斜里でねふた祭りがおこなわれている由来や地域におけるねふたの意義について講義しました。 ・新型コロナの5類感染症移行後、児童館やウトロ子どもセンターでの活動は再開し、日常的な遊びの中で子どもの主体的な活動を大切にしましたが、継続的な取り組みにまでは至っていません。	現状維持

(3) 地域の子育てボランティア活動の推進		
事業概要	核家族化や地域社会との関係の希薄化が進み、家族が孤立したまま子育てをしているケースが少なくありません。こうした家庭の負担を軽減するためには、安心して子どもを育てられる地域コミュニティを含めた環境が必要だといえます。身近な自治会やその他様々な団体と連携しながら、子育てを地域で見守りサポートできる環境づくりを推進します。	
通番	推進項目・第2期計画での取組状況	第3期計画の方向性
3-3-1	☐ 自治会、団体等との協働及び連携 ・民生委員・児童委員の協力を得ながら、子どもと子ども家庭の問題解決に取り組みました。	現状維持
3-3-2	☐ 子育て経験者や一般町民の協力による世代間交流の促進 ・児童館・ウトロ子どもセンターなどで、ボランティアと関わりながら事業に取り組みました。 ・保育施設は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和2～4年度は積極的な活動が制限された状況でしたが、令和5年度から再開し、声掛け郵便（3回）や芋播きや芋ほり、へき地では地域の祭りへの参加等の機会が得られました。	現状維持
3-3-3	☐ 町民の子育てボランティアの取り組みの推進 ・コロナの影響で事業が制限されましたが、できる時期・内容を工夫し児童館やウトロ子どもセンターでチャイルドアドバイザーやサポートクラブの関わる事業を実施しました。	拡充
3-3-4	☐ ファミリー・サポート・センター事業の推進 ・斜里町社会福祉協議会に運営を委託していましたが、令和5年10月から子育て支援センターが主となり実施しています。 ・利用者全員を対象とする町の独自の助成制度を設けました。	現状維持 第5章参照

基本目標 4. 一人ひとりが輝ける学校教育の推進

具体的な施策	関連する担当課
(1) 子どもの悩みや不安に寄り添う体制づくり	学校教育課・児童育成課
(2) 豊かな心と健やかな身体の育成	学校教育課・児童育成課・ゆめホール環境課

(「第7次斜里町総合計画」基本施策「教育環境の充実」に相当)

(1) 子どもの悩みや不安に寄り添う体制づくり		
事業概要	児童生徒等が抱える悩みは多様化しており、それぞれがいつでも相談できる窓口の整備を進める必要があります。 多様な悩みに対応できる相談体制を整備するため、SSW（スクールソーシャルワーカー）・SC（スクールカウンセラーなどの専門的な人材を確保します。特に、いじめや不登校への対応を重点課題とし、教育支援センターの整備など、関係機関等と連携して取り組みます。	
通番	推進項目・第2期計画での取組状況	第3期計画の方向性
4-1-1	□子どもからの相談体制の充実 ・学校教育では、SSW、SCを配置して対応しました。（令和5年度のみSCが確保できませんでした。）また、令和6年度からは町独自で「こころの相談員」を配置し、子どもや保護者からの相談窓口の拡充を図りました。 ・日常的な事項であれば児童館や仲よしクラブの利用児童と接する中で、日常的な相談に対応しました。また、相談LINE窓口について各施設に掲示し、周知に努めました。	拡充 ・相談体制の整備及び専門的人材の確保・増員を図る

(2) 豊かな心と健やかな身体の育成		
事業概要	子ども達の豊かな心と健やかな体は、成長の段階に応じた他との多様な関わりと経験の中で培われます。 子ども達が健やかに成長できるよう、関係機関の連携によるサポートの仕組みづくりや、様々な体験機会の提供、また子ども達自身が主体的に活動し、考え、学ぶことができる取り組みを推進します。	
通番	推進項目・第2期計画での取組状況	第3期計画の方向性
4-2-1	☐ 健康教育の推進と学校教育との連携 ・全ての町立学校の児童生徒を対象とした栄養教諭による食育を実施しました。	現状維持
4-2-2	☐ 未来の親の育成 ・知床ウトロ学校の9年生及び斜里中学校3年生の家庭科授業で保育所実習を実施しました。	現状維持
4-2-3	☐ 文化、芸術活動の推進 ・ゆめホール事業として子どもを対象とした文化・芸術活動の発表の場の提供や芸術鑑賞機会の提供、文化芸術に触れるワークショップなどを推進しました。また、教育・保育の中でも学習の成果を発表したり、季節を感じ文化を楽しんだりする取り組みを行いました。	現状維持
4-2-4	☐ 環境学習の推進 ・町内外の小学生から高校生までの子ども達を対象に100平方メートル運動交流事業として、知床自然教室を開催しました。 ・郷土の自然環境を学習する斜里高等学校のカリキュラムである「知床自然概論」に学芸員を講師として派遣しました。	現状維持

基本目標 5. つながり学びあう社会教育の推進

具体的な施策	関連する担当課
(1) 社会教育機関における学習活動の充実	学校教育課・環境課・児童育成課・ゆめホール・図書館・博物館

(「第7次斜里町総合計画」基本施策「生涯学習の推進と充実」「健康づくりと運動の推進」「読み・知り・出会う図書館の運営」「自然と歴史を守り、学ぶ博物館の運営」に相当)

(1) 社会教育機関における学習活動の充実		
事業概要	町の社会教育施設において、文化・芸術に親しむ機会の提供やスポーツ活動の推進、子ども達が成長に合わせて本に親しむことができる読書活動の展開や、斜里の魅力に触れる活動、自然を学ぶ学習機会の提供など、様々な分野での学びの機会を企画・提供します。	
推進項目	第2期計画での取組状況	第3期計画の方向性
5-1-1	☐ ゆめホール事業 ・児童向け連続講座「ゆめクラブ」、夏休み講座、ウトロ地域児童向け連続講座「ゆめコミュ」等を実施しました。	現状維持
5-1-2	☐ 博物館事業 ・学校への学習支援として、小学校の社会見学・総合学習、斜里中学校1年対象の「世界遺産体験学習」、斜里高校の「知床自然概論」や「知床学」の授業を実施しました。 ・児童・生徒に自然観察会や講座（博物館キッズ）、夏休み体験講座等を実施しました。	拡充 ・新たに「知床ミュージアムクラブ」を開設し、子どもたちの多様な探求心の醸成を図る
5-1-3	☐ 図書館事業 ・学校巡回司書を配置し、学校図書館の整備や児童生徒への読み聞かせ等を実施しました。 ・幼少期から少年期における読書や本の魅力を伝える活動として、ブックスタート、絵本くらぶ、親子えほんセット・親子15分読書セットの貸出、学校などへの図書の配本を実施し、読書環境の整備を実施しました。	現状維持
5-1-4	☐ スポーツ振興事業 ・スポーツ少年団体験会・水泳教室・わんぱく教室（町立保育所での幼児向け運動教室）・親子運動教室・おはようランニング・町民バレーボール大会・ハマナスマラソン・町民スケート教室の実施等	現状維持

第5章

教育・保育施設等の量の見込みと確保 方策

- 1 子ども・子育て支援事業計画の「量の見込み」と「確保方策」(P56)
- 2 需要量の算出方法 (P57)
- 3 教育・保育提供区域の設定 (P57)
- 4 教育・保育施設の需要量及び確保の方策 (P58)
- 5 地域子ども・子育て支援事業の需要量及び確保の方策 (P61)
- 6 法改正にともなう新規事業について (P65)
- 7 その他事項 (P67)

1. 子ども・子育て支援事業計画の「量の見込み」と「確保方策」

子ども・子育て支援法第 61 条において、市町村は 5 年を 1 期とする市町村子ども・子育て支援事業計画を定めるものとされ、「幼児教育・保育」等についての「量」と「確保方策」について、ニーズの傾向や政策動向、地域の実情を踏まえ適切に見込むことが求められています。

「量の見込み」とは、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業等の各事業に対する必要な量（利用希望数）を、「確保方策」とは、この量の見込み（利用希望数）を確保するための保育等の提供体制、つまり受け皿の確保のことを言い、併せて時期を見込むものです。

ここでは最近の傾向やニーズ調査の結果等を踏まえ「教育・保育施設」及び「地域子ども・子育て支援事業」の必要量と確保方策について定めます。

なお、法改正により、本制度の対象事業が拡充され、新たに対象となる「妊婦等包括相談支援事業」、「産後ケア事業」、「乳児等通園支援事業」、「子育て世帯訪問支援事業」、「児童育成支援拠点事業」、「親子関係形成支援事業」の必要量と確保方策の方向性についても定めます。

〔子ども・子育て支援新制度の概要〕

■子ども・子育て支援給付

【子どものための教育・保育給付】

- 施設型保育給付
幼稚園・保育所・認定こども園
- 地域型保育給付
家庭的保育・小規模保育・居宅訪問型保育・事業所内保育

【子育てのための施設等利用給付】

- 施設等利用費
預かり保育事業
・認可外保育施設等（ファミリー・サポート・センター事業等）

【乳児等のための支援給付】

- 乳児等支援給付費

令和 8 年 4 月～

【現金給付】

- 児童手当（子どものための現金給付）
- 妊婦支援給付金

令和 7 年 4 月～

■その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援

【地域子ども・子育て支援事業】

- ・利用者支援事業
- ・地域子育て支援拠点事業
- ・妊婦健康診査事業
- ・妊婦等包括相談支援事業 令和 7 年 4 月～
- ・産後ケア事業 令和 7 年 4 月～
- ・乳児家庭全戸訪問事業
- ・養育支援訪問事業
（子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業、親子関係形成支援事業） 令和 7 年 4 月～
- ・子育て短期支援事業
- ・子育て援助活動支援事業
- ・一時預かり事業
- ・延長保育事業
- ・病児保育事業
- ・放課後児童健全育成事業
- ・実費徴収に係る補足給付と行う事業
- ・多様な事業者の参入促進。能力活用事業

※ここでは企業主導型事業の記載は除きます。

【教育・保育給付認定区分と利用対象施設等】

種 別		対 象	該当施設
1号認定	[教育標準時間] 満3歳以上の教育を希望していて保育の必要性がない就学前の子ども	(専業主婦(夫)家庭・就労短時間家庭(1月の就労時間48時間未満))	認定こども園 幼稚園 ※斜里町ではウトロへき地保育所も該当
2号認定	[保育認定] 満3歳以上で保育の必要性があり、保育所等での保育を希望する就学前の子ども	保育標準時間(11時間)	認定こども園 保育所
		保育短時間(8時間)	
3号認定	[保育認定] 満3歳未満で保育の必要性があり、保育所等での保育を希望する就学前の子ども	保育標準時間(11時間)	認定こども園 保育所 地域型保育事業
		保育短時間(8時間)	

2. 需要量の算出方法

計画期間における子ども・子育て支援の需要量は、計画期間に予想される子どもの数に、アンケート結果等から得た意向率を乗じて算出します。

なお、算出については、国から「市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」算出等の手引き」が示されていますが、より効果的、効率的な方法による算出を妨げるものではないとされています。国の算出方法ではニーズを過剰に反映してしまい、実態から乖離した数値となる傾向があり、本町では、利用実績値の推移やアンケート調査結果から得た意向率を鑑み量的見込みとして設定しました。

1 子どもの人口の推計	コーホート変化率法によって、令和7～11年度の0～11歳の子どもの人口を推計する。
2 利用意向率等の設定	利用状況・利用意向(アンケート調査結果)から割合を求める。
3 需要量を算出	年度ごとの各サービスの対象年齢人口に掛け合わせることで、需要量を算出する。

3. 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法では、市町村が地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件の総合的に勘案して区域を定めることとしています。

教育・保育提供区域は、量の見込みや確保方策を設定する単位となることから、斜里町では、全町を一区域と設定します。

4. 教育・保育施設の需要量及び確保の方策

[確保方策の考え方]

○3歳以上の子ども（1号認定・2号認定）

- ・第2期の実績をみると、人口に対する利用割合は、3歳以上児は、1号認定が約15%、2号認定（保育の必要性がある）が約80%程度となっており、1号認定及び2号認定を合計すると、ほぼ100パーセントが何らかの幼児教育・保育施設を利用しています。第3期計画期間ではこの第2期の実績、その他制度の考え方に基づきながら1号・2号認定の量を見込みます。

- ・ウトロ地域以外の1号認定は認定こども園（大谷幼稚園）で確保します。

また、ウトロ地域では「保育の必要性のない」世帯の保育所利用を1号認定で見込みます。

- ・2号認定は認定子ども園・常設保育園・へき地保育所で見込みます。

ウトロへき地保育所は「へき地保育所」で量を見込み、それ以外の児童については第2期計画時と同様、認可保育施設である認定こども園・常設保育園の枠で優先的に量及び確保方策を見込みます。

○3歳未満の子ども（3号認定）

- ・第2期の実績をみると、人口に対する利用割合は、0歳児が0～10%、1歳児20～30%台、2歳児が40～60%台となっており、1・2歳児が増加傾向にあります。待機児童も含め、認定こども園と常設保育園、またへき地保育所で確保方策を見込みます。なお、2号認定と同様、認可保育施設の枠から優先的に見込みます。

- ・ウトロへき地保育所では、ニーズの動向を把握しながら保育士確保により未満児保育の拡充を検討します。

○その他

- ・へき地保育所については、当該保育所の開設地域の利用児童数が減少の傾向にあります。

ニーズ調査では、現在へき地保育所を利用している保護者の希望はへき地保育所を主としながら選択の幅が広がる傾向が見られます。地域の利用状況を勘案しながら斜里町へき地保育所設置基準規程に基づき適正配置を進めます。

(1) 事業の現状

[令和6年度]

施設区分		1 号認定	2 号認定	3 号認定		計
		(3～5 歳児)	(3～5 歳児)	(0～2 歳児)		
				1・2 歳児	0 歳児	
実績		35	178	77	9	299
確保 方 策	特定教育・保育施設 (保育園・認定こども園)	30	150	60	10	250
	特定地域型保育事業	0	0	0	0	0
	へき地保育所	17	22	9	0	48
	小計	47	172	69	10	298

※3号認定については、国の指針の変更があり、第3期計画からは各歳で表記しています。

(2) 教育・保育の量の見込み及び確保方策

[令和7年度]

施設区分		1号認定	2号認定	3号認定			計
		(3～5歳児)	(3～5歳児)	(0歳児)	(1歳児)	(2歳児)	
量の見込み		33	157	4	18	33	245
確保 方 策	特定教育・保育施設 (保育園・認定こども園)	25	165	5	18	25	238
	特定地域型保育事業	0	0	0	0	0	0
	へき地保育所	19	31	0	0	8	58
	小計	44	196	5	18	33	296
差引 (量の見込み－確保方策)		△ 11	△ 39	△ 1	0	0	△ 51

[令和8年度]

施設区分		1号認定	2号認定	3号認定			計
		(3～5歳児)	(3～5歳児)	(0歳児)	(1歳児)	(2歳児)	
量の見込み		28	135	4	17	31	215
確保 方 策	特定教育・保育施設 (保育園・認定こども園)	25	165	5	17	24	236
	特定地域型保育事業	0	0	0	0	0	0
	へき地保育所	19	31	0	0	7	57
	小計	44	196	5	17	31	293
差引 (量の見込み－確保方策)		△ 16	△ 61	△ 1	0	0	△ 78

[令和 9 年度]

施設区分		1 号認定	2 号認定	3 号認定			計
		(3～5 歳児)	(3～5 歳児)	(0 歳児)	(1 歳児)	(2 歳児)	
量の見込み		27	128	4	17	30	206
確保 方 策	特定教育・保育施設 (保育園・認定こども園)	25	165	5	17	24	236
	特定地域型保育事業	0	0	0	0	0	0
	へき地保育所	19	31	0	0	6	56
	小計	44	196	5	17	30	292
差引 (量の見込み－確保方策)		△ 17	△ 68	△ 1	0	0	△ 86

[令和 10 年度]

施設区分		1 号認定	2 号認定	3 号認定			計
		(3～5 歳児)	(3～5 歳児)	(0 歳児)	(1 歳児)	(2 歳児)	
量の見込み		23	108	4	17	29	181
確保 方 策	特定教育・保育施設 (保育園・認定こども園)	25	165	5	17	23	235
	特定地域型保育事業	0	0	0	0	0	0
	へき地保育所	19	31	0	0	6	56
	小計	44	196	5	17	29	291
差引 (量の見込み－確保方策)		△ 21	△ 88	△ 1	0	0	△ 110

[令和 11 年度]

施設区分		1 号認定	2 号認定	3 号認定			計
		(3～5 歳児)	(3～5 歳児)	(0 歳児)	(1 歳児)	(2 歳児)	
量の見込み		22	103	4	16	29	174
確保 方 策	特定教育・保育施設 (保育園・認定こども園)	25	165	5	16	24	235
	特定地域型保育事業	0	0	0	0	0	0
	へき地保育所	19	31	0	0	5	55
	小計	44	196	5	16	29	290
差引 (量の見込み－確保方策)		△ 22	△ 93	△ 1	0	0	△ 116

※保育士確保によりウトロへき地保育所未満児保育拡充を目標とする。

5. 地域子ども・子育て支援事業の需要量及び確保の方策

22 ページに掲載している「地域子ども・子育て支援事業」について、需要量と確保の方策を定めます。

(1) 利用者支援事業

- ・子どもまたは保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じた助言・相談を行い、関係機関との連絡調整を行います。
- ・妊娠・出産・育児と、子育ての各ステージを通じた切れ目の無い支援が求められており、安心して子育てをできる環境づくりを図るため、子育て世代包括支援センターを開設しています。令和8年度を目途に、こども家庭センター型への移行を検討します。

(2) 時間外保育事業（延長保育事業）

- ・常設保育園では標準時間保育を実施しており、第2期の実績をみると、おおむね横ばい傾向で推移しています。児童人口の減少にともない、利用児童数の減少が見込まれており、延長保育の見込みに対しては全て対応が可能と考えます。
- ・へき地保育所については、保育士の確保に努めながら延長保育の拡充を検討します。

(人/年)

区分	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	34	30	29	25	25
確保方策	34	30	29	25	25
差引（量の見込み－確保方策）	0	0	0	0	0

(3) 放課後児童健全育成事業（仲よしクラブ事業）

- ・第2期の実績をみると、人口に対する利用割合は、低学年児童の約60%、高学年児童の約20%となっています。児童人口の減少にともない、利用児童数の減少が見込まれています。放課後児童支援員の確保ができない場合については児童の受け入れが難しいことも懸念されており、専門職員の確保に努めながら安定した受け入れに努めます。

(人/年)

区分	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	203	195	179	173	157
1年生	54	48	35	43	29
2年生	38	49	44	32	40
3年生	43	34	44	39	29
4年生	32	30	24	31	28
5年生	22	21	20	16	21
6年生	14	13	12	12	10
確保方策	295	295	295	295	295
差引（量の見込み－確保方策）	△92	△100	△116	△122	△138

(4) 子育て短期支援事業

- ・保護者の疾病や仕事等により家庭において養育を受けることが一時的に困難になった児童について、児童養護施設等に入所させ必要な保護を行う事業で、短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）と夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）がありますが、本町では事業所が無いことから未実施です。

(人/年)

区分	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	1	1	1	1	1
確保方策	0	0	0	0	0
差引（量の見込み－確保方策）	1	1	1	1	1

(5) 乳児家庭全戸訪問事業

- ・生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問するもので、原則全対象者に実施します。

(人/年)

区分	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	44	42	42	40	40
確保方策	44	42	42	40	40
差引（量の見込み－確保方策）	0	0	0	0	0

(6) 養育支援訪問事業

- ・養育支援が特に必要な家庭に対して訪問支援を行い、原則必要となる全対象者に対し実施します。

(件/年)

区分	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	14	13	13	12	11
確保方策	14	13	13	12	11
差引（量の見込み－確保方策）	0	0	0	0	0

(7) 子育て支援センター事業（地域子育て支援拠点事業）

- ・子育て支援センターで「遊びのひろば」「開放日」「育児相談」などを実施します。
- ・利用者支援として情報提供、相談事業などの充実を図ります。
- ・子育て世代包括支援センターと連携しながら効果的な子育て支援策を推進します。

(延人回/年)

区分	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	2,065	1,962	1,903	1,844	1,814
確保方策	2,065	1,962	1,903	1,844	1,814
差引（量の見込み－確保方策）	0	0	0	0	0

(8) 一時預かり事業

- ・常設保育園 2 園は従来からの一時預かり事業を継続します。
- ・民間の認定こども園で、幼稚園型一時預かり事業及び在園児以外の一時預かりを実施しています。

(延人回/年)

区分	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	1,012	884	839	726	697
[認定こども園] 在園する 1 号認定による利用	683	588	556	471	450
[認定こども園] 在園児以外の利用	206	185	177	160	155
[常設保育園] 在園児以外の利用	123	111	106	95	92
確保方策	1,220	1,220	1,220	1,220	1,220
差引（量の見込み－確保方策）	△ 208	△ 336	△ 381	△ 494	△ 523

(9) 妊婦健康診査

- ・原則全対象者に対し実施します。

(延件/年)

区分	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	588	588	560	560	560
確保方策	588	588	560	560	560
差引（量の見込み－確保方策）	0	0	0	0	0

(10) ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）・病児保育事業・

- ・ファミリー・サポート・センターについては、保育の必要性があるが町内の保育園・保育所・認定こども園を利用することができない場合が対象となることから未満児の待機児童の利用などが想定されます。

(件/年)

区分	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	39	36	34	32	30
確保方策	39	36	34	32	30
差引（量の見込み－確保方策）	0	0	0	0	0

- ・病児・病後児保育については、ニーズ調査ではファミリー・サポート・センター事業に特定した場合、ニーズは低い結果でしたが、一方で一時的、臨時的な預かりの希望は高い状況であり一定数の必要量を見込みます。ファミリー・サポート・センターの病児預かりを検討します。

(件/年)

区分	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	87	78	75	68	66
確保方策	87	78	75	68	66
差引（量の見込み－確保方策）	0	0	0	0	0

(11) 多様な主体の参入を促進する事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。子ども・子育ての新たな制度構築が進められており、必要に応じ効果が高いと考えられる事業の参入促進について検討します。

6. 法改正にともなう新規事業について

児童福祉法及び子ども・子育て支援法の一部改正により新たに創設された事業については、国や道、近隣市町村の動向等を踏まえながら、実施に向けた確保方策を検討していきます。

(1) 妊婦等包括相談支援事業

- ・妊婦等に対して面談その他の措置を講ずることにより、妊婦等の心身の状況、その置かれている環境等の把握を行うほか、母子保健や子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を行う事業です。
- ・本町では、子育て世代包括支援センターを中心に安心して妊娠期から子育て期を過ごせるよう支援を行っています。国から今後出されるガイドライン等を踏まえながら、提供体制の整備を検討します。

(延件/年)

区分	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	126	126	120	120	120
確保方策	126	126	120	120	120
差引（量の見込み－確保方策）	0	0	0	0	0

(2) 産後ケア事業

- ・退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援を行う事業で、すでに取り進めていた事業でした。
- ・本町では、網走市及び北見市の施設に委託し、かかる費用の全額を助成しています。現状を維持しニーズに対応していきます。

(延件/年)

区分	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	16	16	16	15	15
確保方策	16	16	16	15	15
差引（量の見込み－確保方策）	0	0	0	0	0

(3) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

- ・全てのこどもの育ちを応援し、全ての子育て家庭に対する支援を強化する観点から、保護者の就労状況等に関わらず満3歳未満の子ども（保育所や認定こども園等に入所しているものを除く。）が保育園・認定こども園等を月の一定の時間を上限とし、利用できる制度が創設されます。なお、令和8年度以降は新設される「乳児等のための支援給付」に当事業は位置づけられます。
- ・家庭において保育を受けることが一時的に困難となったこどもである必要がないなど、制度の対象となる家庭に限定がない点や、保護者のためにこどもを「預かる」というサービスではなく、家庭にいただけでは得られない様々な経験を通じてこどもの育ちを応援することを主な目的とした制度です。
- ・令和7年度に当事業の方向性の検討を進め、令和8年度から事業を開始します。

(延べ人日：定員)

区分	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	0	3	3	3	3
0歳児	0	1	1	1	1
1歳児	0	1	1	1	1
2歳児	0	1	1	1	1
確保方策	0	3	3	3	3
差引（量の見込み－確保方策）	0	0	0	0	0

(4) 子育て世帯訪問支援事業

- ・要支援児童、支援を要するヤングケアラー、要保護児童及びその保護者、特定妊婦等の居宅を訪問し、子育てに関する情報の提供、家事・養育に関する援助等を行う事業です。
- ・支援が必要な世帯の把握に努めるとともに、国や道の動向を踏まえながら、実施に向けた検討を行っていきます。

(5) 児童育成支援拠点事業

- ・虐待リスクが高い、不登校等の養育環境等の課題を抱える主に学齢期の児童の居場所となる拠点を開設し、児童に生活の場を与えるとともに児童や保護者への相談等を行う事業です。
- ・本計画期間においては当事業に関して量の見込みは設定せず、支援が必要な児童の把握に努めるとともに、国や道の動向を踏まえながら、実施に向けた検討を行っていきます。

(6) 親子関係形成支援事業

- ・親子間の適切な関係性の構築を目的とし、ペアレントトレーニング（講義・グループワーク・ロールプレイ等の手法で子どもとの関わり方等を学ぶ）等の支援を行う事業です。また、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報交換ができる場を設ける等、その他必要な支援を行います。
- ・本計画期間においては当事業に関して量の見込みは設定せず、支援が必要な世帯の把握に努めるとともに、国や道の動向を踏まえながら、実施に向けた検討を行っていきます。

7. その他事項

(1) 施設整備の推進

老朽化する施設の整備について、他施設との統合や有利な財源活用を含め検討し、保育環境の充実を図ります。施設の改修にあたっては、広く町民の意見を聴取できる体制の構築を目指します。

◎ウトロへき地保育所新築事業：令和 11 年新築工事、令和 12 年開所予定

(2) 「こどもが主役」の受け皿づくり

保育園での一時預かり、宿泊、地域の暮らしを組み合わせたプログラム「保育園留学」の導入について、既存の地域資源を活用した民間事業者との連携を視野に入れ検討します。

(3) 自治体こども計画の策定

こども基本法第 10 条に基づく自治体こども計画の策定を目指します。策定にあたっては、関係機関・部署と連携を図り、他自治体の先進的な取組事例を参考とし、自治体こども計画に「子ども・子育て支援事業計画」を内包することも含め検討します。合わせて、こども・若者からの意見聴取の手法について検討を進めます。

(4) 多様なニーズへの柔軟な対応

虐待や貧困といった課題や、近年増えている外国人居住者への対応など、子どもの権利がその家庭環境により損なわれることがないよう、関係機関と適切に連携を取りながら多様なニーズに柔軟に対応するよう努めます。また、本計画策定の基礎資料とするため実施したニーズ調査で多く要望が出されていた公園（遊具）の整備については、担当部署と連携を図り整備計画を策定し、合わせて活用可能な財源について調査研究を行います。

(5) 幼保小の連携・接続の推進

幼児期の教育・保育は、その後の学校教育の基盤を培う大変重要なものであることから、認定こども園、幼稚園及び保育所は、幼児期の教育・保育の充実を図ります。また、幼保小といった育ちのステージの接続を円滑なものとするため、関係機関の連携体制の強化を図ります。

(6) こどもの居場所づくりの推進

様々なニーズや特性を持つこどもが、各々のライフステージに応じた居場所を切れ目なくもつことができるよう、関係機関・部署、民間事業所が連携をはかり、こどもの居場所づくりを進めます。

(7) 保育に関わる人材の確保

教育・保育施設における保育の拡充・質の向上には、保育士等の人材確保が必要です。近年、有資格者の確保が難しくなっていることから、処遇の改善等を含め働きやすい職場環境づくりを進めます。また、町の子育て支援や保護者のニーズを理解し、更に専門性を深化させ、常により良い保育を追求することができるよう、職場内研修等の取組を実施します。

資料編

- 斜里町子ども・子育て会議（P70）
- 斜里町子ども・子育て支援庁内検討会議（P72）
- 令和5年度「斜里町子ども・子育て支援に関するニーズ調査」集計結果（概要）（P75）

○斜里町子ども子育て会議

(1) 斜里町子ども・子育て会議条例

平成 25 年 9 月 26 日

条例第 31 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 72 条第 1 項の規定に基づき、斜里町子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 会議は、法第 72 条第 1 項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(組織)

第 3 条 会議は、委員 10 名以内で組織し、次に掲げる者のうちから町長が任命する。

(1) 法第 6 条第 2 項に規定する保護者

(2) 法第 7 条第 1 項に規定する子ども・子育て支援(次号において「子ども・子育て支援」という。)に関する事業に従事する者

(3) 子ども・子育て支援に関し識見を有する者

(4) 町内公募者

(委員の任期)

第 4 条 会議の委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(臨時委員)

第 5 条 会議に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、当該専門の事項に関し識見を有する者のうちから、町長が任命する。

3 臨時委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会長)

第 6 条 会議に、会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(議事)

第 7 条 会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

2 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第 8 条 会議の庶務は、民生部児童育成課において処理する。

(会議の運営)

第9条 この条例に定めるもののほか、議事の手続その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成25年10月1日から施行する。

(2) 斜里町子ども・子育て会議委員名簿 (敬称略、順不同)

役職	選出区分	氏 名
会 長	識見を有する者	上 元 いづみ
委 員	保護者を代表する者	小 川 このみ
	保護者を代表する者	岩 波 有 里
	保護者を代表する者	松 本 寛
	事業に従事するもの	鈴 木 啓 介
	事業に従事するもの	木 村 春 香
	識見を有する者	宮 越 篤
	識見を有する者	鈴 木 聡
	公 募	秋 葉 若 菜
	公 募	古 屋 亜 矢

(3) 斜里町子ども・子育て会議事務局名簿

役職	所 属	氏 名
事務局	民 生 部 長	高 橋 佳 宏
	児 童 育 成 課 長	結 城 みどり
	児 童 育 成 係 長	庄 野 祐 真
	児 童 育 成 係	佐 藤 陽 希
	はまなす保育園長	朝 倉 祥 子
	双 葉 保 育 園 長	門 間 美 雪
	子育て支援センター長	榎 本 めぐみ
	健 康 子 育 て 課 長	茂 木 千 歳

(4) 会議の開催日と審議した内容

第1回	令和6年11月22日(金)	子ども・子育てニーズ調査の集計結果、第2期計画進行管理 他
第2回	令和7年1月31日(金)	第3期計画案 他
第3回	令和7年2月26日(水)	第3期計画案について・パブリックコメントの実施について(書面開催)

○斜里町子ども・子育て支援庁内検討会議

(1) 斜里町子ども・子育て支援庁内検討会議設置要領

(設置)

第1条 本町における子ども・子育て支援に関し具体的な作業を円滑に進めるため、斜里町子ども・子育て支援庁内検討会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 斜里町子ども・子育て支援事業計画に関すること。
- (2) 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関する必要事項及び当該施策の実施状況に関すること。
- (3) その他子ども・子育て支援に関し必要な事項

(構成)

第3条 会議は、別表に掲げる者をもって構成する。

2 議長は、民生部長をもって充てる。

(会議)

第4条 会議は、議長が招集し主宰する。

2 議長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第5条 会議の庶務は、民生部児童育成課において処理する。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、会議運営等に関し必要な事項は議長が別に定める。

附 則

この要領は、平成26年2月1日から施行する。

附 則

この要領は、公布の日から施行する。

別表（第3条関係）

民生部長、教育部長、健康子育て課長、地域福祉課長、学校教育課長、ゆめホール知床公民館長、子ども通園センター長、福祉係長、学校教育課総務係長、公民館係長、児童育成課長、双葉保育園長、はまなす保育園長、子育て支援センター長、児童育成係長

(2) 斜里町子ども・子育て支援庁内検討会議名簿

所 属	職 名	氏 名	備 考
民生部	民生部長	高橋 佳宏	議長（リーダー）
	健康子育て課長	茂木 千歳	
	地域福祉課長	武智 良	
	福祉係長	神矢 拓郎	
	通園センター長		児童育成課長兼務
教育委員会	教育部長	菊池 勲	
	学校教育課長	鹿野 美生子	
	総務係長	東 優里	
	公民館長	馬場 務	
	公民館係長	成田 隆之	

(3) 斜里町子ども・子育て支援庁内検討会議事務局名簿

役 職	所 属	氏 名
事務局	民生部長	高橋 佳宏
	児童育成課長	結城 みどり
	児童育成係長	庄野 祐真
	はまなす保育園長	朝倉 祥子
	双葉保育園長	門間 美雪
	子育て支援センター長	榎本 めぐみ

(4) 会議の開催日と審議した内容

第1回	令和7年2月7日（金）	第3期計画案について 他
-----	-------------	--------------

令和5年度 斜里町子ども・子育て支援に関するニーズ調査 (就学前児童保護者対象)

【概 要】

1. 調査の目的

斜里町では令和2年度より子ども・子育て支援法に基づく5年を1期とする「斜里町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、地域の子ども・子育て支援の推進を図っています。

現在の第2期計画は令和6年度をもって期間が終了することから、町では次期計画策定の基礎資料とさせていただき、今後の町の子ども・子育て施策への参考とするため、現在の子育て支援に関する利用状況や今後の希望等について調査を実施することといたしました。

調査は「就学前児童のいる世帯」と「小学生・義務教育学校前期課程（1～6年生）児童のいる世帯」を対象に実施しました。このうち、「就学前児童のいる世帯」（就学前児童保護者）の調査結果の概要は次のとおりです。

2. 調査概要

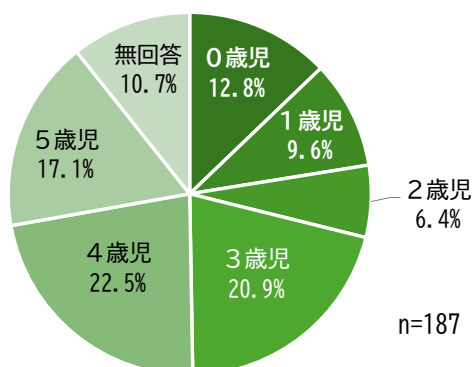
調 査 対 象	就学前児童のいる世帯（調査Ⅰ）		305 件
調 査 方 法	〔町立保育園利用児童のいる世帯〕 利用保育園・保育所で紙の調査票を配布し、紙の票での回収またはW e b 上で回答 〔上記以外の世帯〕 郵送により配布し、紙の票での回収またはW e b 上で回答、または、下記の場所において回収 記 役場児童育成課窓口、町内保育園・保育所、町内認定こども園		
調 査 期 間	令和 6 年 2 月 23 日（金）～令和 6 年 3 月 8 日（金） 15 日間		
調査基準日	令和 5 年 12 月 1 日現在		
回 収 状 況	回収方法	回収件数	有効回答件数
	郵送等	80 件	80 件
	W e b	108 件	107 件
	合 計	188 件（回収率：61.6%）	187 件（有効回答率：61.3%）
そ の 他	・ 複数回答以外でも端数処理の関係上合計が必ずしも 100%にならない場合があります。 ・ グラフ等の「n」は、集計対象者数を表しています。 ・ 選択肢の文章が長い場合、グラフ及び表中で簡略化した表現を用いる場合があります。		

3. 集計結果（概要）

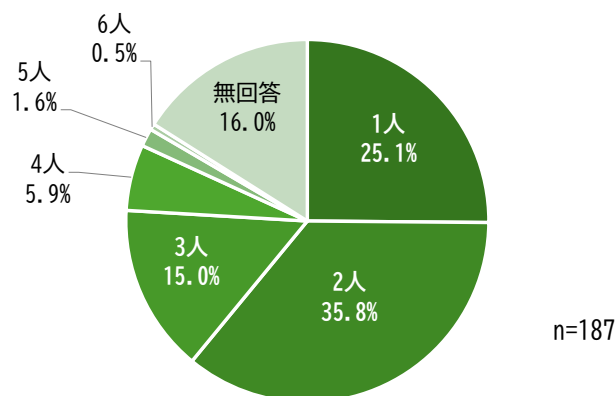
調査Ⅰ（対象：就学前児童保護者）

（1）あて名のお子さんご家族の状況

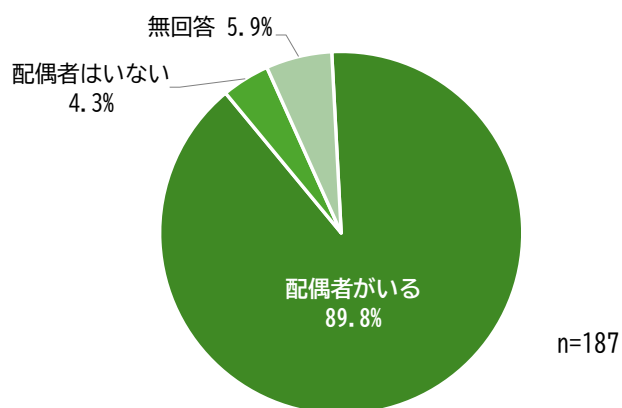
■子どもの年齢



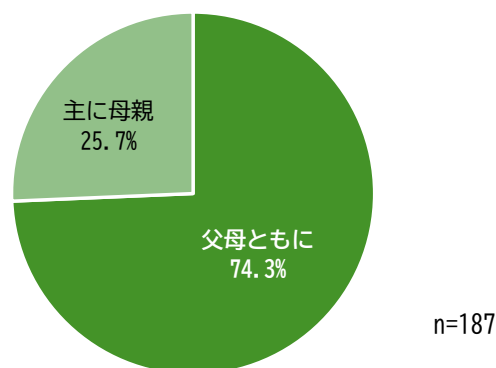
■きょうだいの人数



■配偶者の有無



■子育てを主に行っている人



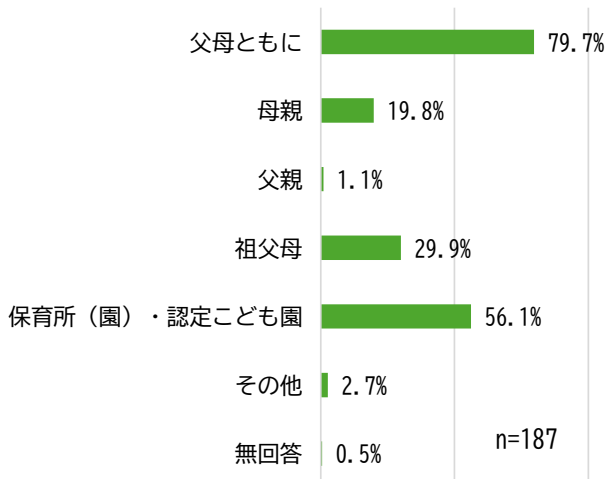
きょうだいの人数は、2人が最も多く、次いで、1人、3人の順となり、合わせて約7割半ばとなっています。

配偶者は、「いる」が9割弱、「いない」が4.3%となっています。

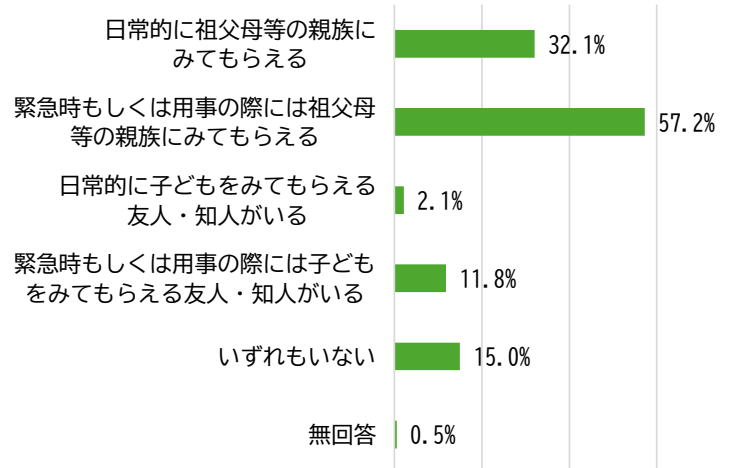
子育てを主に行っている人は、「父母ともに」が7割強、「主に母親」が約2割半ばとなっています。

(2) 子どもの育ちをめぐる環境

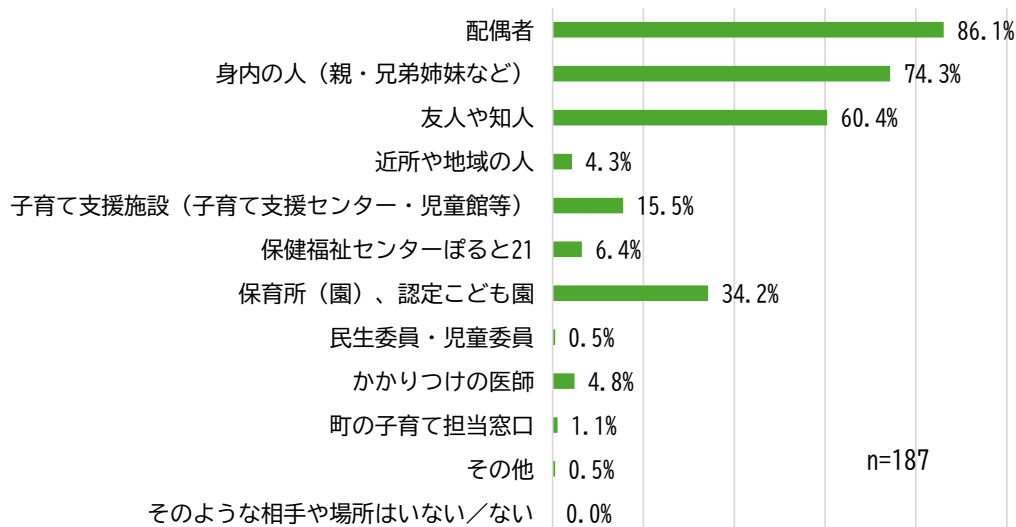
■子育てに日常的に関わっている人
【複数回答】



■子どもをみてもらえる親族・知人の有無
【複数回答】



■気軽に相談できる相手
【複数回答】



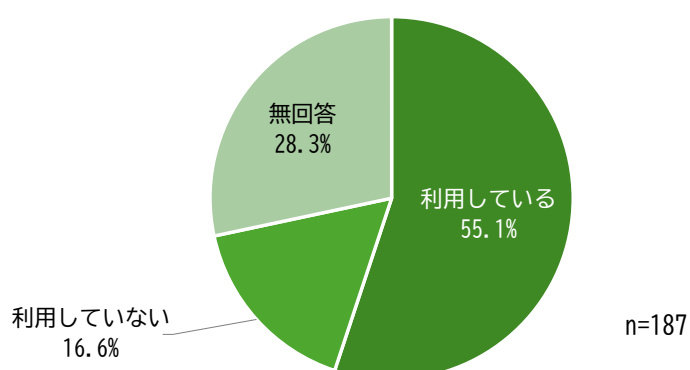
子育て（教育を含む）に日常的に関わっている人（施設）については、「父母ともに」が8割弱、「保育所（園）・認定こども園」が6割弱となっています。

お子さんをみてもらえる親族・知人の有無については、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が6割弱、「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が3割強で、「いずれもない」は1割半ばとなっています。

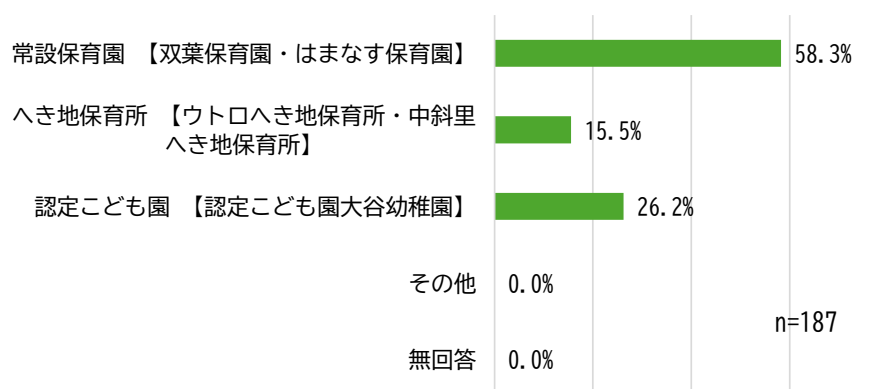
子育てについて気軽に相談できる相手（場所）については、「配偶者」、「身内の人（親・兄弟姉妹など）」、「友人や知人」の順で回答割合が高く、いずれも身近な人となっています。相談先の施設については、「保育所（園）、認定こども園」、「子育て支援施設（子育て支援センター・児童館等）」の順となっています。

(3) 教育・保育事業の利用状況等

■定期的な教育・保育の利用状況

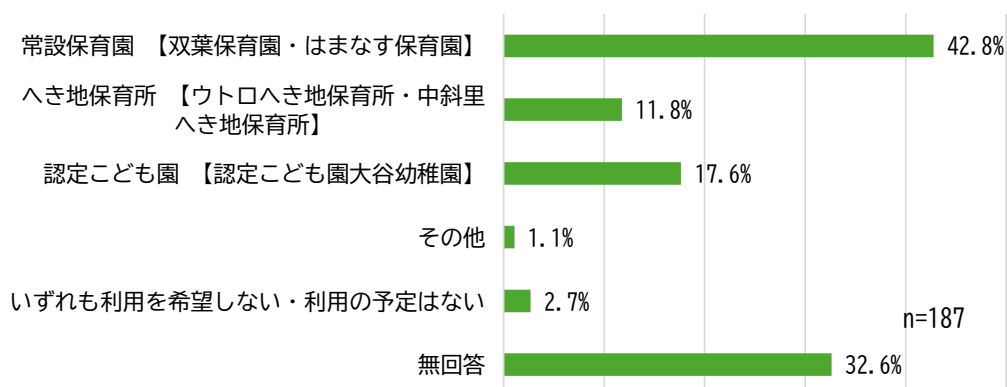


■定期的にご利用している教育・保育事業（現在）【複数回答】



アンケート回答者のうち、約5割半ばが保育園等を利用していると回答しています。利用している事業は、「常設保育園」の利用割合が高く、次いで、「認定こども園」、「へき地保育所」の順となっています。

■定期的にご利用したい教育・保育事業（希望）【複数回答】

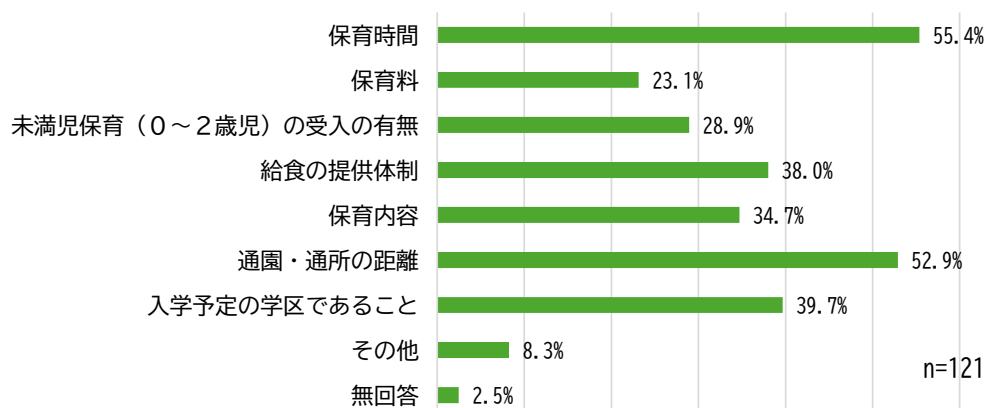


【現在利用している事業と今後利用を希望する事業】

現在の利用施設	常設希望	へき地希望	認定こども園希望	その他	利用希望・利用予定はない	無回答
常設保育園（n=60）	93.3%	1.7%	1.7%	0.0%	0.0%	5.0%
へき地保育所（n=16）	12.5%	93.8%	0.0%	0.0%	0.0%	6.3%
認定こども園（n=27）	14.8%	0.0%	81.5%	0.0%	3.7%	14.8%

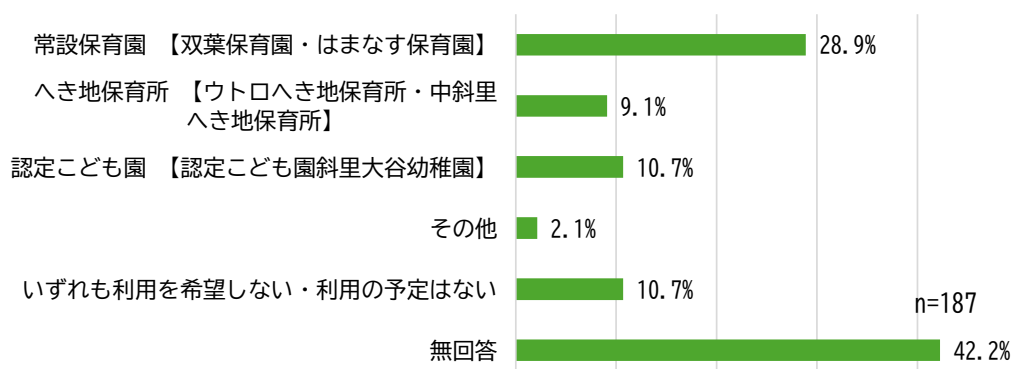
今後、利用を希望する事業については、常設保育園、認定こども園、へき地保育所の順で割合が高くなっており、常設保育所とへき地保育所を利用している人は9割強が同じ事業を希望し、認定こども園では、8割強が同じ事業、約1割半ばが常設保育園を希望しています。

■事業所選択で特に考慮する条件【複数回答】



今後、利用を希望する事業について、事業所を選択する時に特に考慮する条件は、「保育時間」が最も高く、次いで、「通園・通所の距離」、「入学予定の学区であること」、「給食の提供体制」の順となっています。

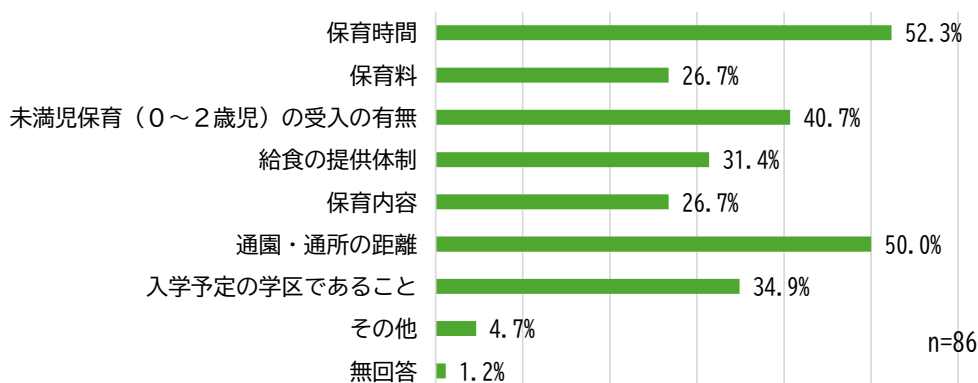
■年少のきょうだいが定期的に利用したい教育・保育事業（希望）【複数回答】



【あて名の子どもが現在利用している事業と年少のきょうだいが今後利用を希望する事業】

現在の利用施設	常設希望	へき地希望	認定こども園希望	その他	利用希望・利用予定はない	無回答
常設保育園（n=60）	38.3%	0.0%	0.0%	0.0%	1.7%	60.0%
へき地保育所（n=16）	12.5%	43.8%	0.0%	6.3%	18.8%	37.5%
認定こども園（n=27）	7.4%	0.0%	40.7%	0.0%	11.1%	48.1%

■年少のきょうだいの事業所選択で特に考慮する条件
【複数回答】

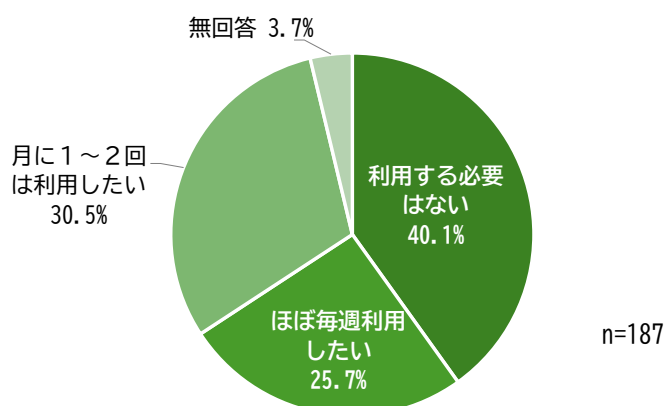


年少のきょうだいの平日の教育・保育事業として利用したいと考える事業については、回答割合が高い順に「常設保育園」、「認定こども園」、「へき地保育所」となっています。

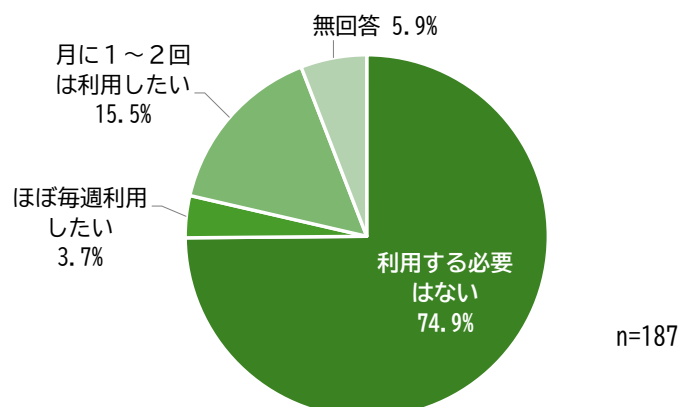
年少のきょうだいの利用希望事業については、あて名の子どもが利用している事業と同様の事業を選択する割合が高くなっています。

事業所を選択する時に特に考慮する条件は、回答割合が高い順に「保育時間」、「通園・通所の距離」、「未満児保育（0～2歳児）の受入の有無」となっています。

■土曜日の保育所等の利用希望



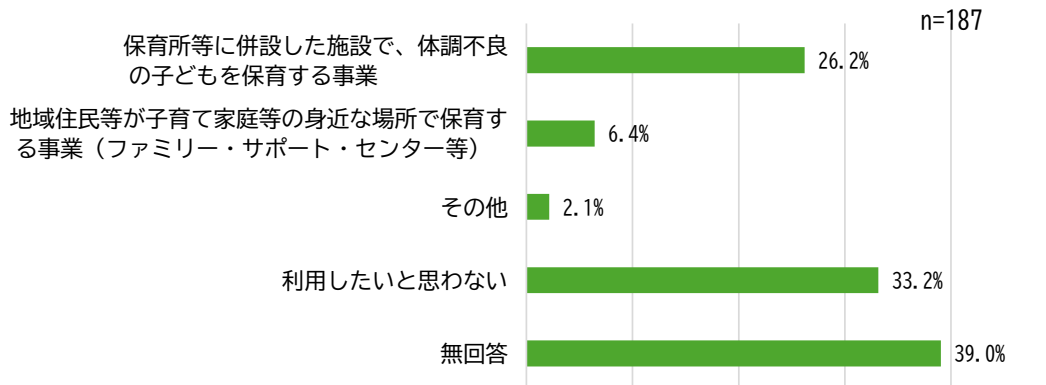
■日曜・祝日の保育所等の利用希望



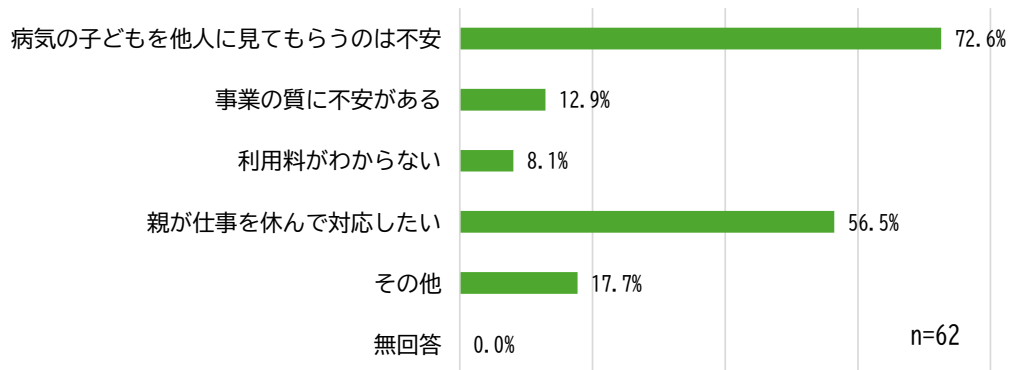
土曜日の保育所等の利用希望は、「ほぼ毎週」と「月に1～2回」を合わせた「利用したい」とする回答割合は6割弱、日曜・祝日は2割弱となっています。

(4) お子さんの病気の際の対応

■病気やけがで保育所等を利用できない場合に利用したい事業 【複数回答】



■事業を利用したいと思わない理由【複数回答】

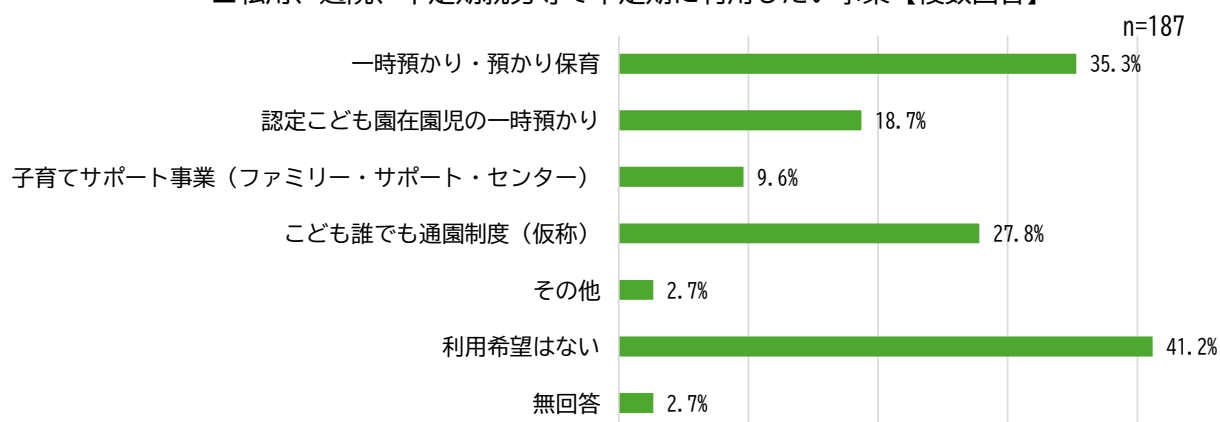


お子さんが病気やけがで保育所等を利用できない場合に、どのような事業を利用したいかについては、「保育所等に併設した施設で、体調不良の子どもを保育する事業」が3割弱、地域住民等が子育て家庭等の身近な場所で保育する事業（ファミリー・サポート・センター等）が6.4%となっています。

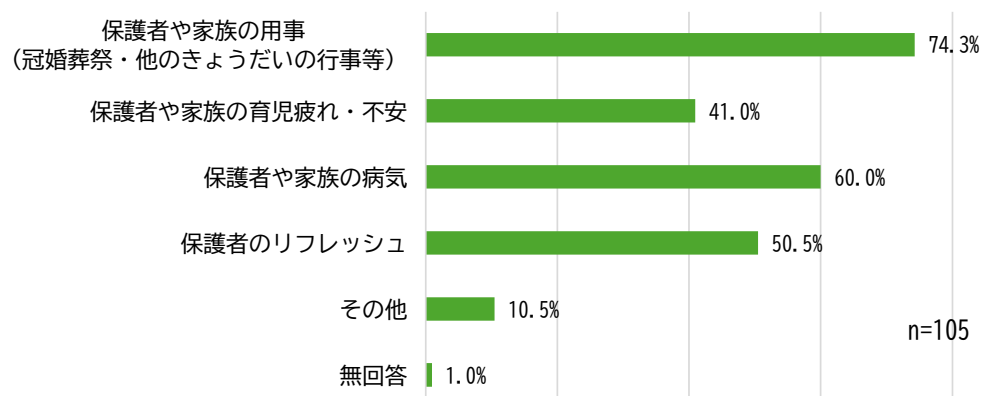
一方、「利用したいと思わない」は3割強となっており、利用をしたいと思わない理由としては、「病気の子どもを他人に見てもらうのは不安」が7割強、「親が仕事を休んで対応したい」が6割弱となっています。

(5)「不定期な」教育・保育の利用希望

■私用、通院、不定期就労等で不定期に利用したい事業【複数回答】



■不定期に事業を利用したい理由【複数回答】



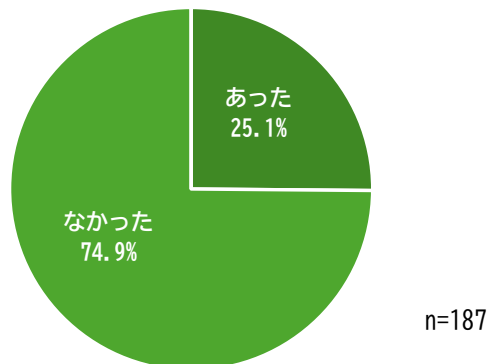
私用、親の通院、不定期の就労等の目的で不定期に利用したい事業は、「一時預かり・預かり保育」が約3割半ば、「こども誰でも通園制度 (仮称)」が3割弱、「子育てサポート事業 (ファミリー・サポート・センター)」が1割弱となっています。

一方、「利用希望はない」は4割強となっています。

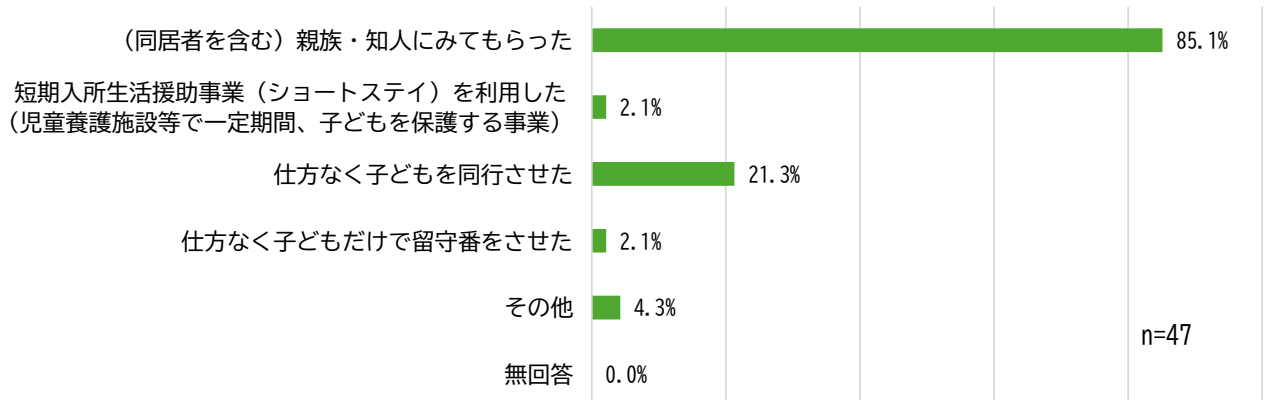
利用したいとする理由については、「保護者や家族の用事」の割合が最も高く、次いで、「保護者や家族の病気」、「保護者のリフレッシュ」、「保護者や家族の育児疲れ・不安」の順となっています。

(6) 宿泊を伴う保育が必要となったときの対処方法等

■宿泊を伴う保育が必要となったことの有無



■宿泊を伴う保育が必要となった時の対処方法【複数回答】



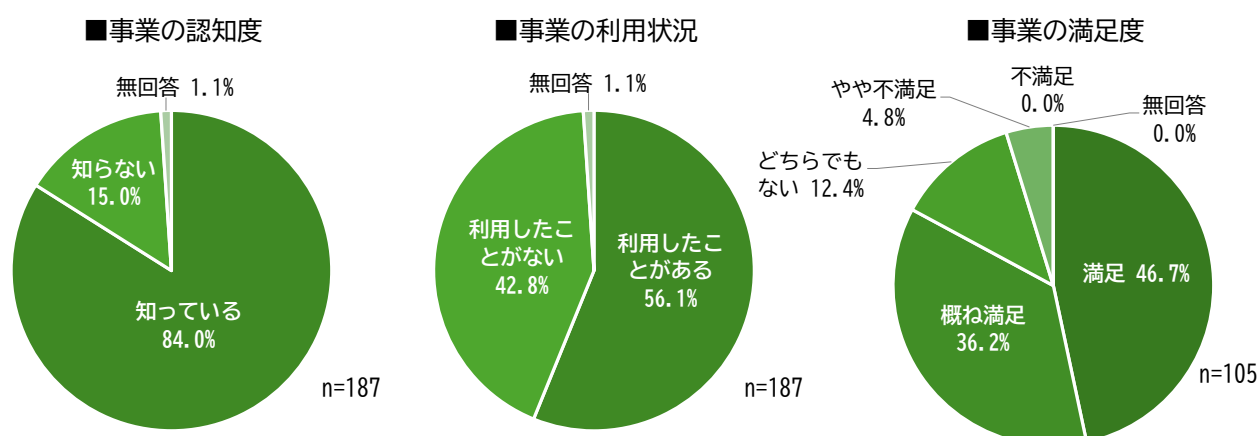
保護者等の用事、病気等により泊りがけで家族以外にみてもらわなければならないことがあったかについては、「あった」が約2割半ばとなっています。

その際の対処方法としては、「親族・知人にみてもらった」が約8割半ばで回答割合が最も高く、次いで、「仕方なく子どもを同行させた」が2割強となっています。

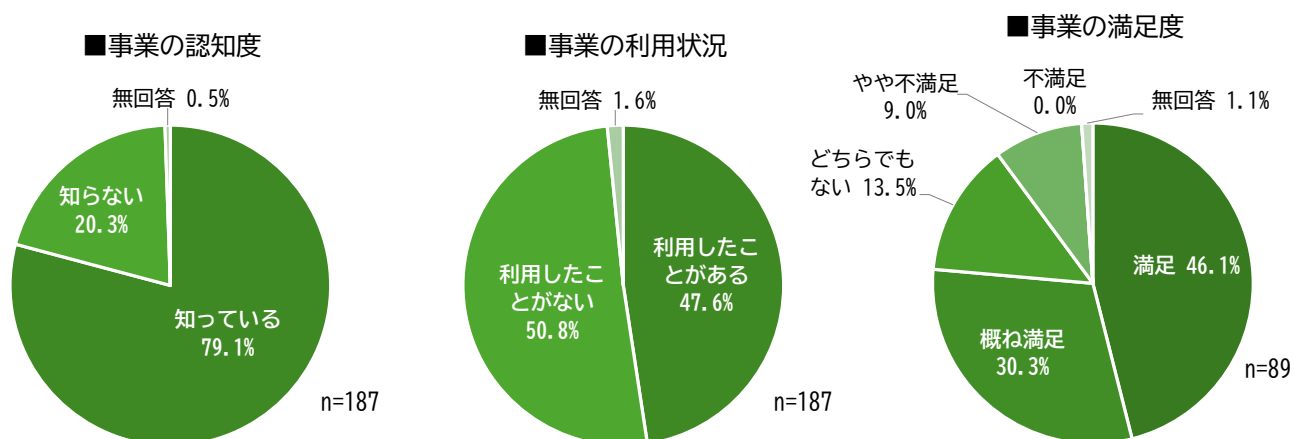
また、「ショートステイを利用した」と「仕方なく子どもだけで留守番をさせた」はともに2.1%となっています。

(7) 地域の子育て支援事業の利用状況等

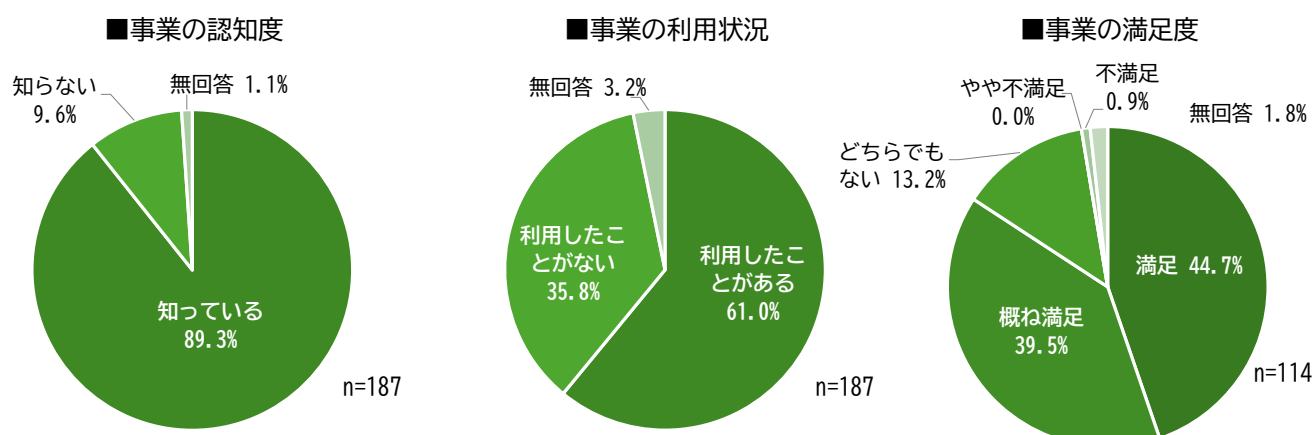
① 産前教室



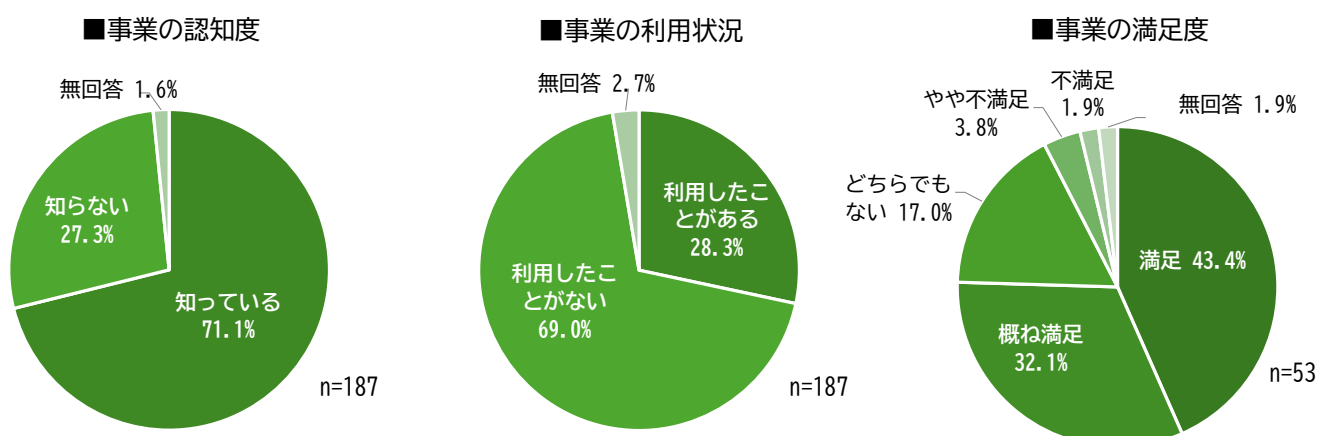
② 産後ケア事業



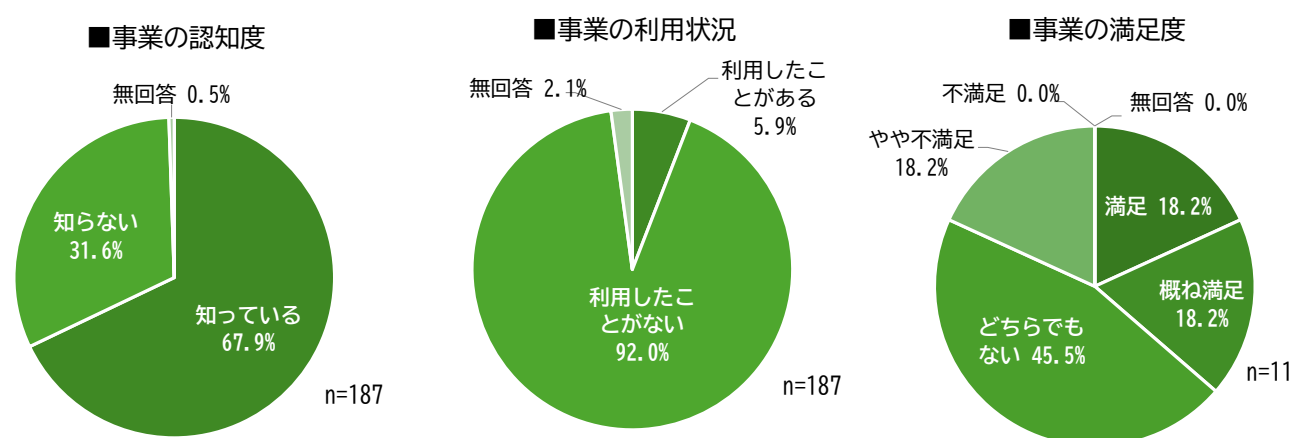
③ 子育て支援センターの親子の交流事業



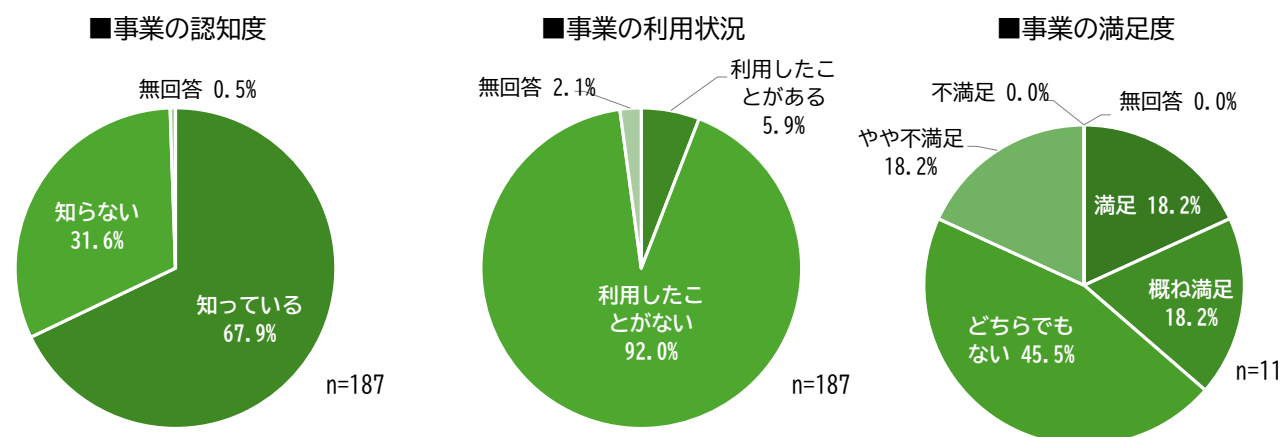
④ 子育て世代包括支援センター（ぽると 21）相談事業



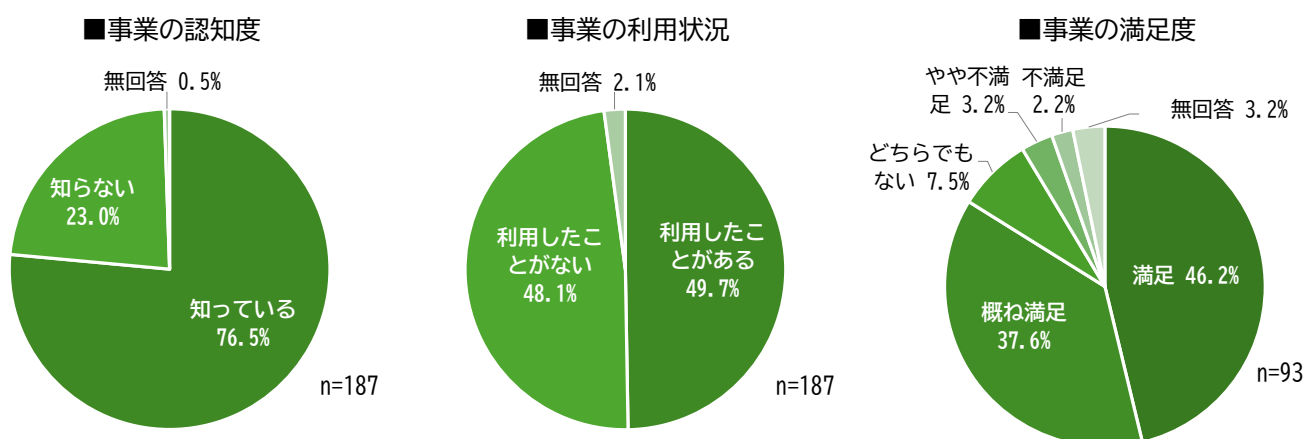
⑤ ファミリー・サポート・センター事業



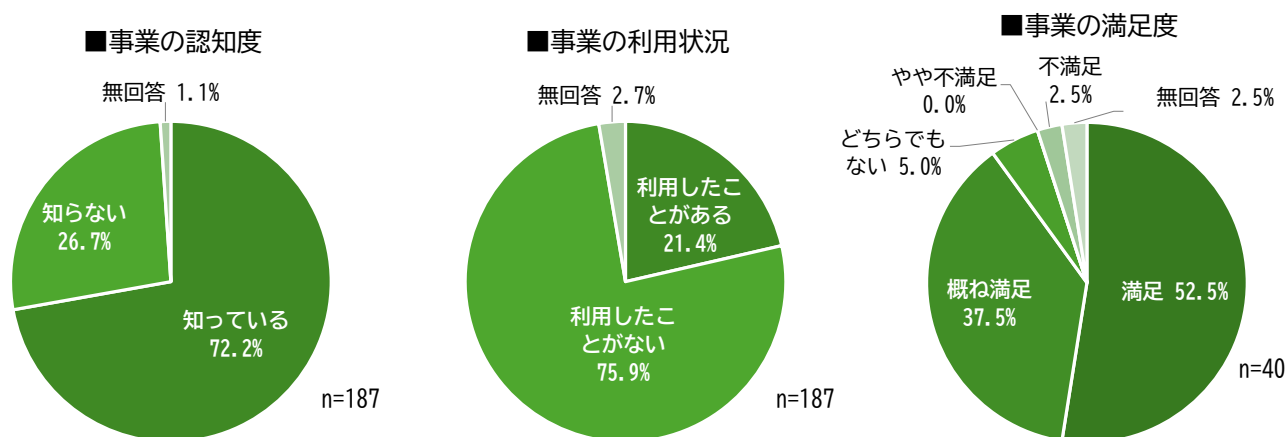
⑥ 一時保育・預かり保育事業



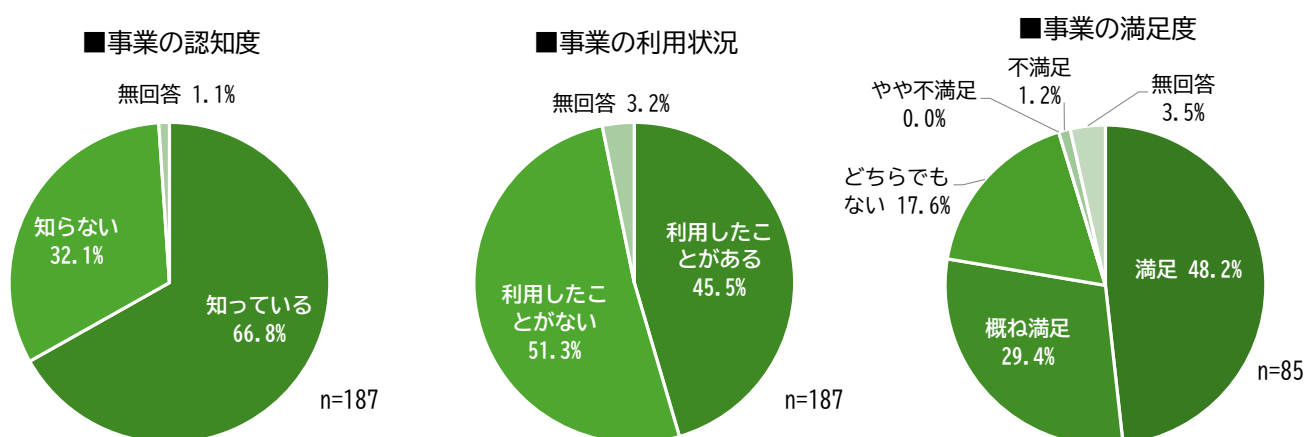
⑦ 児童館・ウトロ子どもセンター事業（各種遊具・講座等）



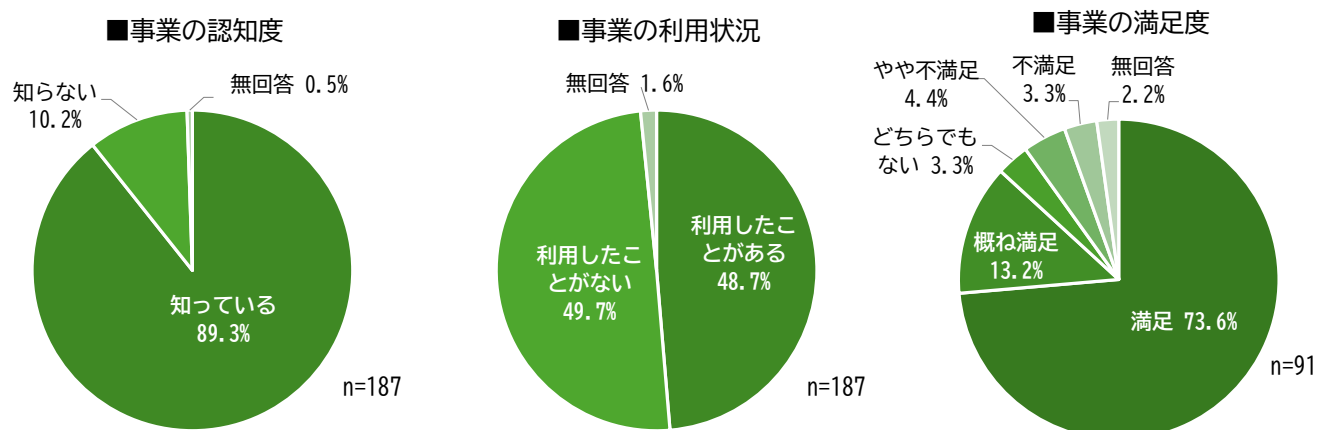
⑧ 子ども通園センターの発達相談



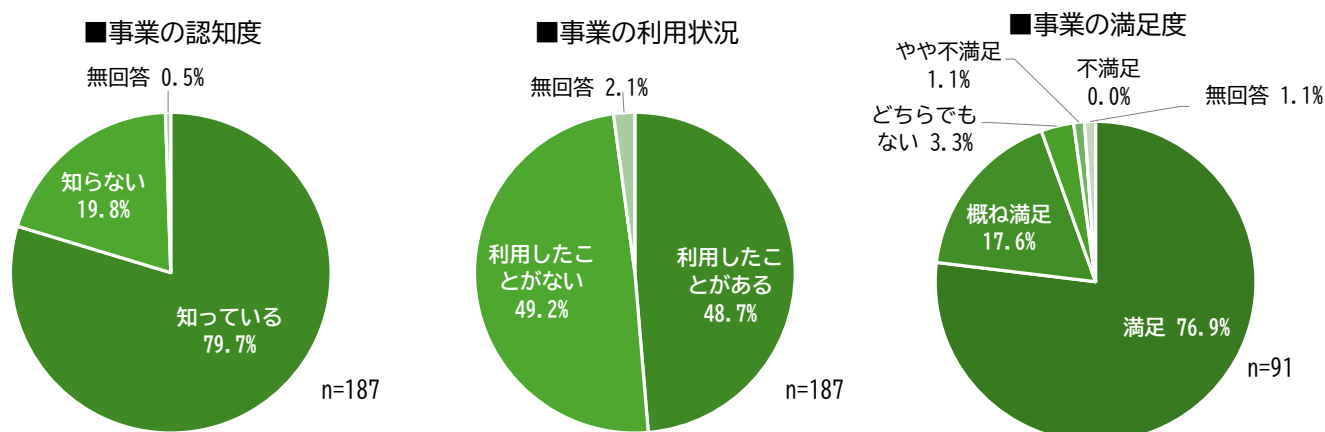
⑨ 町 LINE、ガイドブック等子育て支援情報



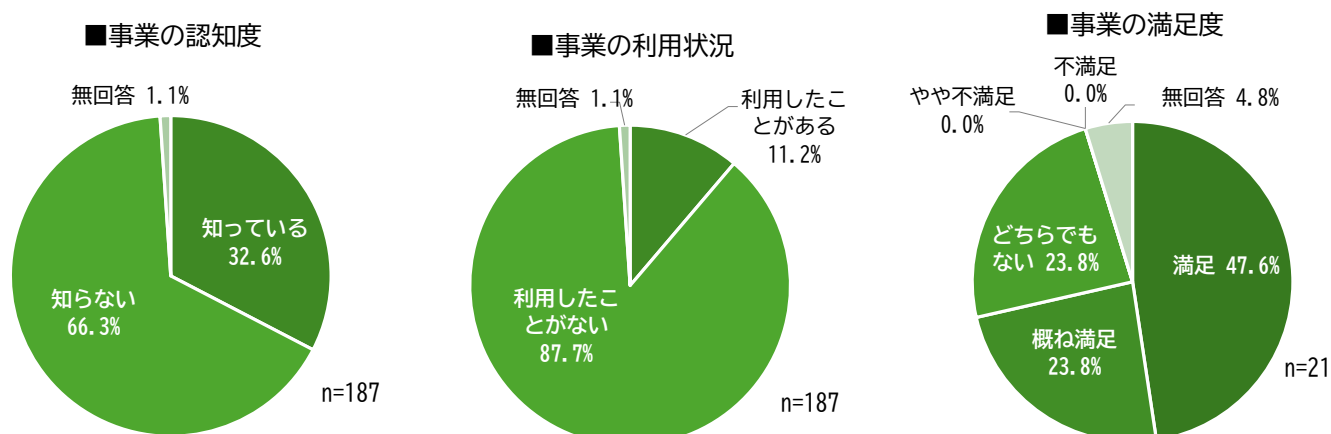
⑩ ベビーカー・ベビーバス無償貸与事業



⑪ 図書館の「ブックスタート」「えほんクラブ」等の就学前児童



⑫ 子育てサポートファイル「きずな」

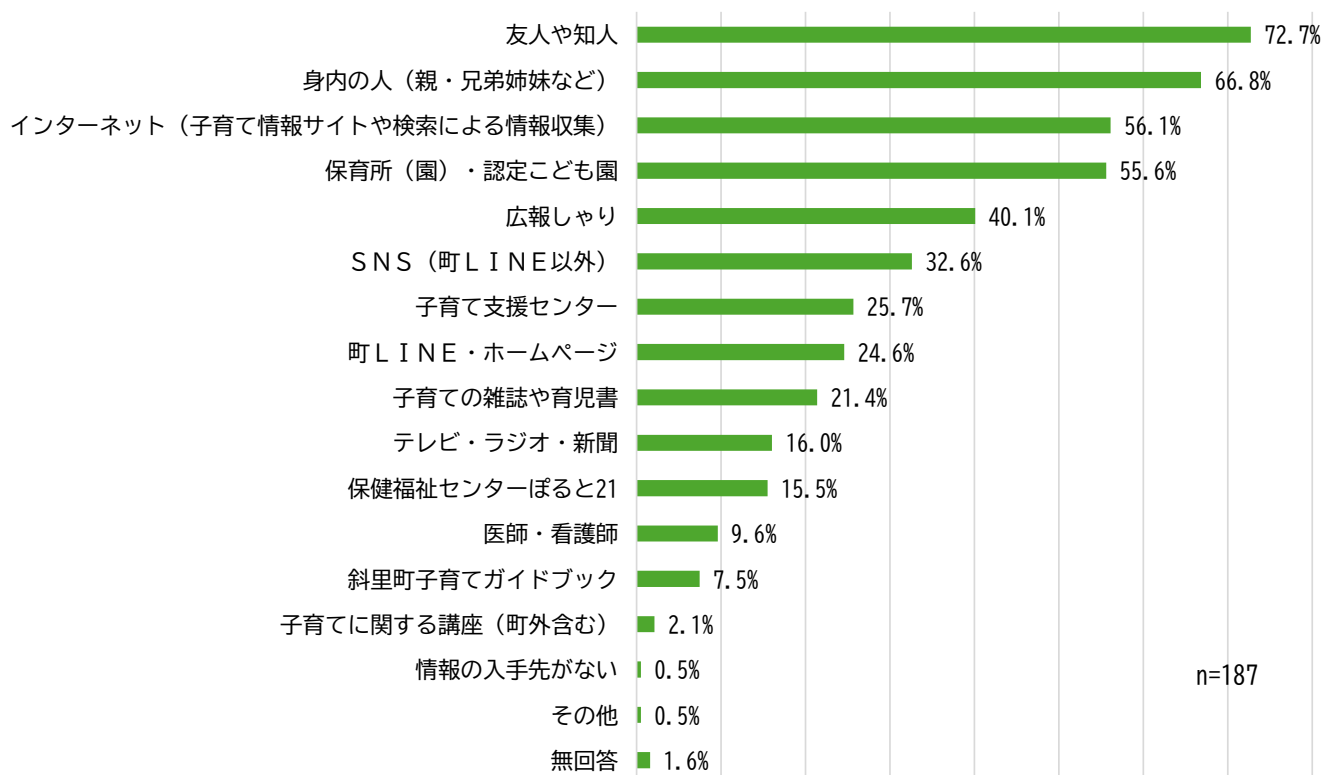


地域の子育て支援事業の各事業の認知度について聞いたところ「知っている」との回答は、子育てサポートファイル「きずな」を除き7割弱から9割弱と高くなっています。子育てサポートファイル「きずな」は「知っている」との回答が3割強となっています。

「利用したことがある」については、数パーセントから6割強と、事業によって差があります。

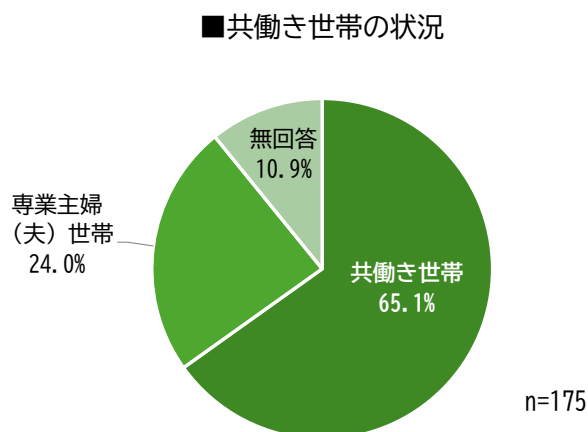
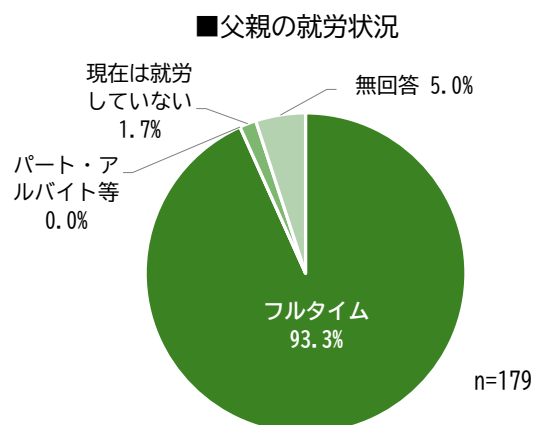
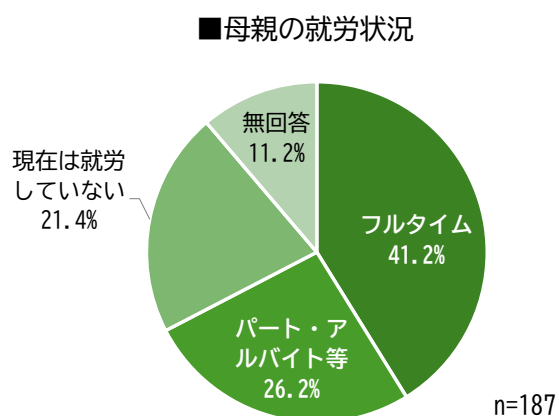
「満足」と「概ね満足」を合わせた満足度については、ファミリー・サポート・センター事業を除き、7割強から9割強と高くなっています。ファミリー・サポート・センター事業の満足度は4割弱となっています。

■子育てに関する情報の入手先【複数回答】



子育てに関する情報の入手先については、「友人や知人」が7割強で最も高く、次いで、「身内の人（親・兄弟姉妹など）」が7割弱、「インターネット（子育て情報サイトや検索による情報収集）」が6割弱、「保育所（園）・認定こども園」が約5割半ば、「広報しゃり」が約4割となっています。また、「SNS（町LINE以外）」は3割強、「町LINE・ホームページ」は2割強となっています。

(8) 保護者の就労状況

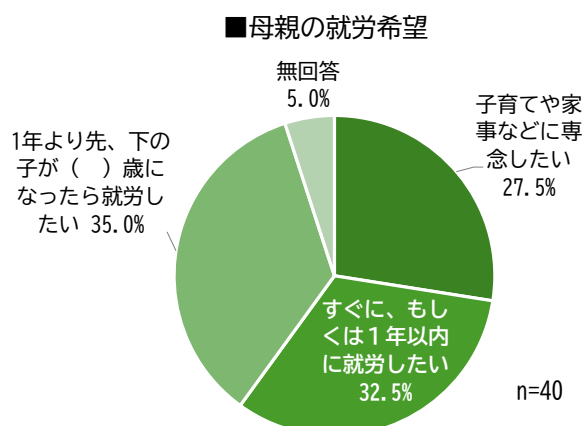


母親の就労状況について、フルタイムとパート、アルバイト等を合わせた数労している人の割合は、7割弱で、就労していない人の割合は、2割強となっています。

父親の就労状況は、フルタイムが9割強となっています。

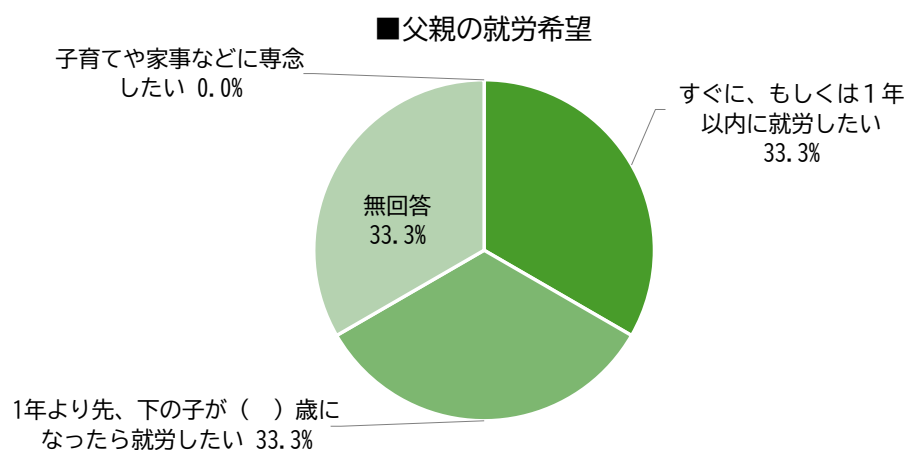
就労状況別にみた世帯類型としては、共働き世帯が約6割半ば、専業主婦（夫）世帯が2割強となっています。

「現在は就労していない」に○をつけた人への設問



「下の子が()歳になったら就労したい」を選択した母親の回答年齢

1歳	2歳	3歳	4歳	6歳	8歳	13歳	合計
2人	2人	5人	2人	1人	1人	1人	14人



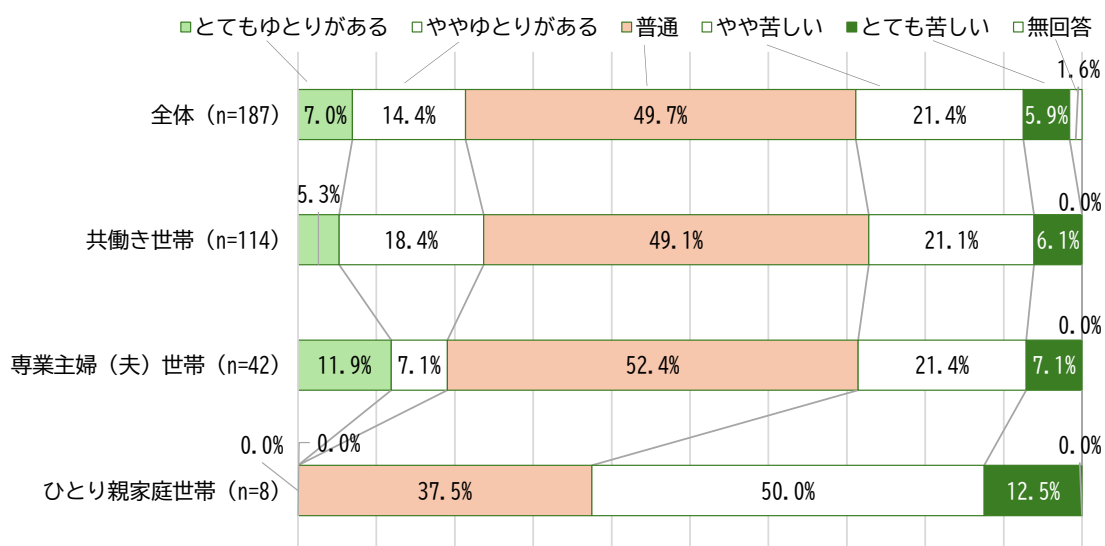
「下の子が()歳になったら就労したい」を選択した父親の回答年齢

3歳
1人

就労状況について「現在は就労していない」と答えた人に今後の就労希望を聞いたところ、「すぐに、もしくは1年以内」と「1年より先、一番下の子どもが()歳になったら」を合わせた就労希望を持つ人は、母親、父親ともに7割弱となっています。

また、母親について、下の子が3歳以内で就労したい人の割合は合わせて6割強となります。

■経済的に見た現在の家庭の暮らしの状況



※配偶者の有無の設問で「配偶者はいない」と回答した人の世帯を「ひとり親家庭世帯」として
います。

現在の家庭の暮らしの状況を経済的にみてどう感じているかについて、全体では、「普通」の回答割合が5割弱で最も高く、次いで、「やや苦しい」が2割強、「ややゆとりがある」が1割強となっています。

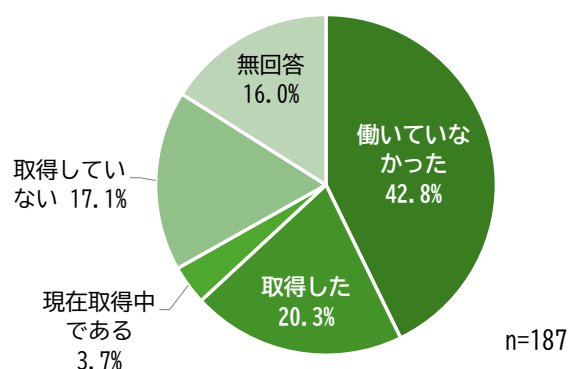
共働き世帯は、「普通」の回答割合が高く、次いで、「やや苦しい」、「ややゆとりがある」となっており、全体の構成割合に近くなっています。

専業主婦（夫）世帯も「普通」、「やや苦しい」の順ですが、次いで、「とてもゆとりがある」となっています。

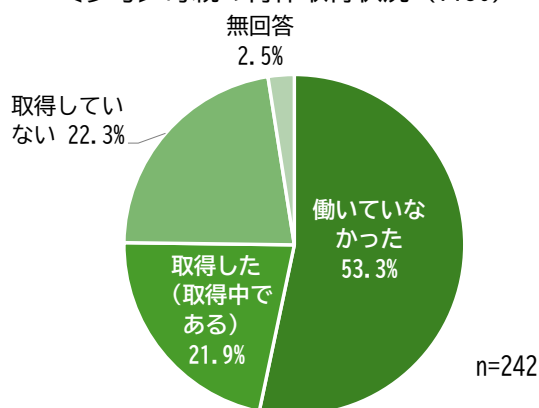
ひとり親家庭世帯は、「とてもゆとりがある」、「ややゆとりがある」との回答はなく、「やや苦しい」の回答割合が最も高く、次いで、「普通」、「とても苦しい」の順となっています。

(9) 保護者の育児休業の取得状況

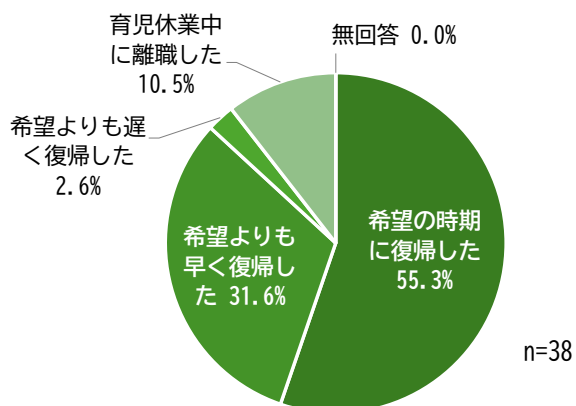
■母親の育休取得状況



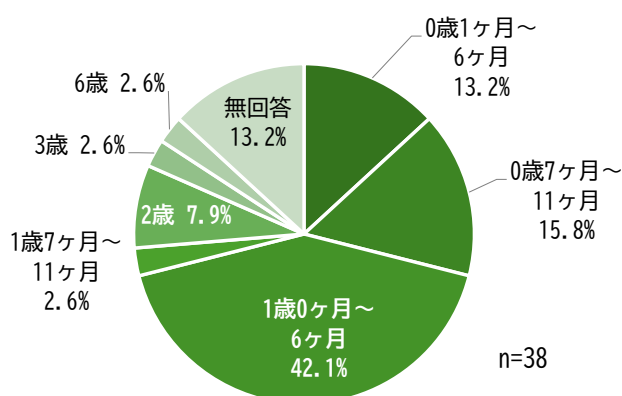
〔参考〕母親の育休取得状況（H30）



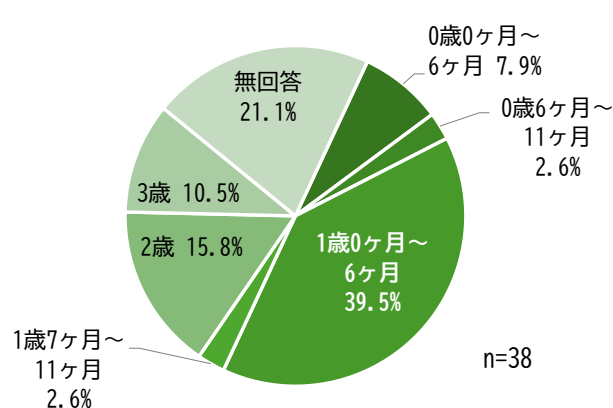
■母親の育休後の職場復帰の状況



■母親が育休後職場復帰した際の子の年齢



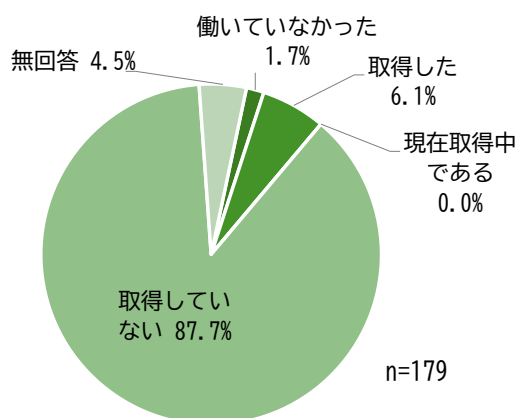
■母親が希望する職場復帰の際の子の年齢



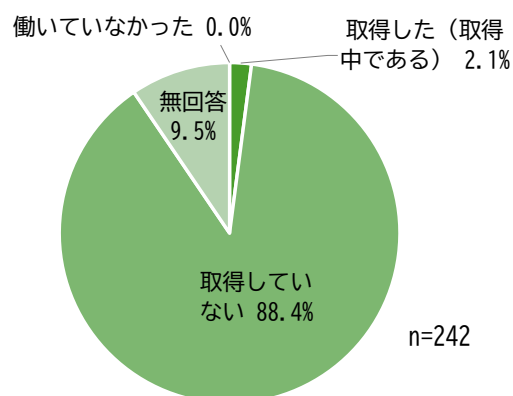
母親の育児休業の取得状況について、「取得した（取得中）」との回答割合は、5年前の調査時点とほぼ同程度となっています。

職場復帰については、「希望するタイミングで復帰した」が約5割半ば、復帰時の子の年齢については、1歳6ヶ月以内が合わせて7割強となっています。希望する職場復帰時期については、1歳7ヶ月以上3歳までが合わせて3割弱となり、実際よりも長く取得したい意向がうかがえます。

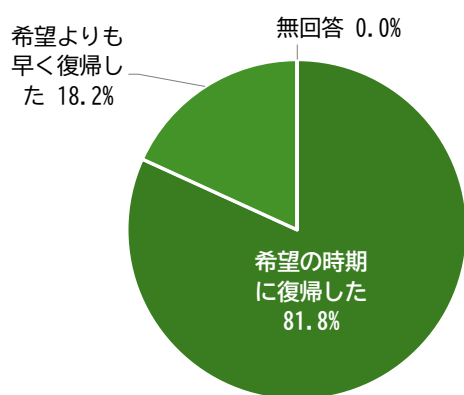
■父親の育休取得状況



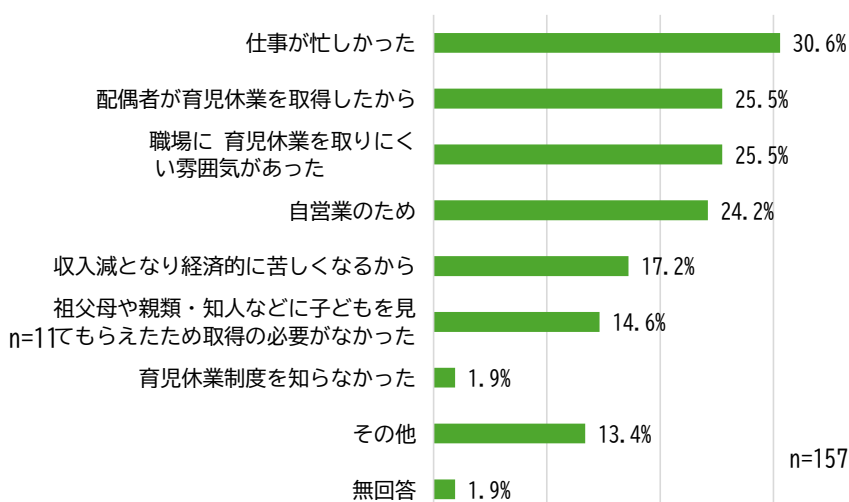
〔参考〕父親の育休取得状況（H30）



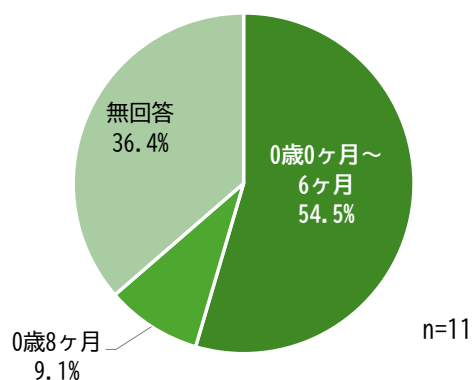
■父親の育休後の職場復帰の状況



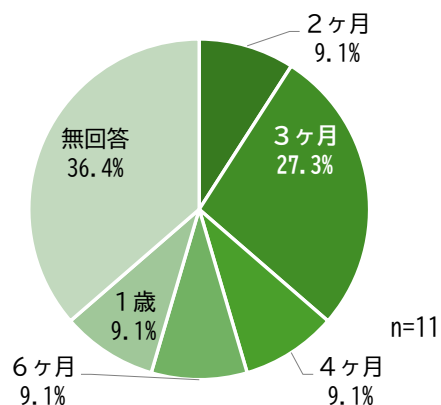
■父親が育休を取得しなかった理由【複数回答】



■父親が育休後職場復帰した際の子の年齢



■父親が希望する職場復帰の際の子の年齢

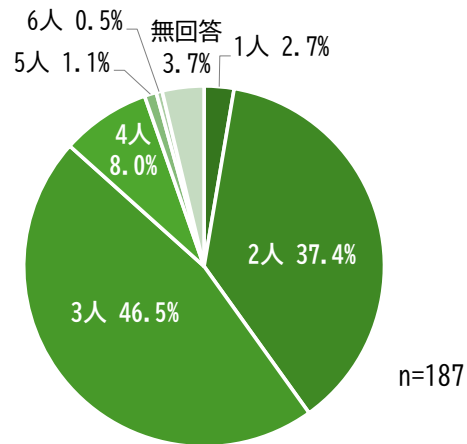


父親の育児休業の取得状況について、「取得した（取得中）」との回答割合は、5年前の調査時点よりも4ポイント高くなっています。取得していない人に聞いた理由では「仕事が忙しかった」が高くなっています。

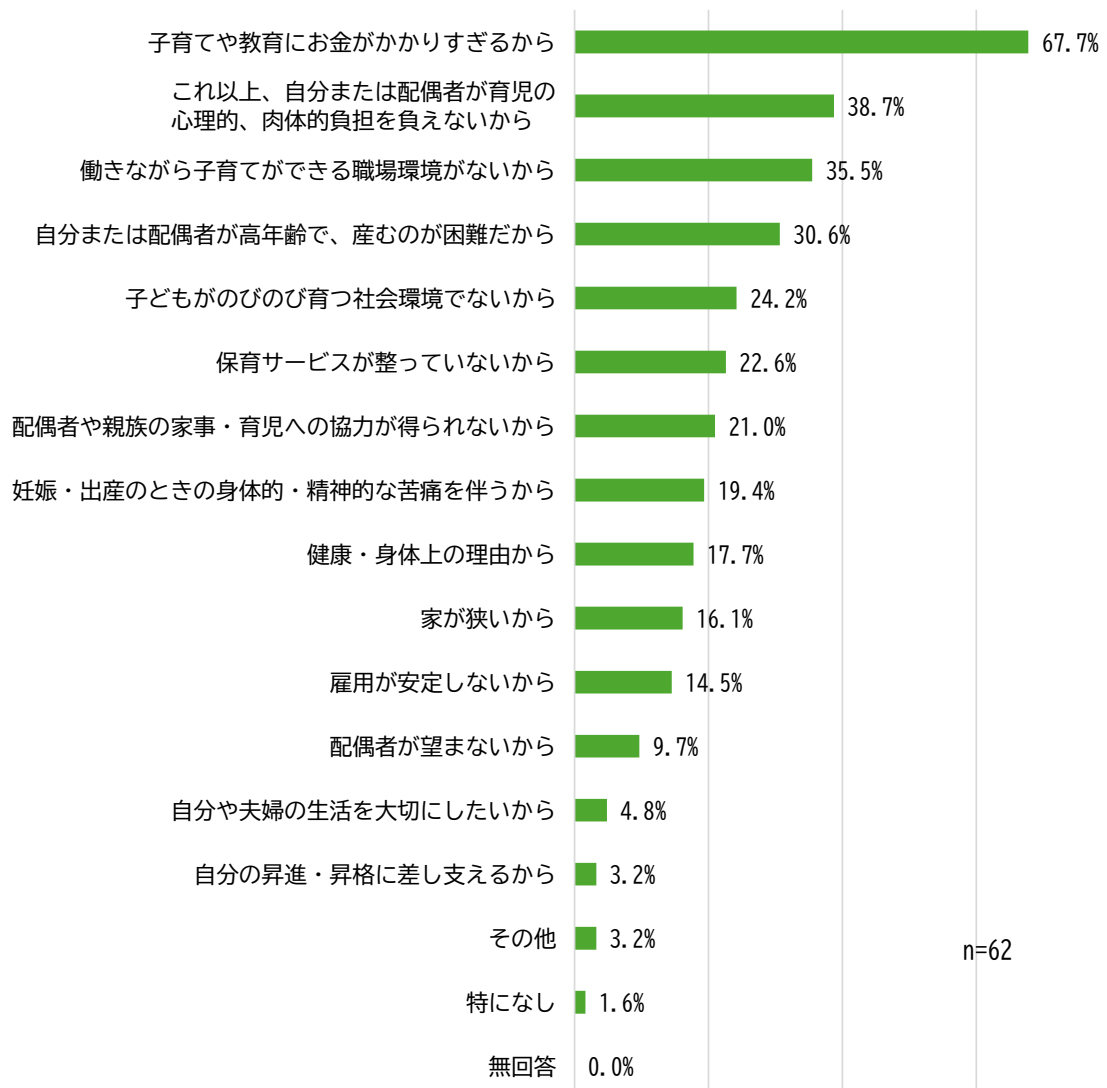
職場復帰については、「希望するタイミングで復帰した」が8割強、復帰時の子の年齢については、0歳6ヶ月以内が合わせて約5割半ばとなっています。希望する職場復帰時期については、0歳6ヶ月以内が合わせて約5割半ばとなり、実際とほぼ同割合となっています。

(10) 子育てについての考え方

■理想的な子どもの数



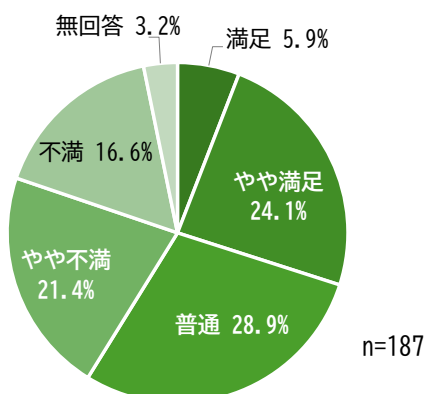
■実現できないと回答した人が挙げるその理由【複数回答】



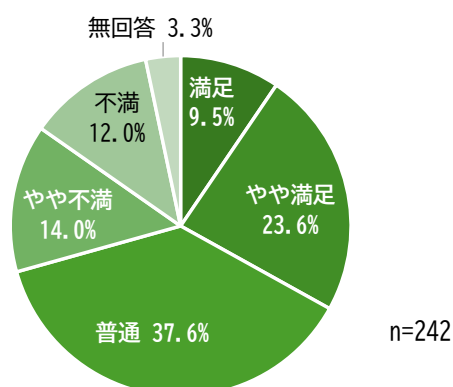
理想的な子どもの数を聞いたところ、「3人」が最も多く、次いで、「2人」、「4人」の順となっています。

理想的な子どもの数が実現できるかについて、「実現できないと思う」と答えた人に、その理由を聞いたところ、「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」との回答割合が最も高く、次いで、「働きながら子育てができる職場環境がないから」、「自分または配偶者が高年齢で、産むのが困難だから」の順となっています。

■町の子育て環境・支援の満足度



〔参考〕町の子育て環境・支援の満足度(H30)



■子育てで重要と思うこと【複数回答】



町の子育て環境・支援の満足度について、「満足」と「やや満足」を合わせた「満足」とする割合は3割となっています。

前回調査の「満足」とする割合は3割強となっており、ほぼ同程度ですが、今回調査では、「普通」とする割合が低下する一方、「やや不満」と「不満」とする割合が上昇しています。

子育てをしていく上で、重要だと思うものについては、「保育園・保育所・認定こども園の充実」の回答割合が最も高く、次いで、「保健・医療の充実」、「仕事と子育ての両立ができる就労環境づくり」、「保育料の軽減や乳幼児医療支援等の経済的支援」の順となっています。

(11) 自由記載

問 「斜里町にあったらいいなと思う取り組みや制度」に関してご意見がございましたら、ご自由にご記入ください。

※59 人から回答がありました。回答には複数の区分が含まれる場合は重複してカウントしています。

区 分	件 数
幼児教育・保育関係	6
子育て支援センター・保護者の交流関係	4
一時預かり・病児保育等	11
小児医療	6
母子保健関係	4
遊び場や公園、親子の居場所	18
経済的支援	18
職場の子育て支援、再就職の斡旋	4
その他	12
合計	83

問 「子育ての環境や支援全般についてのご意見等」に関してご意見がございましたら、ご自由にご記入ください。

※54 人から回答がありました。回答には複数の区分が含まれる場合は重複してカウントしています。

区 分	件 数
幼児教育・保育関係	8
子育て支援センター・保護者の交流関係	6
一時預かり・病児保育等	3
小児医療	7
母子保健関係	7
遊び場や公園、居場所（児童館等）	18
経済的支援	11
職場の子育て支援	1
その他	13
合計	74

令和5年度 斜里町子ども・子育て支援に関するニーズ調査 (小学生保護者対象)

【概 要】

1. 調査の目的

斜里町では令和2年度より子ども・子育て支援法に基づく5年を1期とする「斜里町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、地域の子ども・子育て支援の推進を図っています。

現在の第2期計画は令和6年度をもって期間が終了することから、町では次期計画策定の基礎資料とさせていただき、今後の町の子ども・子育て施策への参考とするため、現在の子育て支援に関する利用状況や今後の希望等について調査を実施することといたしました。

調査は「就学前児童のいる世帯」と「小学生・義務教育学校前期課程（1～6年生）児童のいる世帯」を対象に実施しました。このうち、「小学生・義務教育学校前期課程（1～6年生）児童のいる世帯」（小学生児童保護者）の調査結果の概要は次のとおりです。

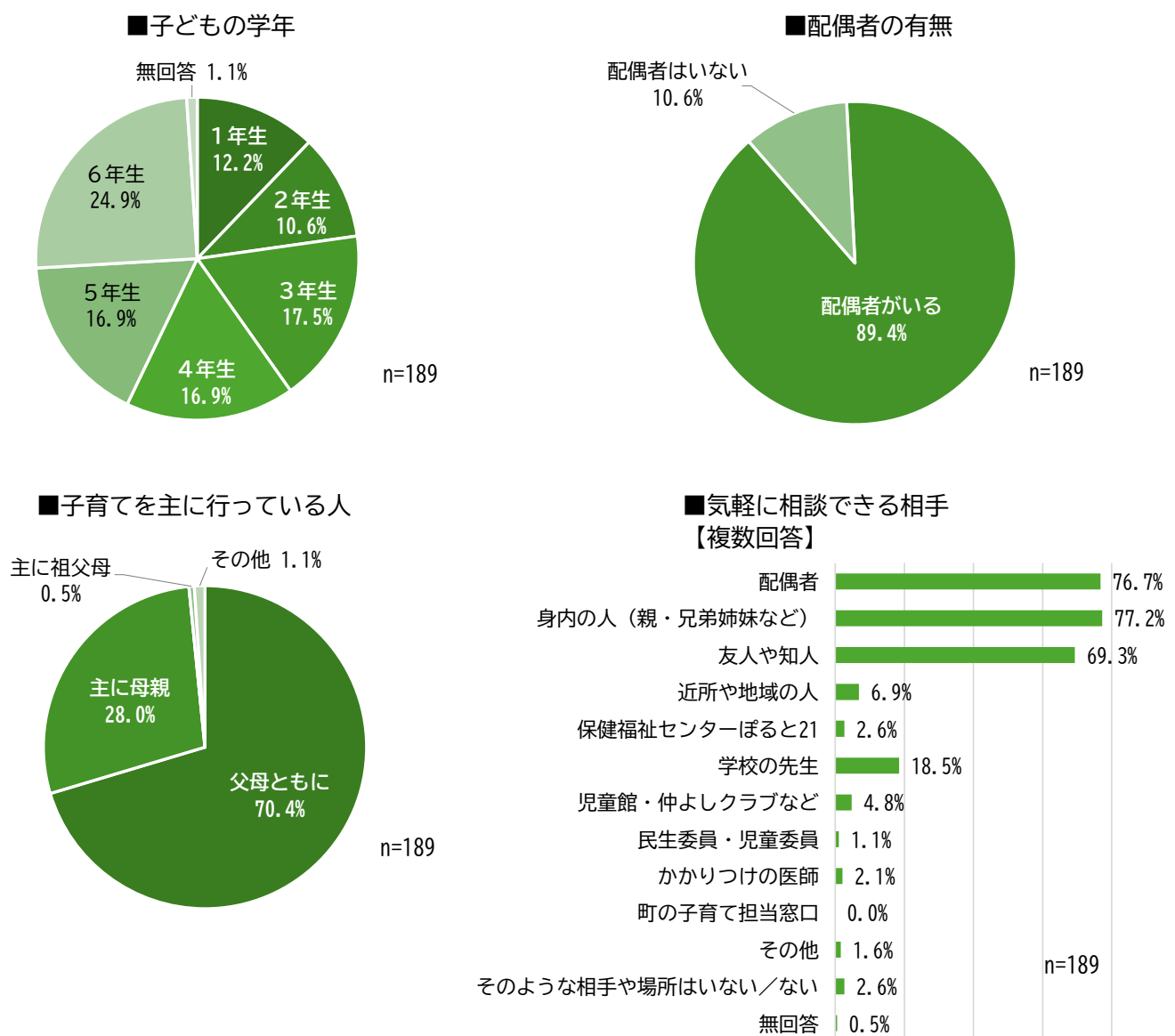
2. 調査概要

調 査 対 象	小学生・義務教育学校前期課程児童のいる世帯（調査Ⅱ）		387 件
調 査 方 法	郵送により配布し、紙の票での回収またはW e b上で回答、または、下記の場所において回収 記 役場児童育成課窓口、町内保育園・保育所、町内認定こども園		
調 査 期 間	令和6年2月23日（金）～令和6年3月8日（金） 15日間		
調査基準日	令和5年12月1日現在		
回 収 状 況	回収方法	回収件数	有効回答件数
	郵送等	50 件	50 件
	W e b	139 件	139 件
	合 計	189 件（回収率：48.8%）	189 件（有効回答率：48.8%）
そ の 他	・複数回答以外でも端数処理の関係上合計が必ずしも 100%にならない場合があります。 ・本調査の「あて名の子ども」とは、就学後（1～6年生）対象調査の場合は、「1～6年生のうち最年長の児童」をいいます。 ・グラフ等の「n」は、集計対象者数を表しています。 ・選択肢の文章が長い場合、グラフ及び表中で簡略化した表現を用いる場合があります。		

3. 集計結果（概要）

調査Ⅱ（対象：小学生保護者）

（1）お子さんご家族の状況



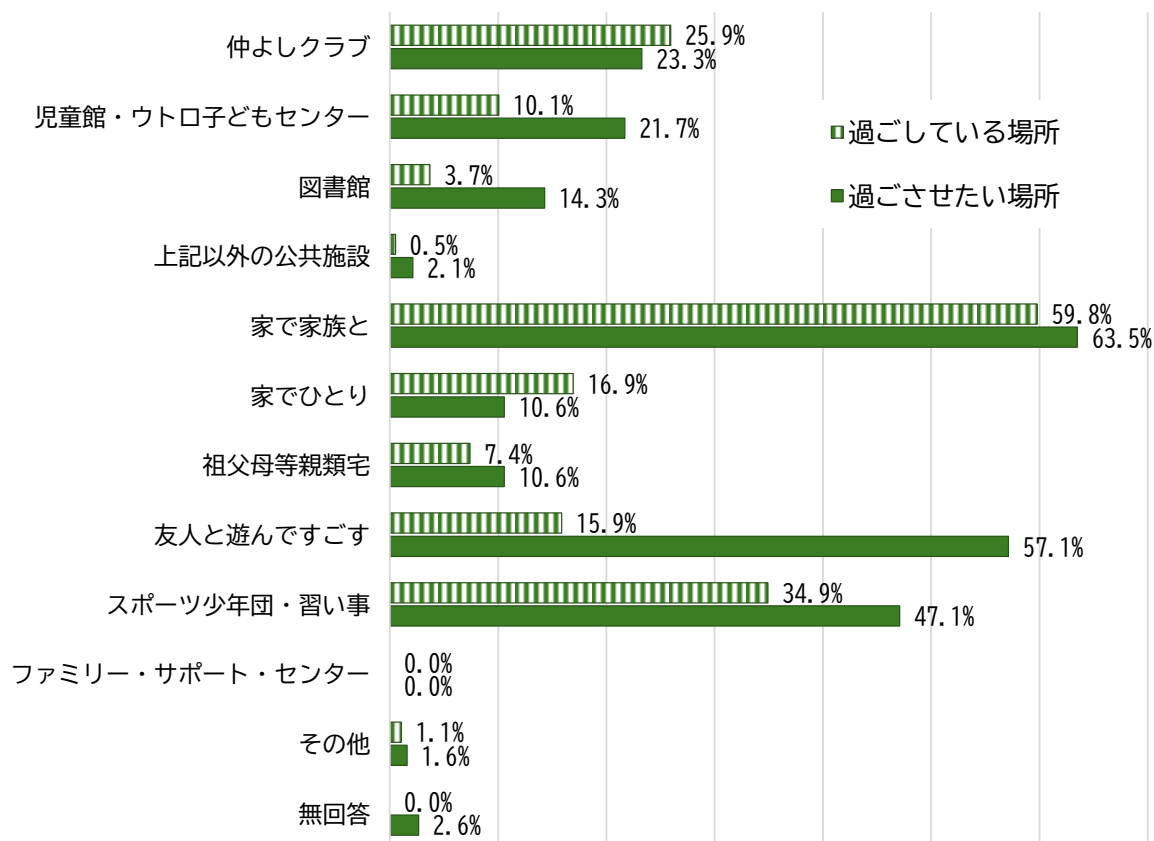
配偶者は、「いる」が9割弱、「いない」が約1割となっています。

子育てを主に行っている人は、「父母ともに」が約7割、「主に母親」が3割弱となっています。

気軽に相談できる相手は、「身内の人」「配偶者」、「友人や知人」の回答割合が高くなっています。

(2) お子さんの放課後の過ごし方

■放課後に過ごしている場所と過ごさせたい場所
【複数回答】

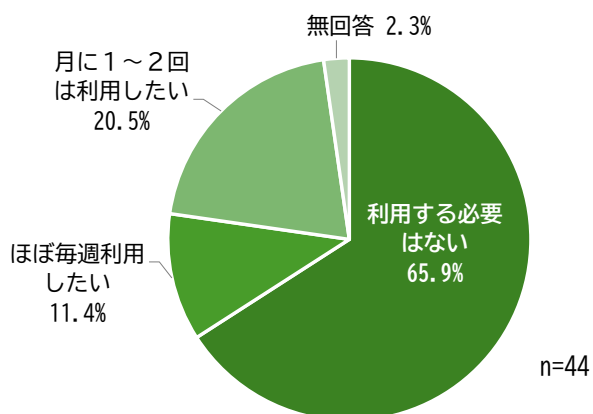


お子さんの放課後の過ごし方については、「家で家族と」の回答割合が最も高く、次いで、「スポーツ少年団・習い事」、「仲よしクラブ」の順となっています。

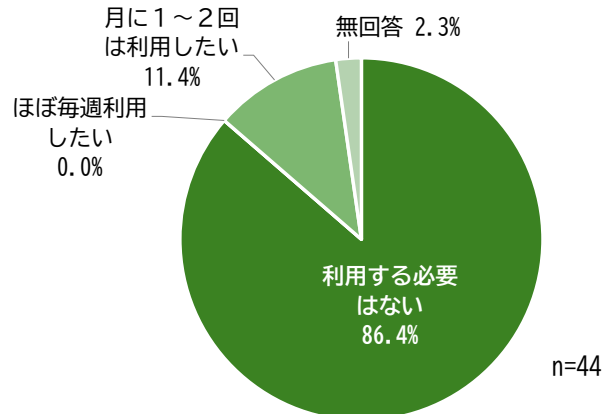
放課後の時間をどのような場所で過ごさせたいかについては、「家で家族と」の回答割合が最も高く、次いで、「友人と遊んでいます」、「スポーツ少年団・習い事」の順となっています。

「友人と遊んでいます」については、放課後の過ごし方として6割弱の回答者が望んでいますが、実際に過ごしているのは、約1割半ばとなっています。

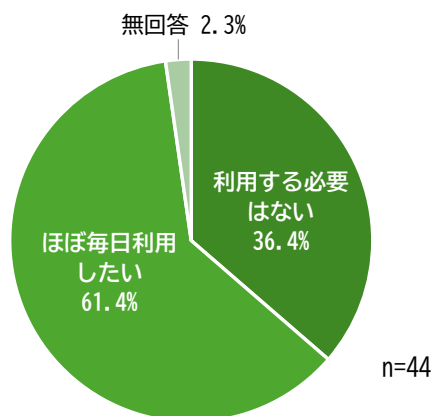
■土曜日の仲よしクラブの利用希望



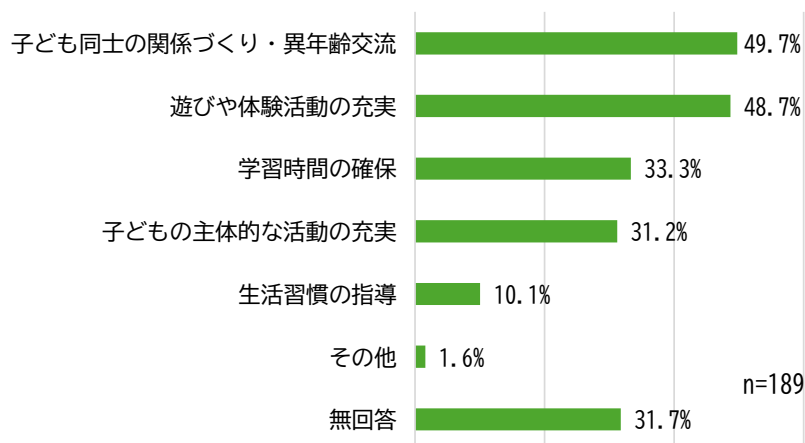
■日曜・祝日の仲よしクラブの利用希望



■長期休暇中の仲よしクラブの利用希望



■仲よしクラブの過ごし方で望むこと
【複数回答】



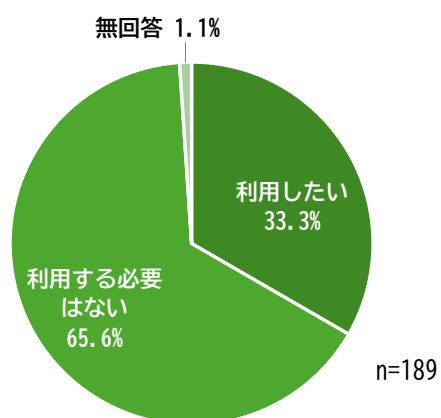
放課後の時間をどのような場所で過ごさせたいかについて「仲よしクラブ」を選択した人に、土曜日における仲よしクラブの利用意向を聞いたところ、「ほぼ毎週利用したい」と「月に1～2回は利用したい」を合わせた利用意向を示す人の割合は3割強となっています。

日曜・祝日については1割強、夏休み等の長期休暇中は6割強の人が利用意向を示しています。

仲よしクラブでの過ごし方について特に望むことは、「子ども同士の関係づくり・異年齢交流」、「遊びや体験活動の充実」の回答割合が高くなっています。

(3) お子さんの「一時的・臨時的」な預かり

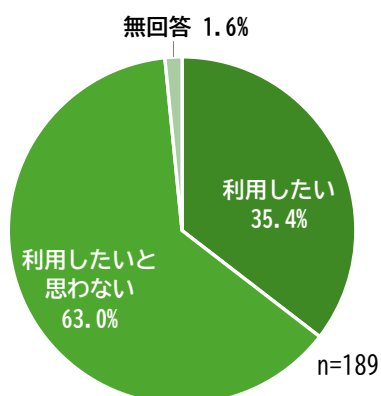
■一時的・臨時的な預かり事業等の利用意向



保護者や家族の用事（冠婚葬祭等）、病気等で、一時的・臨時的な預かり事業等を利用する必要があるについては、「利用したい」が3割強、「利用する必要はない」が約6割半ばとなっています。

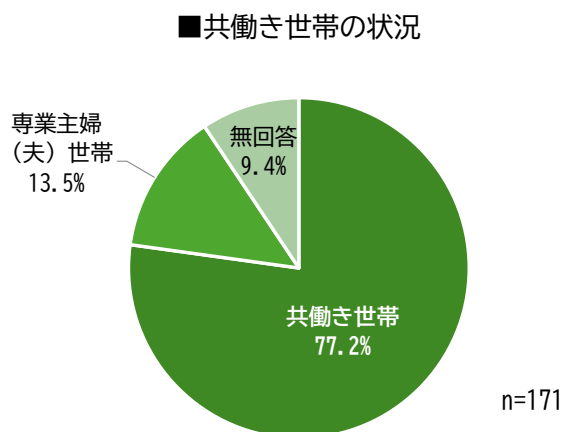
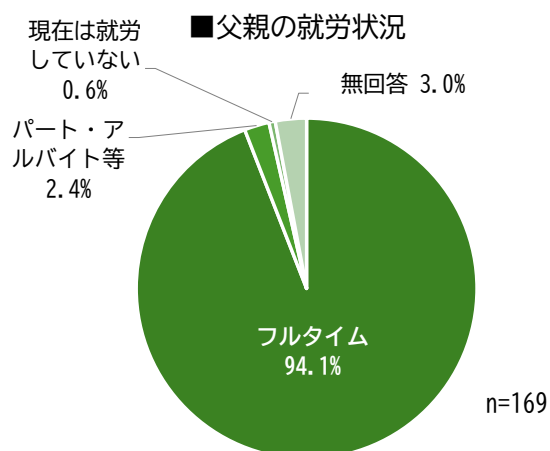
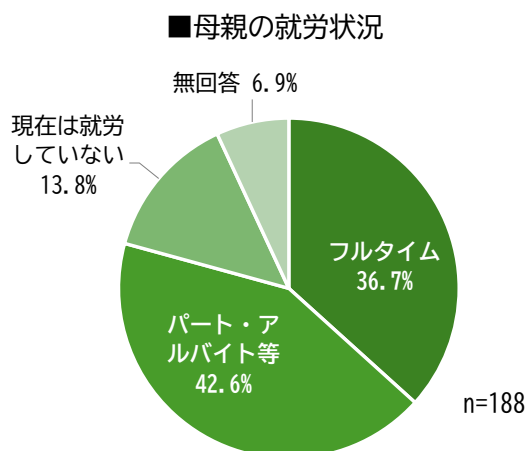
(4) お子さんの「病気」の際の対応

■ファミリー・サポート・センター「病児病後児サポート事業」の利用意向



問13 お子さんが病気やけがで学校等を休む場合に、ファミリー・サポート・センター「病児病後児サポート事業」があるとしたら利用したいと思うかについては、「利用したい」が約3割半ば、「利用する必要はない」が6割強となっています。

(5) 保護者の就労状況

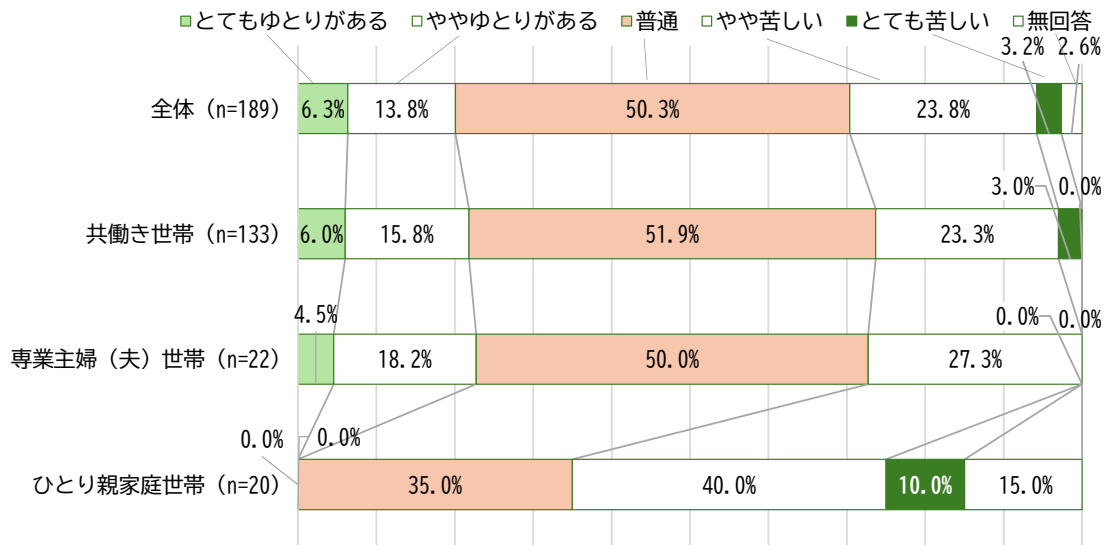


母親の就労状況について、フルタイムとパート、アルバイト等を合わせた数労している人の割合は、8割弱で、就労していない人の割合は、1割強となっています。

父親の就労状況は、フルタイムが9割強となっています。

就労状況別にみた世帯類型としては、共働き世帯が8割弱、専業主婦（夫）世帯が1割強となっています。

■経済的に見た現在の家庭の暮らしの状況



※配偶者の有無の設問で「配偶者はいない」と回答した人の世帯を「ひとり親家庭世帯」として
います。

現在の家庭の暮らしの状況を経済的にみてどう感じているかについて、全体では、「普通」の回答割合が約5割で最も高く、次いで、「やや苦しい」が2割強、「ややゆとりがある」が1割強となっています。

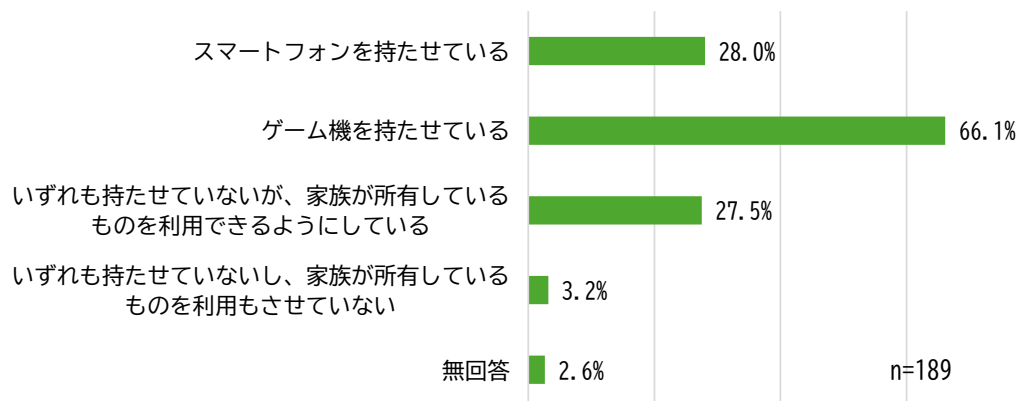
共働き世帯は、「普通」の回答割合が高く、次いで、「やや苦しい」、「ややゆとりがある」となっており、全体の構成割合に近くなっています。

専業主婦（夫）世帯も「普通」、「やや苦しい」、「ややゆとりがある」の順ですが、「とても苦しい」とする回答はありませんでした。

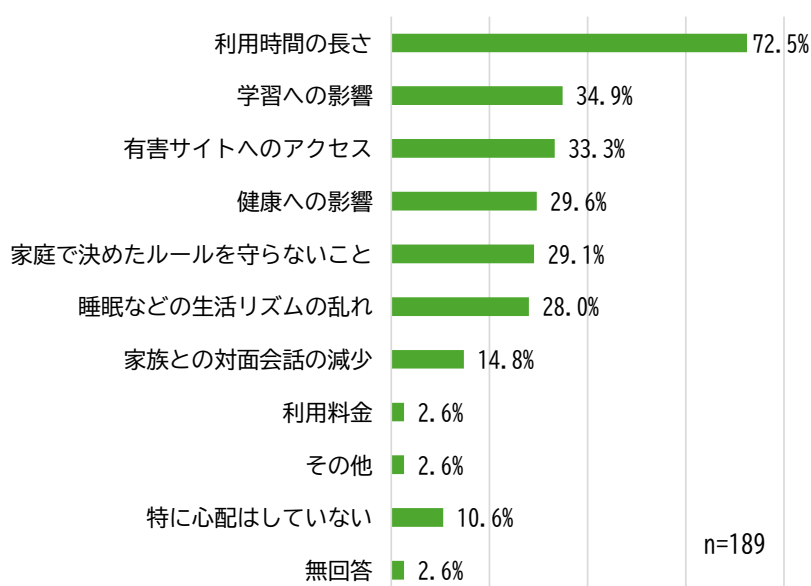
ひとり親家庭世帯は、「とてもゆとりがある」、「ややゆとりがある」との回答はなく、「やや苦しい」、「普通」の順で回答割合が高くなっており、「とても苦しい」については1割となっています。

(6) 子育てについての考え方

■スマホやゲーム機の所有（利用）状況 【複数回答】



■スマホやゲーム機の利用で心配していること 【複数回答】

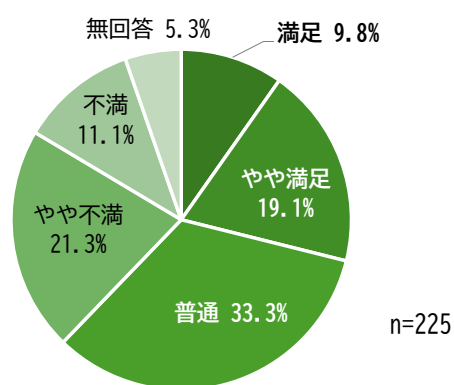
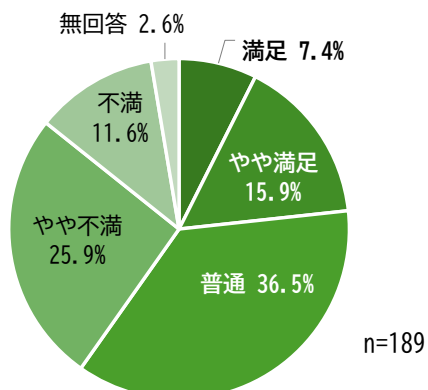


お子さんにスマートフォンやゲーム機を持たせたり、家族が所有しているものを利用できるようにしているかについては、「スマートフォンを持たせている」が3割弱、「ゲーム機を持たせている」が7割弱、「いずれも持たせていないが、家族が所有しているものを利用できるようにしている」が3割弱、「いずれも持たせていないし、家族が所有しているものを利用もさせていない」が3.2%となっており、何らかの形で利用できる状況にある子どもが多くなっています。

スマートフォンやゲーム機などを利用するに当たって、心配していることについては、「利用時間の長さ」の回答割合が最も高く、次いで、「学習への影響」、「有害サイトへのアクセス」、「健康への影響」の順となっており、使い過ぎによる悪影響が懸念されていることがうかがえます。

■町の子育て環境・支援の満足度

〔参考〕町の子育て環境・支援の満足度（H30）



■子育てで重要と思うこと【複数回答】



町の子育て環境・支援の満足度について、「満足」と「やや満足」を合わせた「満足」とする割合は2割強となっています。

前回調査の「満足」とする割合は3割弱となっており、今回調査では、やや低下しています。また、今回調査では、「普通」とする割合がやや増加する一方、「やや不満」とする割合もやや増加しています。

子育てをしていく上で、重要だと思うものについては、「保健・医療の充実」の回答割合が最も高く、次いで、「子どもが気軽に立ち寄れる居場所づくり（児童館事業等）の充実」、「仕事と子育ての両立ができる就労環境づくり」、「確かな学力の定着」の順となっています。

(7) 自由記載

問 「斜里町にあったらいいなと思う取り組みや制度」に関してご意見がございましたら、ご自由にご記入ください。

※63 人から回答がありました。回答には複数の区分が含まれる場合は重複してカウントしています。

区 分	件 数
地域・子ども・保護者の交流関係	8
一時預かり・病児保育等	2
遊び場や公園、子どもの居場所、活動の場、体験機会	27
仲よしクラブ関係	3
学校・学習支援関係	5
配慮が必要な子どもへの支援関係	8
経済的支援	14
通学、送り迎え関係	4
その他	9
合計	80

問 「子育ての環境や支援全般についてのご意見等」に関してご意見がございましたら、ご自由にご記入ください。

※55 人から回答がありました。回答には複数の区分が含まれる場合は重複してカウントしています。

区 分	件 数
町の子育て支援全般	7
幼児教育・保育関係	2
一時預かり・病児保育等	1
小児医療	2
遊び場や公園、子どもの居場所、活動の場、体験機会	15
仲よしクラブ関係	3
学校・学習支援関係	5
配慮が必要な子どもへの支援関係	5
経済的支援	16
習い事、送り迎え関係	3
その他	5
合計	64